

第九十三回国会 衆議院 科学技術委員会 議 録 第 四 号

昭和五十五年十月二十八日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 中村 弘海君

理事 小沢 一郎君

理事 椎名 素夫君

理事 日野 市朗君

理事 草野 威君

理事 加藤 紘二君

理事 竹中 修一君

理事 前田 正男君

理事 村上 勇君

理事 渡辺 榮一君

理事 関 晴正君

理事 広瀬 秀吉君

理事 小淵 正義君

理事 瀬崎 博義君

出席國務大臣

國務大臣 中川 一郎君

科学技術庁長官 下邨 昭三君

出席政府委員

科学技術庁長官 官房長 高岡 敬展君

科学技術庁長官 官房審議官 園山 重道君

科学技術庁計画局長 石渡 鷹雄君

科学技術庁原子力局長 赤羽 信久君

科学技術庁原子力安全局長 後藤 宏君

科学技術庁原子力安全局次長 金子 熊夫君

委員外の出席者

防衛庁防衛局防衛課長 池田 久克君

外務省国際連合局原子力課長 金子 熊夫君

運輸省船舶局首席船舶検査官 新藤 卓治君

海上保安庁警備救難部警備第二課長 加藤 正義君

参考人 (日本原子力船開発事業団理事) 野村 一彦君

参考人 (日本原子力船開発事業団専務理事) 倉本 昌昭君

参考人 (日本原子力船開発事業団理事) 野沢 俊弥君

参考人 (日本原子力船開発事業団理事) 曾根原幸雄君

科学技術委員会調査室長

委員の異動

十月二十八日

辞任 伊藤宗一郎君

佐々木義武君

北山 愛郎君

上坂 昇君

村山 喜一君

和田 一仁君

同日 辞任 竹中 修一君

村岡 兼造君

阿部 助哉君

関 晴正君

中村 重光君

小淵 正義君

同日 補欠選任 佐々木義武君

伊藤宗一郎君

村山 喜一君

上坂 昇君

北山 愛郎君

和田 一仁君

十月二十五日

原子力船むつの定係港撤去に関する協定履行に関する諸願(関晴正君紹介(第四一一号))

は本委員会に付託された。

本日(の)會議に付した案件

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

日本原子力船開発事業団法及び日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(八木昇君外五名提出、衆法第二号)

○中村委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案及び八木昇君外五名提出、日本原子力船開発事業団法及び日本原子力研究所法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中村重光君。

○中村(重)委員 同僚委員から質疑がなされていますし、他の委員会に出ています関係から重複する点があると思うのですが、率直にお尋ねします。時間の関係もありますから、きわめて簡潔に、明快にひとつお答えをいただきたい。

石渡局長で結構ですが、改修工事はいま何%ぐらい進んでいるのですか。

○石渡政府委員 工事量の関係はちょっとパーセントでつかみにくいのですが、金額的には大体半分というふうに御理解願いたいと思います。

○中村(重)委員 金額的には、それは当初の本体工事を中心になるから大きくなるんだけど、

パーセンテージとしては二八ないし三〇%の進捗率であると言われている。また、これからいろいろ手の込んだ改修工事に入る、さらにまた三十億をかけて新たな改修工事を行う、こういう形になるわけですから、それを含めると恐らく二〇%も進んでいないのではないかと、どう思うに思われるのです。残り七〇ないし八〇%をあと一年で消化をして完了し得るという自信があるのですか。

○野村参考人 本年の四月から準備工事にかかりまして、八月からいよいよ本格工事にかかりました。その工事はおおむね順調に進んでおりますので、ただいま先生御発言の中に二十数%という、恐らくこれは工事量の物量を考へての御発言かと思ひますが、工事は順調に進んでおりますので、私どもは全力を挙げて期限を守れるように、いままでも努力しておりますし、今後も努力をして期限を守りたいと思っております。

○中村(重)委員 工事は順調に進んでいるということなんですが、着工してからそうトラブルもなく進んでいるというところかと思ひます。私も言う順調というのは、来年、五十六年十月までに完了する、この見通しの上に立つて順調と言わなければ、いまトラブルがないから順調だというようにな、そういうごまかしの答弁をしてはいけません。

だから、私は、あと一年しかないのだから完了し得る見込みがあるのか、これが柱になった質問をしていただくから、まともな答えていくということではないと、ただ何かごまかしみたいなことで、ぐるぐる同じようなことを言っていて、ただそのときの質問に対して切り抜けてさえないければよろしい、そういう態度はよろしくない。だから、できなければできない、完了し得るなら完了し得ると。努力をいたしますというふうなことではだめなんだ。

「約」の問題だって、いろいろこの前も私は質

問の中で議論をしたんだけれども、そういうような質疑に対して、長々と貴重な時間を空費することは適当ではない、おのずから常識的なものというのがあるわけだから。だからして、あなたの方の委員会におけるところの答弁、なかなか記者会見であるとかあるいは陳情団に対する——陳情団と言ったらいの抗議団と言ったらいのか、来年十月までに終わるだろうと言った心配をしている人たちに對して、これは中村委員長、地元のこととは一番わかっているんだ。当時推進をしてきた連中が、早く「むつ」は出ていってくれ、何のメリットもないじゃないか、そういうような失望と、それが批判と不安に変わってきているんですよ。だからして、その点ははっきり見通しを立てた答弁をする、ごまかしを言わない、そういうことではないとだめなんだ。

いままではあなた方は、完了しますということであつた。ところが最近では、中川長官にしてもあなたの方にしても、努力をしますというふうに変わってきているんだ。だからして、石渡さんが自民党の根本委員会に出席をして、非常に見通しが暗いことを言った。いつごろ終わるか分からないなんというふうな言い方をした。だからして根本委員長が、佐世保の機市長が上ってきたときに、どうも三年以内に完了し得るかどうかわずかしいというふうな懸念の表明というのか、そのような話をした。だからして、それで佐世保の地元は言うまでもなく、被爆者団体であるとか多くの長崎県民が、こういうことじゃ困るといふので非常にショックを受けている。これが事実ですよ。

私は、中村委員長、私の質問をしていることをその委員長席からでもよろしいから、私が地元におけるところの状況と違つたことを言うなら指摘してもらつても結構だと思いますよ。どうですか、委員長。あなたもさういふん、機市長であるとか県当局であるとかあるいは多くの方々と会つておられるんだが、もう努力するとか、そういうことではなくて、確信を持った見通しの上に立つてひとつ答弁をしてくれませんか。

○中川国務大臣 中村委員御存じのとおり、一昨年の十月に入りまして三年の約束で、三年以内に工事を完了するということがあつたわけでございます。ところがいろいろんな事情で、着工したのがこの八月でございまして、現実問題として工事をやるに当たっては、来年の十月という約束までにやり上げるのは、かなりの期間を空費しておるわけですから、なかなかむずかしいというところだけは現実問題としてあるんだらうと存じます。しかしながら、約束は約束でございますから、約束以内にやるように努力をしなければいけません、努力もしておるし、今後も続ける。

いままでは、何とか約束が守れるのではないかと、こういう見通しのもとにやっておるところではございますが、一方、約束があるからというところで余り無理な工事を、これが粗製乱造といひますか、欠陥船になつてはもつとこれは大変なことになりますので、工期は守らなければならぬし、しかしそんなに無理なこともできないという、非常に苦しい立場に立ちながら、この二つのむずかしい問題を両方とも満足できるようにいませつかの努力をいたしております。現地に於いては、中村委員御指摘のように、非常に心配の意見やいろいろ御批判や御注文をいただいております。現地の声は十分承知いたしておりますが、私も、そういう実態の中で一生懸命やっていることも御理解いただきたいと存じます。

○中村(重)委員 現状から見ると、私は長官の答弁はまともだと思ふ。あなたがおっしゃるとおり、間に合わせるための残業をやるとあるいは工事の合理化をやるとか、さらにはまた突貫工事という形を現実に行つてきておる。むちやをすると完全な修理ができない。また放射線漏れ等の事故を起こすということになるわけだ。いまさういう状況についてまともな答弁を長官、されたと思うのだけれども、事業団にもあるいは当の原子力局にしても、だからまともな答弁をして、そして現状をそのままさらけ出していく、そういう態度でなければ私はいけないと思う。どうあるべき

かということについて、私は私なりの考え方がありましてから後で申し上げるけれども、あなたの方の態度はどうあらねばならぬかということをお私に指摘を申し上げておくれです。

そこで、大臣は、いまのように基本的な考え方の上に立つた答弁をしたんだけれども、事業団にしてもあるいは原子力局にしても、努力をするとかなんとかということをおっしゃっているんだけれども、あと一年といつたらもう秒読みの段階でしよ。そうすると、二期の工事が来年の二月くらいで終わるんだ。二期の工事というのに対してどういったような方法でやるのか、時間がどのくらいかかるのか、具体的な作業日程すら実はでき上がっていないのでしよ。そういうたようなことで、さらに場当たり的なやり方でもって、三年で完了するように最大限やります、こう言つても言葉だけになるんじゃないか。

だから、大臣がいま答弁をしたようなことを、双方満足させるようなやり方、再び粗雑な工事によつて放射線漏れその他の事故を起こすようなことがないようにしなければならぬんだ。それを裏づけるもの、少なくともそれは直接計画なり指導なりをやっているところの皆さん方ではなければいけない。私がいま指摘したようなことで、それでいいんだという考え方の上に立っていますか、いかがですか。

○野村参考人 事業団といひましては、ただいま大臣が御答弁になりましたようなこと、これは常々大臣からそういう御方針ということをお承つておりますし、私もその御指導の方針に沿つてやっております。

ただいま先生の、今後の工事の見通しでございまして、現在の第一期工事は来年の二月末までで終了するといふ予定になっております。その後引き続き第二期の工事が始まるわけでございますが、本件につきましては、この工事が発足いたしましたからメーカーとそれから佐世保重工と私どもとで工事責任者の会合を持しまして、そして工事の進捗状況について緊密な連絡をとつて

おりますし、二期工事になる部分につきましても、もうすでに現在いろいろな角度から打ち合わせをやつておまして、少しでも事前発注とかあるいは事前準備とか工程の合理化とか、そういうことをやりながら工事を進めていくべく、遅くとも十一月の終わりにいまでは二期工事の内容を固めて、そして契約ができるようにということにいませつか努力中でございます。

○中村(重)委員 本格的な工事になつてきた。いわゆる遮蔽の取りつけの重要な点を取り外しをしたわけですね。それによつて今度はモーターを外さなければならぬから、モーターをもう外したんだらうと思ふ。そうすると、そのモーターの今度は位置が変わるわけだけれども、それを取りつけなければならぬ。うまくおさまつたかどうか、試験をしないといふだめなんだね。この試験をどの時点でやるのですか。

○倉本参考人 ただいま先生の御質問の点は、制御棒の駆動用のモーターのお話だと存じますが、これにつきましては、先日、一次遮蔽体を外しますに先立つて十二個のモーターを撤去をいたして、現在甲岸壁の倉庫の中に保管をしております。

この取りつけにつきましては、いままでは遮蔽を行ひます厚い鉄板の上に乗つておつたわけでございますが、今度の新しい設計では、一次遮蔽体のコンクリートのかたまりの上に、これは鉄板で覆つてあるわけでございますが、その上にこれを乗せるということになりますので、従来の場所と確かにこれは変わつてまいります。したがいまして、これがきちんと正しい位置についておるかどうかという点についての確認のための試験をしなければならぬということになります。

それで、この段階といひましては、現在この取り外しました一次遮蔽体の上部の方の一次遮蔽体については、別途新しいものをつくつております。これができ上がった段階で、その上にモーターを取りつけまして、ほかの遮蔽体が全部でき上がった段階でこの復旧をいたさなければならぬわ

けでございます。

現在は、その上部の下にございます下部とい
ますか、二番目の段階にありますブロックもこれ
は一応外してございますので、その中にあります
遮蔽体といいますが、熱遮蔽とあれいたしました
ところの中間遮蔽体のところのこれを取りつけを
しなければなりません。

それで、これを取りつけた後に、その下部の一
次遮蔽体といいますが、上の方の中間遮蔽体を取
りつける。それからそれを復旧いたしまして、そ
の上に現在のモーターを乗せた上部の一次遮蔽体
を乗せるということでございまして、その工期と
しましては、ほかの部分がほとんど終わつたよう
な段階にこれは復旧をしていくという形になつて
まいります。

その復旧が終わつた時点であとの工事もほとん
ど完了をして、それからこの試験になりますと、
これは制御棒の一本ずつを動かすというような形
をとりますと、きちんとした、もとに戻つたか
どうかということが確認できませんので、一応遮
蔽改修の工事が終了して、全体がとにかく一応復
旧された時点でこの制御棒の駆動試験をやるとい
うこととなりますので、この制御棒の駆動試験
は、その遮蔽改修工事が終わってから後にこれを
やる。

また、これにつきましては、一応かぎを県知事
さんにお預けしてございまして、その時点で県
知事さん、地元とお話をして、このかぎをお借り
して試験をやるといふこととなりますので、それ
はもう工事の最後になると思ひます。

○中村(重)委員 あなたは、私が次に何を質問す
るかというのを念頭に置いて、きかめて御丁寧
に答弁をされた。かぎが必要になるような点はみん
な終わつてしまつて、何も問題が起らないとき
にやるのですよという私の質問を見越して、
御丁寧に答弁をされているのだけれども、いまモ
ーターの取り外しをやっている。いろいろな作業を
やるんだね。だから、このモーターは取りつけを
しなければならぬ。ところが、うまく正確な位置

にそのモーターがおさまつたかどうかということ
を必ず試験をしなければならぬ。そうでない場
合、簡単にここに置いてあるのを、ほんとこち
に持つていくというぐあいにはいかない。そうで
しょう。そんな簡単なものじゃないでしょう。

そうすると、中川長官、いまの点は専門家が長
と答弁をしたから、あなたもみ込みなかつた
かもしれないけれども、肝心の電源を動かす
スイッチを入れなければならぬ。そのキーを長崎
県知事に預けているわけなんです。したがって、
圧力たななどというのも外せないわけだ。実に、
コンクリートを細分化して小さくしなければなら
ぬとか、いろんな手の込んだ、金もかかる、時間
もかかるというふうなことをやつた。そして、い
ま申し上げたように、モーターを外して、いろん
な作業をやつて取りつけをする。うまくおさま
っているかないか、試験をしてみないとわからな
い。ところが、もう終わつてしまつた段階におい
て初めて知事に、キーを貸してください、こう言
つて借りてスイッチを入れてみる。うまくおさま
つていなかった、こうなると、またやりかえなけ
ればならぬようになる。ここは大変重要な問題点
なんだ。だから、あなた方はもうキーを預けてい
るものだから本当のところ困っている。うまくお
さまつていなかったといつたらまたやりかえなけ
ればならぬ、それは大変なことになる、こう私は
思うんだが、いや、そうじゃない、こう言えま
すか。

○倉本参考人 この工事につきましては、またこ
の一次遮蔽体等の設計それから工作等につきま
しては、慎重にこれを行ひまして、一度できちん
といくような方法をとつてやる覚悟であります。
○中村(重)委員 大体作業をする前に長い間、一
年半も二年近くも動かさないうたわけだから、
駆動試験をまずやつてみて、それから作業に入る
ということが本当であつたわけなんだ。しかし、
キーを預けてしまつてあるものだから、いわゆる
駆動試験というものができなかった。それでその
まま作業をやつていく。私は、あえてやみくもに

やつていけると申し上げていいぐらゐに相当無理な
ことをやつていける。だから、非常に悪い結果を生
むかもしれない。その場合、またやりかえなけれ
ばならぬということになってくると大変なことにな
ると私は思つていける。その不安というのはい
のかどうか。それは大丈夫ですと言ふけれども、
あなたの方の大丈夫は当てにならないんだよ。
「む」で漁民やその他の連中が反対をして、素
人は黙つておれ、十分研究に研究を重ねて専門
家がやつたんだから間違いない、その結果が放射線
漏れになつてしまつたんでしょ。また同じよう
なことを繰り返さないという保証はないじゃあ
りませんか。その点は頭が痛くないのですか。いか
がでございますか。

○倉本参考人 先日、私も、三菱重工にお願
いをしておるわけですが、この駆動装置を外しま
した時点において、現在何のトラブルもなく一応外
しておりますし、またこの取りつけ工事そのもの
も、前にやりました三菱、同じメーカーに一応頼
んでおりますので、また三菱の方も、この前の放
射線漏れ等のこともよく知つておりますし、また
原子力の技術につきましても、最近是非常に慎重
にこれを行うということで、品質管理、品質保証
等の体制もきちんとしておりますので、私もと
しては何ら心配はない、かように思つておりま
す。

○中村(重)委員 あると言えないんだらう。あ
るとは言えないんだが、非常に問題であるとい
うことは、長官、ひとつ頭の中にしっかり置いてお
いてもらわないといけませんよ。
そこで、まだまだそれらの問題について私なり
に、現地におるだけにいろいろなこと耳にも入
るし目にも見えるから、指摘したいことはたくさん
あるんだけれども、何か一時間と決まつてい
るんだ、こういうことだもんだから言えないだけ
だ、どういふことだもんだから言えないだけ
だ。

そこで石渡局長、あなたは根本委員会に行
つて、この後一年で工事がどの程度進むか、おくれ
るかまだはつきりわからない、そのように言われ
たんですか。

○石渡政府委員 根本委員会の状況を御報告いた
しますと、冒頭根本委員長から、工事の着工がお
くれたわけだが、地元との約束期限内に工事は完
了するかという御質問がございました。これに
対しまして事業団の野村理事長から、御指摘のよ
うに工事がおくれたので、当初予定の手順ではむ
づかしい面もあるが、事業団としては、工程の工
夫等により約束期限内に工事が完了するよう最大
限の努力をしているところでございまして、現在
までのところ工事は順調に進んでおりますとい
う御説明がございました。根本委員長からはこれに
対して、地元との約束期限が守れないようなこと
があつてはいけなから、考え得るあらゆる手だ
てを講ずべきであるという御指摘がございま
した。

以上が根本委員会における工事関係のやりとり
の内容でございます。
○中村(重)委員 そうすると、私がいま言つたよ
うなことは根本委員長には言つてないというわけ
か。違つて言うのかね。
○石渡政府委員 工事関係の御説明は、野村理事
長から根本委員会において御説明があつたもので
ございまして。
○中村(重)委員 いま言つたことは新聞にも各紙
に書いてあつたんです。
それから、この委員会でも指摘されているよう
だけれども、野村理事長が、自分の言つたことと
新聞に報道されていることとニュアンスが違つて
いうことを言つておるんだ。そうすると、新聞
が間違ひだといふことになる。考へてみなさい。
あなたが言つておることだよ。
新聞の発言はニュアンスが違つておる。「真意
は」——「真意は」と、こう言つておるんだ。あ
なたが、自分の真意はこうだつたんだけれども言
葉は違つたことを言つたのかもしないかという意
味なのかどうかかわからないんだが、「真意は」修理
開始が遅れて、地元では懸念している、解消
するよう努力したい」と言つたつもりだが、「努力

しているが、期限内に出来るか心配だ」と受けとられたようだ。こうあなたはこの委員会でも同僚の質問に対して答えているんだけれども、これは長崎県漁連に対してあなたはどのように言った。これは漁連からほくの方向に回ってきている。ここに二つあるんだ。だから、これはもう間違いないんだ。あなたは報道されたような、また漁連であるとかあるいは佐世保市の方から指摘をされたようなことは言っていないの。本場に新聞が間違いない。そういうことを言ったんだけれども、真意はこういうような意味ですということですか、どっちですか。

○野村参考人 先般、大臣のところにお見えになりました後に、私のところにも、副知事とそれから機市長と漁連の会長がお見えになりました。そのときに私が申し上げたのでございますが、ただいま石渡局長から説明いたしましたように、特別委員会におきまして私が申し上げましたのは、先般もこの委員会でお答え申し上げたわけでございまして、地元におきまして、工事が約束の期限内に終わるか、いろいろ心配をしておられる向きがある、これはまことに私も、したがって私も、工事はいままでも順調に進んでおりますけれども、こういう地元の懸念を十分考慮に入れて、いままでも努力をしまして、今後最大限の努力をして約束を守るようにしたいと思っております、私はこういう発言をいたしましたということをお申し上げたわけでございます。

○中村(重)委員 こういうことでやりとりをしていったらどうなるか。そこで、あなたの方の事務次官が、地元から、期限内に完了しない、間違いない守るだろうなということに対して、こう言っているんだ。期限は守る、できるだけのことをやって佐世保を出港する、残りは新母港でやる、事務次官がこう言明をしているんだ。

そうすると、完了しなくとも、その三年の来年十月までに工事をやって、まだ残っているかも知れぬ、だけれどもそのまま出ていく、それは新母

港でやるんだ、こう言っているんだが、大臣、これでよろしいですか。あなたもこれを確認しますね。

○石渡政府委員 事務次官がそのような発言をしたという連絡は受けておりませんが、何かの理解の違ひではないかと思ひます。

○中村(重)委員 事務次官がこう言ったとかあ言ったとかいうようなことよりも、三年の期限というものがびしっとあるわけだ。それが来年十月だ。それを守ることが大前提でなければならぬ。

それならば、工事が完了しようともすまいとも、佐世保から必ず出港するということでなければ約束を守ることにならない。大臣、そうでしょう。ならば、工事が完了してなくとも、何も自力で行くわけじゃないのだから、佐世保に入港したときと同じようなことでよろしいわけだから、これは必ず出港しなければならぬ。出港するのじゃないのか。

○中川国務大臣 御指摘は、約束の期限内に工事がまだでき上がらないときには、工事を途中にしてどこかへ出ていくか、こういうお話ですが、仮定のことでございましてからお答えしにくいのでありますが、万一そういうことがあった場合には四者間で話し合う、話し合った結果に従わざるを得ない、こういうことだと思ひます。

○中村(重)委員 それは話し合いをする、いわゆる四者協定というものが――長崎の場合は五者協定なんだけれども、その五者協定の中で話をする、それによるんだ、こういうことになる。だから、あなたのいまの考え方は、話がつかなければ守らなさいいけない。話がつかなければ守らなさい。いろいろ反対は反対として起こって大変なことになるだろうと私は思ふ。話が、よろしい、完了までおりなさいということになれば、そうしようということになるんだらうと私は思ふ。つかなければ守らなければならぬから出ていかなければならぬ。これは仮定の問題ということよりも、少なくとも

も当委員会においても何回も言明してきたことだし、われわれも国会議員であると同時に、実はこの問題については重大な関心を持っている。単なる「むつ」の原子炉というような問題だけではなくて、政府の原子力政策その他、重要な関心を持っていらっしゃるから、われわれを無視して、ただ五者の間に話さえまよとまればよろしいというような考え方の上に立って、大臣がこれに対処していくということとは正しくないと思ひます。

だから、つかなければ当然出ていかなければならぬということになるのですね、いまのあなたの答弁からは、いかがですか。

○中川国務大臣 いずれにしても、五者間で話し合ったこととありますから、五者間でどういふうにするか話し合っていくことであつて、そういう事態になるかどうかということ自体が仮定の話であり、話し合いがどういふことになるかという、またその上の仮定でございましてから、仮定の上の仮定の議論はいま申し上げられませんが、また私としては、工事中に申して出ていきますということは、工事をやりつぱにやらない責任のある者から口が腐つても言えない。何としてもあそこで行つぱにやり上げていくことが、せつかつてきたこれに対する期待といひますか、むだなことをやるようなこともできないという立場もひとつ御理解いただいて、われわれとしては、約束が守れるように最善を尽くしている、その上でまた話し合いの場が必要になれば話し合うということでお伺い承りしたいと存じます。

○中村(重)委員 佐世保でやらなければならぬんじゃない。それは新母港でできるんだ。あるいは洋上でできることだつて私はあるだろうと思ふ。だから、いまあなたが言われるように、佐世保で仕上げなければ全くだにないというものではないと思ふ。少なくとも約束を重んずる――その場その場で適当に切り抜けてさえなければよろしい、こういう考え方の上に立たれることは適當でない。少なくともあなたは、これからの保守政界のホープといわれる、若くしても実力者

入りをしているあなたなんだ。だから、そこらには、一つの約束というものは守る。

大変な迷惑をかけている。これの受け入れ側も大きな期待を持っておった。商店街なんかも、佐世保に相当金が落ちるであろうと期待をした。佐世保港の発展、佐世保市の産業の振興に役立つであらうと期待をしておった。期待はまさしく外れた。もう三年以内に早く出てもらわぬと困る、またこれで騒がれては大変だ、これが受け入れを強く推進をした、望んだ人たちの現在の心境だと私は思っている。だからここの、少なくとも迷惑をかけた人に対して、これ以上迷惑をかけたというところでなければいけないという考え方の上に立って対処していくのでなければ、私はいけないと思ふ。仮定の中のまたその仮定という、そんな単純な考え方であることは、私は適當ではないと思ふ。

それと、私が言っているのは、これは無理なんですよ、これはあと一年でできやしないんだ。できないというところをここで言明はできないだろうけれども、実際は、あなたが先ほど言つたように、大変困難だ。あなた自身もそう思っている。私は思ふ。それだから、もうこの際にはつきりしておく必要があるんだ、そういう私のいまの質問に対して、仮定の中のまた仮定だなんてことは、あなたは心にもない答弁をしているんだ、実際は、ただ言葉だけのことなんだよ。腹の中は、これは無理だよと思つていんだ。いまあなた、レントゲンで撮つたら、ばつと写るだろう。(笑)

○中川国務大臣 そこまでお見通しならばなおのこと、途中で出ていく約束をしと言わぬように、ひとつどうか――約束は約束で尊重して一生懸命やっているんですから、お見通しがあるならばなおのこと、出ていく約束をしと言わぬで、せつかつくまで来たところですから、りつぱに完成できるように御協力願ひます。

○中村(重)委員 残念ながらそれだけは協力はできないんだが……。

そこで、これは石渡局長か、野村理事長が答えるのかな。今度三十億かけて、いわゆるスリーマイル島の事故の教訓に基づいてということと、新たな追加の改修工事をやるんだが、これを県と漁連に説明をしなければならぬ。それは、運輸省と科学技術庁と事業団と、三者が行ったんでしょ。県と漁連だけに話をされたんでしょ。いかがですか。

○野村参考人 その点につきましては、お役所が中心になりまして、科学技術庁と運輸省、それに私も事業団が現地に参りまして、県と市と漁連に説明をし、そのときに、その関係の記者クラブの方にも御説明をいたしました。

○中村(重)委員 あなた方は、「むつ」を佐世保に持つていって修理をするということについては、ずいぶんPRをされたんだ。多くの人と接触をされた。そうでしょう。今回は、県と漁連と新聞記者にも話をした、それだけでよろしいのか。これは少なくとも原子炉にかかわる重要な部分になるのですよ。当初からあなた方が、県と漁連に出している書類がある。原子炉に関する部分については今後そういうことは一切いたしません、こう言っている。ところが、今度はそれをおやりになる。それならば、差し出された書類に対しては違反になるかと私は思っている。同時に、少なくとも当初相当接触をしたように、多くの県民にこれを説明する、そして納得してもらうような努力をすべきであつたと思つてゐるのだが、何ゆえにそれをなさらなかったか。

○倉本参考人 総点検工事につきましては、たゞいま理事長がお答え申し上げましたように、十月二日に科学技術庁、運輸省、それから私も三者が長崎市に赴きまして、これは県庁の中でやったのでございますが、そのときは県からは副知事、市からは市長、漁連からは住江会長等が御臨席になりました。そこで御説明を申し上げました。そういたしましたら、その後で市長から、市の方の議会にも説明してほしいということと、十月六日に事業団が佐世保市に参りまして、市の全員

協議会の方々に御説明を申し上げました。

○中村(重)委員 ともかく、あなた方が当初佐世保に「むつ」を回航して修理をしようとしたときの努力、そのために要した時間、そのために投じた費用、私、相当なエネルギーを費やしたと思つてゐる。さらに、大山報告の、今後地元の住民に責任を持つて積極的の接触、交渉し、正確な情報を伝え、理解を求めるよう努力することという指摘もある。それならば、佐世保市長と佐世保市議会と県と漁連、当初「むつ」を持つていったときに努力をしたことの十分の一、恐らく五十分の一もあな方はおやりになっていない。少なくとも大山委員会のこの指摘があるのにもかかわらず、そういう努力をなさらなかった、これは問題だとお考えになりませんか。いかがですか、大臣。

○中川内閣大臣 いまの段階では、約束の範囲内でやっておりますことですから、これはその間でも、四者、五者の間でいろいろ話し合ひなければならぬことは話し合ひますけれども、まだ市民の皆さんに積極的に、事情変更があつたからこうしてくれと言ふ時期じゃない。もしそういう時期になれば、当然前に示した誠意は今後も尽くさなければなりません、まだその時期ではないのじゃないか。何とか期限内にやりたい、このように尽くすことが、市民、住民、県民の皆さんに報いる道であると思つて、鋭意期限内にできるように努力をいたしておつてございませう。

○中村(重)委員 それは私の質問に対して、理解されなかったのか、まともな答弁になつていない。この新しい改修工事を三十億かけてやる。これは実は原子炉に關係する重大な設計変更ということになるのです。それを私は指摘している。大山委員会の指摘にあるように、住民に理解をしてもらふように最大限の努力をすべきであつた。当初「むつ」を持つていくときにはそれをされたのだ、いろいろなことを。それによつて理解を示した人も相当あるわけだ。少なくとも、佐世保の市民の中の多くの方々も、何十回と説明を聞いたり、いろいろされたとは思ふのです。今回は、大

山委員会の指摘があるのにもかかわらず、そして原子炉にかかわる重大な工事であるにもかかわらず、それをおやりにならなかった。そして、県と市と市議会に説明したから了解を受けたものと考へておられるのだ。そういうことではないのかと私は言つてゐるわけだ。もつと本当に多くの、佐世保市民を中心とする長崎県民に理解を深めてもらふような努力をすべきであつた。それをしなかつたということだけはしからぬじゃないか、大山委員会の指摘にも反するじゃないか、こう私は言つてゐるわけだ。

○石渡政府委員 先生御指摘のように、五十一年三月に修理港としてお願いをしたとき、それ以降、いろいろ地元の皆様に修理工事の内容等につきまして御説明をしたわけでございます。今回の総点検の結果に伴います改修工事につきましては、その事前にお約束の範囲内とわれわれ考へておりました。したがつて、地元の御要請に應じて説明をしたわけでございますが、今後ともおくれればせながら、御要望があればいろいろ御説明をすることにはやぶさかではございません。

○中村(重)委員 御要望があればとは何ですか。一般市民はわからないですよ。あなた方だけがわかつておる。あなた方の説明を受けた漁連と県と佐世保市と市議会、そういった方々だけはわかつたかもしれない。しかし、当初はそういう人たちがだけじゃなかったじゃないか。あなたは何か月の間佐世保に滞在をして、あなたを中心にしてどれだけの努力をなさつたのです。要望によつてあなたはやつたのじゃない。進んでいろいろなことをやつた。PRをした。宣伝の書類を配つたり物を配つたり、いろいろなことをされた。要望があればやります、そんなふざけたことじゃ、われわれにそういうことで納得しろと言つたって無理な話なんです。また、いまからそういうことはおやりなさい。これからやりますか。

○野村参考人 私から概括的にお答えいたしますが、先生の申しやうでおられる今回の補修工事につきましては、これは後ほど必要があれば専門家が詳しくお答えいたしますが、私も、さらにあらゆる機会をとらえて、地元の方々にその内容を御理解いただくべく今後努力いたします。(中村(重)委員「大山委員会の意見を求めたのかと聞いている」と呼ぶ)

大山委員会の意見は直接聞いておりませんが、安藤委員会の御意見を伺つてやっております。

○中村(重)委員 これは当初、大山委員会に意見を求めて、大山委員会の報告があるわけだ。これを中心にしてあなた方はおやりになつたのだ。そうすると、大山委員会の意見を求めるということが筋じゃなかったのですか。これは原子炉にかかわる重大な設計変更ですよ。

○野村参考人 政府から後ほどお答えいただきたいと思いますが、私どもの立場としましては、大山委員会と安藤委員会と、先生御指摘の、前回の事故以後の処置の委員会は二つあるわけでございます。いずれもこれは政府の御諮問に應じてやっておりますわけでございます。大山委員会は、技術的な問題よりもさらに広い、組織とか運営とかいろいろな問題の御指摘がございまして、むしろ技術的な問題の御指摘を直接いただいたのは安藤委員会でございます。安藤委員会には、私ども、今回のことのみならず、その後全般について大所高所からの御指導をいただいてやっております、こういうことでございまして、これは政府の両省庁の御指導のもとにやっておりますことでございます。

○中村(重)委員 少なくとも私どもには大山委員会の報告というものがあつた。技術的な問題は安藤委員会とあなた方は言われるのだけれども、この大山委員会の報告をわれわれはしさいに読んで、そして信頼をしたりあるいは問題点を感ぜたり、そしてこれらの点を参考にしながら委員会における質疑を行つてきたわけだ。私は、この点は、これでまた時間をとれないからいまこの程度にとどめるのだけれども、この補

修工事をやらなかつたならば再び事故が起こる可能性があったのです。三十億か何かかけてこの重要な補修工事をやらなかつたならば、また事故が起こる危険性があったのです。

○倉本参考人 大山委員会の御指摘によりまして、遮蔽改修以外の点についても総点検を行うようにという御指摘がございまして、それに基づいて私もこの総点検の計画をつくり、これについては安藤委員会の御了承を得た上で、その線に沿って総点検を行ってまいったわけでございます。

この総点検の結果、とにかく「むつ」そのものについては問題はないという結論をほぼ得ておるわけでございますが、最近の原子力発電所等のトラブル、あるいはスリーマイル島を含めて、原子力発電所についてのいろいろな安全基準等がいま非常にシビアになってきております。これらの点について、「むつ」の原子炉の設計あるいは事故解析等の見直しをやってまいったわけでございます。それで、その上でやはり陸上炉の経験から「むつ」についてもより安全度を高めておくということが望ましいという点で、今回の改良工事と申しますか改善工事をするにいたしたわけでございまして、「むつ」の炉が、この工事をやらなければトラブルが出るというようなことはございません。

○中村(重)委員 総点検をやつて、そして予算も五十三億かかけてこの工事をやるといふことになった。ところが、年度の三十億は、スリーマイル島の事故の教訓によってさらに改修工事を追加してやるようになった。だから私も、そのスリーマイル島事件がなかったならば、当初の計画のとおりにとどめたのだらう、そうするとまた事故が起こる危険性があったんじゃないかなという案を感じようと思ひなす。それだから、そういうことは何も他意があつて聞いているわけじゃないのだから、大事な問題だから質問しているんだから、いろいろ弁解ではなくて、素直に答えていくという態度でないとけない、こう私は

思うのです。

それから、「むつ」の災害防止、防災対策要綱というのを五十五年十月十五日からようやく施行した。どうしてこんなにおくれたのです。よかつたのですか、これで、もし事故が起こつたならばこういうことで避難をするのだとか、いろいろな細かいことが書いてある。なぜにこういうのはもっと早くおやりにならなかつたのか。

○野村参考人 ただいまの先生の御指摘は、佐世保市における防災対策のお話であらうと思ひます。「むつ」のことを懸念された佐世保市における防災対策のお話だと承知いたしております。

私も、「むつ」自身のことにつきましては、佐世保重工で修理をするということが決まっています。それから、労働基準局等の御指導のもとに十分連絡をとつて、防災責任者を企業並びに私も決めて十分やっております。

○中村(重)委員 そうじゃないんだよ。あなた方は、「むつ」をもとにして、こうしなければならぬといういろいろな話し合いを實際してきたわけだ。向こうは、佐世保市にしても県にしても、どういふことが必要かというところはわからないわけだ。一体となつてやつたんじゃないか。それは佐世保市のことだ、われわれはあつかり知らぬ、そんな無責任な答弁があらうか。話し合いをしてくるんでしよう。「むつ」がなかつたならば、こういうことは必要になつたわけだ。それならば、「むつ」を持っていたから、それに基づいていろいろなことを今度は佐世保市がやらなければならぬこともあるだらうし、皆さんがおやりにならなければならぬこともあるわけだ。だから一体となつてこれはやっているとんだから、これは佐世保市のことだらう、あつかり知らぬことだ、こつちが「むつ」のことだ、そんな無責任な答弁があらうか。それをあなた方が持っていたのだから、佐世保市にそれをやらせなければならぬというところであるならば、早くこれをこうしなければならぬ、そういう態度でなければいけないでしよう。

たとえばガス爆発の場合だつて、責任はガス会社にあつたのか、あるいは工事をしたところの建設業者にあつたのか、いろいろな問題がある、関連を。そのいづれも責任を問われるじゃありませんか。それと同じなんですよ。よそごとだといふような誠意のないような、逃げ口上みたいな答弁はおしなさい。

そこで、「むつ」の係船料問題がまた再燃を起しているようだが、この点は内容、見通しはいかがです。

○野村参考人 本件につきましては、五十三年度、五十四年度分の契約を結びました時点におきまして、佐世保重工との間に基本契約を結んだわけでございます。ここで五十三年度、五十四年度については月額四千万円というのを決めまして、それはすでに支払いいたしました。五十五年以降につきましては、その契約自身は期限が自動的に延長されるということで、現在もその係船契約はそのまま延長されておるわけでございまして、ただ金額につきましては、その後、五十五年度の具体的な金額の折衝をいまだやっておるわけでございまして、佐世保重工の主張と私どもの主張とが合いません。いま関係者の間で鋭意交渉を詰めておる、こういう段階でございます。

○中村(重)委員 いわゆる坪内流というものがあつて、四千万円で落ちついた。一説によると、八千万円要求している。二倍です。その話がつかなければ、またストップをする、いわゆる期限に影響するといふ形になりませんか。

○野村参考人 契約そのものは、五十四年度のもの延長して、現在もそれで係船を行つておるわけでございます。ただ、金額についてはたゞいま交渉しておるということでございまして、これは鋭意両方で詰めて、基本契約はあるわけでございますから、金額を決めるようにいませう、努力をしようといふことでございまして。

○中村(重)委員 いずれにしても、ぼくらが非常に懸念するのは、一年半、坪内さんとの話し合い

で、いわゆる坪内流にあなた方はひっかき回されてどうにもならなかつた。また、期限が切れるから、だからして今度は八千万円ぐらゐ要求するんだ、月にです。それで素直に坪内さんが、あなた方は四千万円をベースにやろうとしていたわけだから、これはなかなか簡単にはいかない。また、これは重大な影響というものが起こつてくるといふことは避けられないと私は思っている。だから、そこらあたりを簡単に考えにならぬようにされる必要がある。

そこで、もう時間があるから結論に入っていきますが、現在の原子力船事業団法、これを研究法に改めるといふことは合意をした。ところが、中身について違ふんだね。ぼくらが考えた研究法と政府・自民党が考えた研究法の中身が違ふ。しかし、少なくとも研究法にする、少なくとも性格をひとつ変えて、本当に研究体制をつくり上げていくんだ、こういう点は一致しているわけだ。基本的な点は一致している。いわゆる総論は一致した。各論についていろいろ意見も違ふ、あるいは総論の点にもいろいろ問題はありますけれども、それならば、研究を進めていく上について、より深める上について、少なくとも機構をどうするか、人員がどうなのか、予算の点がどうか、こういうことはもう煮詰めておらなければならぬだらうと私は思っている。その点はいかがですか。

○石渡政府委員 新たに研究機能を付与しまして、事業団に原子力船一般に関する研究機能を与えるといふことにつきましては現在御審議を願つておるわけでございまして、まず予算的には、十二月以降の予算になりますけれども、本年度二千万円、来年度約二億円を用意いたしまして、新しい今後の、次の時代の開発すべき船用炉を選定するという研究から始めたいと考えております。組織的には、来年度に配置がえと申しますか、役目を變更して研究担当にし、また、できれば七名の研究員の増員を図り、合計九名でもって研究

室を組織したいと考えております。これを種にいたしまして、今後拡充を図っていくというのが現在の考え方でございます。

○中村(重)委員 大臣、原子力委員の島村さんがこういう指摘をされている。もう時間がないから前からずっと読むわけにはいかないのだけれども、「海外特許にアメリカからの技術導入に依存し、これに忠実に追従することに専念して、結局は真に自らの血肉とすることが出来ず、世界第二の原子力発電国と称しながら、つまらない故障にも周章狼狽、自信の無さを示す結果」が、「むつ」の場合もしかり、あるいは原子力発電所のいろいろな事故が起ってきても、あなたは少なくともここに科学技術庁長官として座っているならば、よそのライセンスだけで何でもやるということではなくて、みずから研究する、そして自分のものにする、こういうことでないか、とだめなのですか。

大體「むつ」は初めから欠陥船、起るべくして起こった事故だと私はあえて指摘したい。初めから手を抜いてしまっている。船用炉というものは、少なくとも陸上で十分実験をして、その後には船に取り付けをしていくことではなければならなかった。そして、さらにまた、船体をつくることと炉をつくることと一つの会社であることがより望ましかったと私は思う。すべてが間違っていたやり方ばかりでした。そして、住民の意向を無視して強引なやり方をやった。専門家が十分やっているのだと先ほど申されましたが、その結果が事故を起した。今度八十億以上の金をかけて、ずいぶん多くの人たちに迷惑をかけて終了しても、しよせん「むつ」は欠陥船なのです。また起る危険性というものはあると私は思う。

少なくとも研究所法にこれを変えていくこととするのは、名実ともにそうでなければいけない。こういうものにこだわって、メンツにこだわって、そして無理なことをなさざるよりも、これはこの際改めて出直す、そして本当に自分のものとして研究を直してつくり上げていくということではなければならぬと私は思う。そうお急ぎになる必要はない。

海運界がどうだ、海運界なんというふうなものは、いま原子力商船がなければならぬというふうなことは、国内的にも国際的にもありませんよ。

原子力商船の先進国であるところのアメリカにしてもあるいは西ドイツにしても、もう五年も七年も前から終わって係留したまま、実験船をつくらうとする動きはないじゃありませんか。何でもこんな議論が二分するような形で無理強いをあなたにしなければならぬのか。少なくとも私が中川長官に期待をするのは、こたわらない、メンツとか従来の行きがかりとか、そういうものを一てきする、そして本当に必要であるならば、改めて研究して完全なものをつくり上げていく、そういう態度でなければならぬと思うのです。その決意はありますか。

○中川(国務)大臣 「むつ」が研究段階を飛び越えて実験船としてスタートしたこと等いろいろ御指摘がございまして、過去適切さを欠いたなどという点も率直に反省をいたしております。そしてまた、研究開発が大事だということも御指摘のとおりだと存じます。しかし、メンツとか行きがかりだけではなくて、せっかく国民の理解を得てここまで来た「むつ」船を、途中で挫折することではなくて、過去の苦い経験を生かして今度は安全に、確実にこの「むつ」の開発の目的を達成していくこともわれわれにとりて大事なことで、そういう判断で、御指摘は御指摘として率直に受けとめてはおりますが、今回はひとつどうか、大変曲がりくねった「むつ」ではありますけれども、今度は真つすぐに走らせるようにしっかりとがんばりますので、御理解いただきたいと存じます。

○中村(重)委員 時間が参りましたから、終わります。

○中村委員 日野市朗君。

○日野委員 いま中村委員からも最後の締めるところで指摘があったわけでありますが、まさに原子力船「むつ」にいつまでもとらわれて、さらに失敗の上に失敗を重ねていくというような態度は厳

に慎むべきである、慎むべきであるというよりは、決してそういうことはしてはならないことだというふうに私は考えているわけでございまして。

ただ、現在のこの「むつ」に対する国の側からの取り扱いを見ると、私は、だんだんだんだんどうも沼に一步一步滑り込んでいくような気がしてならないのであります。私は、以前に国会で、この原子力船事業団法の改正案に対する反対討論をやったときも、「むつ」というのは、もうそういう宿命的なものをすでに背負い込んでしまったのだというこの指摘もしておいたところでありますが、このままではいけません、ますますこの欠陥が欠陥を呼んでいく。

これは、機械や技術の点だけの欠陥ばかりを私は言うのではなくて、「むつ」全体が背負い込んでいく技術的な欠陥もあります。それから、「むつ」という船が国民に印象づけた印象の問題もありません。それから、定係港、修理港、あらゆるところにいるいろいろな問題を次から次へ巻き起こしてきて、こういう船をさらに修理して、そしてこれに航海をさせてみるということにどれだけの実益があるのかということについて、私は、この点については危惧の念をさらに強く表明せざるを得ないのであります。

その点について、私は見通しのないことはやるべきじゃないと思います。これは、いまだが見ても確たる見通しが得られるはずのものではないと思うのですが、非常に大ざっぱに、概括的なことになりまして、この点についての見解をまずひとつ伺っておきたいのです。

○中川(国務)大臣 御指摘の点も十分拝聴しなければなりません。世界じゅうが船用炉の利用についてはもうすでに実用化している、日本では非常にうまくいっているというところからいけば、これをまたやり直すというところからいけば、これを私は迷うところではございませんが、大変紆余曲折、非常に厳しい中に「むつ」は今日あり、今後また厳しい道をたどらなければならぬことは十分見通せるわけでございまして、技術的な問題

が一番欠陥であった、この点を反省をいたしまして、今度こそはさらに安全の上にも安全、技術的に問題のない船としていくならば、残余の問題は何とか理解、協力をいたいただいて、「むつ」が「むつ」としての研究開発にピリオドを打てるというところまでいけるのではないかと、こう思っています。

何とか当委員会、いろいろな御意見はありましようけれども、こたわるわけではありませんが、せっかくここまで来た「むつ」であり、先々のエネルギー事情を考えると、やはり船用炉というものもしかりやっておかなければいけないという立場から前向きでやっていきたいと思っております。御理解いただきたいと存じます。

○日野委員 これはあかぬわ。「むつ」を研究所にしてしまおうという論議が、前回の事業団法の改正案の審議の際にこの委員会の中でも起こりまして、理事懇談会なんかを中心にして、これは非常に熱心にいろいろ勉強もいたしましたし、何とかしてこの現在ある「むつ」を生かして使う。生かすというところは、これを船に仕上げて航海させるといふのも一つの方法でありましよう。それと同時に、いままでの失敗は失敗として、その失敗にも習いながら、これを研究という方向に重点を置いて、将来の方向を決めていくのではないかと、こういうような検討を実は真剣にいたしたのであります。どうもあのころから考えてみますと、理事の顔ぶれもずいぶん変わりました。

〔委員長退席、椎名委員長代理着席〕

しかし、この委員会が、その当時は特別委員会でありましたが、そのような真摯な努力をしたというところは買ってもらえないのかと思うのです。

しかし、この法律の改正案が出てまいりました。私、実は非常に落胆をしている者の一人であります。あのときのわれわれの真摯な議論というのが一体どこに消えてしまったのかということ、が、私、改正案を見てのまことに残念な感慨であるわけなんです。この改正案によると、文字を

「原子力船開発事業団」だったものを「原子力船研究開発事業団」というふうに読みかえるようなこととありますし、もう一つは、お義理に申ししますか、二十三条で、従来の第三号にあった文句を、一応一般的な文言に直して第一号に持ってきたというだけの話なんです。

私に言わせていただければ、この原子力船開発事業団を研究所にせざるを得ない、研究的な性格を持たせなくてはいかぬという国会での従来の行きがかりから、やむを得ずこの程度のことでお茶を濁してしまつたんだという感じが実はいたします。これを基本法として、そして研究開発を進めるといふ姿勢があるのであれば、法律の改正案といふのはこんなものにはなるはずはないのです。文言から見て、私は、これを本当にお茶を濁したただけ、こう言わざるを得ないですね。

この新しく提案されてきた法案、そしてこれは恐らく法律になるであらう。その中で一体何をやりたいのですか。何をやるのですか。こんな程度の研究開発事業団で一体何がやれるのか、その点を、これは事務局の方で結構ですが、どういふことを考えているのか、具体的な構想を示してください。

○石渡政府委員 第八十二国会での御議論、私もその御議論の内容については承知をしているつもりでございます。そして、そういう御議論も踏まえて、原子力委員会に原子力船研究開発専門部会を設けて、約一年にわたつていろいろ御議論も願つたわけでございます。その結果も踏まえてということでございますが、今回の法案の改正をお願いしているわけでございます。

もちろん、実験船としての「むつ」の開発と、それを使つてのデータの収集は従来と継続してやらしていただきますが、それに加えて、その次の時代の船用炉の研究開発をあわせて行いたいというのが、今後の計画の大きな二本の柱になるかと考えております。この二つ、「むつ」によりまずデータの収集と、それからそれを十分反映した形で次の時代の船用炉の研究開発ということが、今

後のこの研究開発事業団の仕事の主な流れになると考えております。

○日野委員 先ほど中村委員に対する答弁の中で、局長さん、こうおっしゃつたのです。九名ほどのスタッフを擁して仕事を進めていきたい、研究開発を進めていきたい、こうおっしゃつたのですが、この九名という人数で十分なのかどうかという点はまずおきましよう。それらのスタッフは、この「むつ」の炉の検討、また「むつ」の開発、これは切り離した存在として位置づけられるのでしょうか。

○石渡政府委員 先ほど九名の研究スタッフと申し上げましたのは、五十六年度の予定を申し上げたわけでございまして、逐次これを増強してまいりたい、このように考えております。

それから、「むつ」自体の研究もやるわけでございしますが、それは現在の技術部が担当するといふ考え方をとっております。

○日野委員 五十六年からだんだんふやしていくという御答弁ですが、この法案自体で明らかにしているように、これはしかるべき原子力関係の研究機関と将来一緒にするわけですね。それとの関係はどうなりますか。

○石渡政府委員 行政改革の一環といたしまして、昭和五十九年度末に科学技術庁所管の他の原子力機関と統合するという基本方針が出ておりますが、少なくとも研究開発部門につきましては、そのまま一貫性を保てる形で統合をぜひ考えたいと考えております。研究開発の仕事の継続性、一貫性は保つようにするのだというのが基本的な考え方でございます。

○日野委員 現在の国の財政事情や、それからできるだけ人はずやさないという政府のこれは厳然たる方針があるわけでございませう。しかも、これは表向きの発言とはまた別個にそれぞれ原子力船を考へるもの、腹の中は不要不急のことであると思つてゐることはば聞かないと思ひます。これは表向き、皆さん、ここではいろいろ法案を通すための説明としては、わが国の技術はお

くれている、これに追いつかなければいかぬのだと言ひながらも、現在世界的に見て原子力商船の研究の進み方、実用化の進み方、これが非常におくれていることは間違ひのない事実で、各国とも、ほぼその意欲をなくしているのではないかとすら思ふような状況ですね。こういう状況の中で、いま局長おっしゃつたような取り扱い、これが国の大きな政治の中でやってももらへるといふ確信がございませうか。

○石渡政府委員 もちろん、今後大幅な人員増とか大きな組織の追加と申しますか増強といふことは、非常にむずかしいといふことを承知はいたしております。したがって、できる範囲でという制約はつくとは思ひますが、原子力開発の全般の中で原子力船の開発といふものに一つの位置づけをいたしまして、その範囲内ではぜひ継続し、また長い目でもって、長期的な観点での研究開発を続けていきたいというのが基本的に考えていることでございます。

もちろん、いろいろ情勢が厳しいじゃないかといふ御指摘はよくわかるところでございしますが、この程度の範囲ならばやっていたらだるうし、またやつていかなければならないといふふうに考えているわけでございます。

○日野委員 そこいらの先のことをここで余り論じていてもしょうがありませんから、その点については非常に強い、解消されない疑問を私の中にとどめて、次の質問に入らしていただくのであります。まず、文言についてもう少し検討を進めてまいりませう。

二十三条の第一号ですね。この第一号の改正案の文言を讀まして、また局長さんの説明を伺いますと、これは従来の「むつ」の検討とはまた別個の柱であるといふふうに理解せざるを得ない。その理解でよろしうございませう。

○石渡政府委員 そのように御理解賜りたいと存じます。

○日野委員 われわれが、従来、この「むつ」についてはもっと研究をすべきだということを当委員

員会なんかで一生懸命検討してきたその裏にあったものは、こういう「むつ」とは全く別個の開発を進めるといふようなことではないのです。現在の「むつ」といふものの存在を基本に据えて、そこからの発展形態としてわれわれは議論してきたと思うのです。

それゆゑに、前回の事業団法の改正の際にも、政府側は、この国会に対する説明も、これはまた期限を延長したわけでありまして、この期限の延長はあくまでもこれを研究所にするための準備期間であるといふ説明をやつてきた。このことは御承知のことだと思ひますが、そこらとはどういふふうに統一的に理解したらよろしいのか、私はその点で非常に大きな疑問を持たざるを得ないのです。私自身、個人的な自分の感情を表現するなれば、これは裏切られたといふような感じすら持つてゐるのであります。どのような統一的理解として受け取ればよろしいか。

○石渡政府委員 第八十二国会におきます修正の趣旨は、その時点での日本原子力船開発事業団の研究開発機能を強化し、恒久的なしつかりした研究開発機関に改組する必要があるといふ御趣旨だったと理解しているわけでございます。

そこで、私も、現在の「むつ」を基盤といたしまして、それを研究材料として十二分に活用するといふことを基盤とし、さらに次の時代の船用炉の研究にも着手することによって研究機能的なものに改組していくことを考えたわけでございませう。そういう意味で、先生御指摘の御趣旨を、私も私どもは私どもに踏まえたつもりでおりますので、何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

○日野委員 従来の事業団法によりまして、二十三条の第三号ですね、ここに「前二号に掲げる業務に関する調査及び研究を行なふこと」といふ明文がございました。今度の事業団法によりまして、局長さんの先ほどの御説明によりまして、研究開発事業団には、この「むつ」に関する調査及び研究に関しては今度は明文を欠くことになりま

すね。いかがですか。

○石渡政府委員 「むつ」に関する、「むつ」を材料としての研究開発も、新しい法案の二十三条第一項で読み取るのだというふうに理解しております。

○日野委員 あなたは先ほど、二本の柱なんだ、一つは従来の「むつ」の発展、もう一つは独自の「むつ」とは切り離された一般的な研究開発だ、こういうふうにおっしゃったのです。そうすれば、この第一号というのは、一般的な原子力船の開発のために必要な研究調査であり、「むつ」の炉及び「むつ」のいろいろな分野における研究開発というのとはおのずから別個の事項の規定、こういうふうな読みませんか。

○石渡政府委員 先ほどの御説明で、研究内容につきまして二本の柱という説明をいたしました。が、法的にはこの二十三条第一項で両方とも読み込むのだというふうに、私も解釈をしているわけでございます。

○日野委員 そうすると、結局は「むつ」の研究開発の方にこの主力がある、そういうふうな読むことになるんですか。

○石渡政府委員 今日施行されております法律では、少なくとも研究開発につきましては、原子力船「むつ」に関する研究のみに限られるというのが実体的な解釈でございます。それを広げまして、「むつ」はもちろん、原子力船一般に関する研究開発もやっていくのだというふうに今度改正をお願いしているわけでございます。

それから、その主体がどうかということでございますが、過渡的にはまだ「むつ」を使っている研究開発に実体的な重点があるというところは否定できませんが、徐々に原子力船全般に関する、特に新しい船用炉に関する研究に重点を移していきたいというふうに考えているわけでございます。そして、そういう意味で、今後、現在「むつ」の業務に携わっております人間も、逐次配置転換という形で新しい船用炉の研究に重点を移していきたい、こういうふうな考えているわけでございます。

○日野委員 そうすると、法律は一応つくるものの、これだけ「むつ」が大きな問題になって、まず乗り切らなければならない問題が、技術的にもその他の問題にしても山積している。そうすると、まず当面は「むつ」一本でいかざるを得ない、こういうふうなことでございましょうか。

○石渡政府委員 確かに、今日時点では、いわゆる研究開発以外のと申しますか、その前提になりますいろいろな条件が非常に変動しているわけでございます。そういうことに精力が割かれていくのは、これは実態でございますが、なるべく早くこういう状態を克服いたしまして、長期的な、安定した形での研究開発、特に原子力船あるいは新しい船用炉の研究開発に専念できるように持っていきたいというのが、私どもの祈願しているところでございます。

○日野委員 私、いまの御説明、それから原子力船の現在の世界における位置づけ、それからわが国が抱えている財政問題等に基づく人員増とか、余り不要不急のことに金を使わないという大きな政策、こういった点を総合して考えてみますと、それはまあえだけの感想だと言われればそうかもしれませんが、この原子力船の開発のために必要な研究及び調査というものが、すんなりという法案が成立したことによって進んでいくということはとうていあり得ないことというふうに理解せざるを得ないと思えます。

私は、従来から、飽きるくらいこの原子力船開発事業団法の問題について携わってきたものとして、この原子力船研究開発事業団法、この法案がこのような出方をしたということに、非常に遺憾だということを表明をいたしておきたいと思っております。

原子力船「むつ」の問題に入りますが、何よりもまず大事なことは、私は、当面まず「むつ」の炉、これをどうするかというところが一番の問題点であるかというふうに考えているわけでありまして、この点の認識については、政府も事業団も変わりはないでございましょうね。いかがでございますか。

いますか。

○倉本参考人 私ども「むつ」を開発しておるものといしましては、まず「むつ」を改修し、原子力船として、これを所期の目的であります原子力第一船、実験船としてこの研究開発を進めてまいりたい。これが、その過程におきましては、「むつ」の研究開発ということではなしに、「むつ」の研究開発をやらなから、これは当然将来の船用炉、将来の原子力船というものを常に頭に置きながら、「むつ」からとれたデータなり解析結果なりというものは、将来の船用炉、また原子力船の設計等に必要データ、またその設計に必要な設計コードあるいは基準等の開発に努めていくということ、単に「むつ」のみを建造し、これを動かすということではなしに、やはり将来の原子力船船用炉のための研究開発であると私どもは信じ、その方針に沿っていままでもやってきております。

○日野委員 どうも質問に対する理解が十分でなかったような感じがいたしますが、まあよろしいでしょう。

いまの「むつ」の炉、これから炉と言った場合は「むつ」の炉に限定をしてお伺いをいたします。この炉ですが、これはいまもいろいろな作業をやっておられることはよくわかります。

〔椎名委員長代理退席、委員長着席〕

そして、従来も同じだと思っておりますが、これはい

わゆる大山委員会が、全体として見れば「むつ」の炉はまあまあよくできているんだ、こういうところ根拠を置いてその後の作業を進められていくように思っています。

しかし、私も大山委員会のレポートは十分に熟読玩味をさせていただきました。そして、その結果出てきた私の感じ方としては、この、まあまあよくできているというのは、いかに大山委員会のリップサービスのような感じがしてならないわけですね。この大山委員会のレポートは、いろいろなところを非常に克明に調査をされておられる

のですが、しかし、まことに唐突に、まあまあよくできた炉だということを後でつけ加えたような感じがいたします。その点についてどのような御感想を持っておられますか。

○石渡政府委員 大山委員会での御審議の時点では、実は科学技術庁は、言葉は悪いのですが、被告みたいな立場でございまして、十分その審議の御内容を伺うチャンスがなかったようでございしますが、少なくとも委員会の報告は私どもも熟読玩味させていただきました。

特に、先生ただいま御指摘の個所につきましては、全体としてかなりのレベルに達しているという御判断は、私どもはこれは正しい御判断だと思っております。私どもは、大山委員会は、「むつ」の開発計画の段階から基本設計、製作設計を経て完成に至るまでの経緯または経過につきまして、事業団を初め主要約者でございました三菱原子力あるいは石川島播磨重工業から十分な事情の聴取を行われたというふうに伺っております。そして、それらの調査の結果を総合判断されまして、このような、かなりの水準に達しているという御判断をされたものと私どもも理解をしております。

○日野委員 私は、その後の炉について、大山レポートの指摘を受けた総点検が進んだ結果、七系統二十項目についての必要工事、これが現在指摘されているというふうに伺っております。そしてまた、科技庁と運輸省で出された「原子力船「むつ」の安全性総点検補修工事について」というものにも目を通させていただきます。

私、技術的には素人でございましてよくわからないのですけれども、大体こんな、七系統二十項目に及ぶような補修をやらなければならないという炉が、私自身もよくのびません。そして、このことは一般の国民も同じような感想を持つであろうと思えます。

特にこの「むつ」の、ことに反対運動から誘致運動から、さらにはそれに携わった技術者や関係

する漁民やら、一緒に考えてみて、同じような印象を持っておられる方は非常に多からうかと思ひます。この点についてはどうなんでしょう。そういつた方々の疑問に率直にお答えになることが、いまの段階で必要であらうかというふうに考へるわけでありまして、ひとつそこいらを御説明いただけませんか。余り時間がありませんので、その七系統二十項目の一つ一つをいままこで長々とやられると、これは私は困ります。ひとつ簡明にお願いしたいと思います。

○倉本参考人 総点検に当たりましては、特にいまの補修工事に関連いたします部分は、設計の見直しあるいは事故解析等の見直しという、いわゆるソフトの面の総点検の結果でございまして、これは「むつ」が設計されて建造されましたその時点以降、陸上の発電所におきましていろいろなトラブルがあったわけでございまして、それに基づきまして、これは陸上の発電所関係でございましてけれども、政府の方でも設計基準あるいは安全審査基準等についてのガイドラインと申しますか、が出てまいりましたわけでございまして。

いまの「むつ」の総点検に当たりましては、むしろそういった新しく出てきたいろいろな発電所のトラブル等、そういうようなことが「むつ」で起こるかどうかという点の検討を進めてまいりましたわけでございまして、こういった設計及び事故解析等の見直しをやつてまいりまして、結果いたしましては、現在のままでも安全は十分確保できるといふことの結論を一応得ておるわけでございましてけれども、その陸上の発電所等におきまして、より安全性を向上させておくことが望ましいと思はれる点について、いわゆる原子炉の改良工事と申しますか、そういった改良を行つた方が望ましいといふことで今回の補修工事を行うことになりましたというわけでございまして、この補修工事を行なうに当たっては、この安全確保ができないかという、その点につきましましては、決してそのようないふ工事ではございません。むしろ、この「むつ」の原子炉をより安全度を高めるといふための工事で

あるといふことでございまして。
○日野委員 この「むつ」の炉につきましましては、ちよつと言葉が悪いですが、発生した事態を追いかけるような説明がずっといまままで用意をされてきたと思うのです。これは端的に出でた問題がストーリーミングの問題でありましたけれども、このストーリーミングの説明について、後からいろいろ説明をした。しかし、ここで中性子漏れが発生したということだけは間違ひのない事実でございまして。そして、ストーリーミングなどというものは発生しないことになっていたはずなんです。

昭和四十二年十一月十五日の原子炉安全専門審査会の報告を私も見させていた。その当時の遮蔽体についての記載、私も読ましていただきまして。これを読みますと、何でもこういうような事態が発生することになるのか、実はわからないような現象なのであるが、こういう現象が現に出た。そして、そこからいろいろな事態が発生するわけでありまして、これは技術的な問題ばかりではなく、常に後追ひ、後追ひ、言いわけ、言いわけ、そしていかに現在の事態を糊塗するかというふうな姿勢が一貫して貫かれていっているように思ふんです。私、この補修工事の点を見ましても、傾向がここにあらわれているのではないかと気がしきりとするのです。

まず、そのうちの一点だけを指摘をしてみましよう。これは一番最初のところなんです。ECCSの改良のことが書いてございまして。「非常用炉心冷却設備の改良」ということで、低圧注入系の改良のことがまず書いてある。それから高圧注入系の改良の点が書いてございまして、これはポンプの容量を上げるのだ、そして安全性を確保したのだ、こういうふうにおっしゃいます。そしてこの説明の図面を見ても、確かにポンプの容量はふえて、送り込まれる水はふえるのかのごとく書いてある。

しかし、私、ここで一つ大きな疑問にぶつか

ざるを得ないんですね。この図面を見ますと、これは「原子力船「むつ」の安全性総点検補修工事の内容(説明資料)」と記載してある資料なんです。が、ここに「非常用炉心冷却設備の改良概念図」が添付されております。これは、このポンプの容量は確かにふえたのでありましよう。しかし、このパイプが原子炉容器の中に行つて太いものになる、パイプのキャパシティがもつとふえるというところはとうてい理解できないところでございまして。ここらなんぞ、どういふふうなことに理解したらよろしいのですか。

○野沢参考人 ただいまの先生の御指摘は、ポンプ容量を増したにもかかわらず、パイプの径を出口側を太くしないことに対する御質問だと思ひますが、これはポンプ容量を増しますことによつて、パイプの中の径は変えませんが流速が増すことによつて単位時間当たりの水の注入量がふえるということになるわけでございまして。その辺の、パイプの径を太くしなくてもポンプ容量を増した分だけ水が確実に入るかどうかというの、パイプにバルブがついておりましたり、曲がりがございますたり、いろいろございまして、曲がりもございまして、その辺の流動抵抗を十分細かく計算した上で確認されておるものでございまして。

○日野委員 このパイプの問題については、従来の発電用の軽水炉でもいろいろ問題のあるところでありまして。このパイプの材質やら、それからどれだけの圧力に耐えられるものであるか、応力腐食なんというものはどのように出てくるか、これらについては、従来の軽水炉でも非常に問題点の多いところでありまして、まだ説明されない点がきわめて多い。そういう点を考えたら、従来の設計よりも五〇%アップした容量をいままと同じパイプの中に、しかもかなり高熱であり、放射能による材質の変質というふうなことも考えなければならぬ中で、私は、こういうことはいかに荒っぽいといふふうな指摘をしたいと思うのです。いかがでございませう。

○野沢参考人 陸上発電所におきますパイプの損

傷につきましましては、今回の総点検におきましても十分考慮されて総点検が行われております。

たとえば、応力腐食割れの件を御心配だと思ひますけれども、そもそも本質的にBWRとPWRでは応力腐食割れのケースというものはBWRの方に比べておりました。PWRの方には実際の例としてはほとんど出ておりません。それは、水質の管理方法がPとBでは違つておりますので、そういう点では「むつ」は何ら心配することはないと思ひます。

それから、熱応力あるいは内部にかかつております圧力に対してパイプが十分かどうか。これは新しい計算技術、計算コードというのは順次発展してまいつておりますけれども、それを使いましてこのたび再計算をいたしまして、十分もつということが確認されております。

それから、現在のパイプがどうなつているかという点につきましては、現在佐世保におきまして現在の設備の総点検の一環としてウルトラソニック、超音波探傷法を用いまして、現在のパイプの欠陥を検査中ではございまして。

○日野委員 委員長、ちよつと御相談があるんですが。

外務省おいでになつていられるでしょうか。午後また遅く来ていただくのじゃ気の毒ですから、外務省に聞くことだけ、いまの流れは質問をちよつと中断して別のところで、午後からまたこの点やりますから、外務省にちよつと聞かせてもらひます。

○中村委員長 どうぞ。

○日野委員 外務省に伺います。

原子力船が運航をして外国の港に入るといふ場合の問題点は、どのような問題点があるのでしょうか。いままですべての検討をなさつたことがございませうか。

○金子説明員 お尋ねの点についてでございますが、外務省といたしましては原子力船「むつ」の建造、就航に当たりまして、外国の港に入港する際の安全の基準等につきましてこれまで検討したと

いうことはございません。

○日野委員 科技庁とか原子力船開発事業団、そういうところからの検討の依頼というものはございませんでしたでしょうか。従来もアメリカ、西ドイツ、そこらにおいて原子力船が運航した事例はございます。そういう運航に際しての問題点などについての事例を集めるというような作業もなさったことはないわけではございませんか。

○金子説明員 確かに、関係官庁でございますが、科学技術庁あるいは運輸省当局からの御依頼によりまして、かつて諸外国におきます原子力船の開発の現状等につきまして外交ルートを通じて調査したことはございます。

○日野委員 そうすると、現在外務省においては、この原子力船が運航するについて生ずる特殊の問題についての検討は一切なさったことはないというふうに向うわけでありまして、これについて若干の国際的な条約がございまして、これについても、その批准等の問題について検討もなされたことはございませんか。

○金子説明員 確かに、先生たいま御指摘のございました海上人命安全条約、SOLAS条約と申しておりますが、一九七四年に採択された条約でございますが、この採択会議には日本政府は出席しております。

それからまた、この条約はさきの国会で御承認いただきましたが、本年五月、発効と同時に日本はこれを受諾しております。したがって、この条約との関係におきまして、一般的な形で原子力船の外国の港における入港問題について検討というか、勉強をしたことはございます。

すなわち、この海上人命安全条約によりまして、その第八章におきまして、原子力船が外国の港に入港をいたします場合には、受け入れ国に対して、当該原子力船の安全説明書をあらかじめ提出すること、あるいはまた原子力施設の安全な操作等のために、主管庁の承認する操作手引書を船内に備えることというように、この条約に書かれておりました。こういうことを私ども

も承知いたしております。

○日野委員 そうすると、これは従来のオット・ハーゲン号とかサバンナ号という原子力船ですが、それが外国に入港をするという場合には二国間で取り決めを結びまして、そしてその中にならぬ多岐面からの取り決めを盛り込むのが常であります。そういう状況に対応するだけの外務省には準備はないというふうに向うてよろしゅうございませぬ。

○金子説明員 ただいま先生御指摘ございましたとおり、外国の例で申しますと、確かにドイツのオット・ハーゲン号というふうな場合でございますが、たとえばドイツとしても、先ほど申しましたとおり、各国の事例を調査いたしましたときに、おかつたのでございまして、ドイツとリベリアの間でオット・ハーゲンの入港について特別の協定をした例がございまして、

それによりまして、たとえばリベリア領海あるいは港に立ち入る場合には、事前にリベリア政府の承認を要するとか、いろいろ具体的なことは海上人命安全条約第八章の規定に従うとかいうようなことがございまして、先ほど申しましたとおり「むつ」との関係におきましては、具体的な形でございまして、したがって、一般的な形で以外には、御指摘のとおり外務省としては検討したことはございませぬ。またこれを進行態勢にもございませぬ。これは具体的な事例が生じた場合、必要が生じた場合に関係各省と協議いたしまして、すべきことと心得ております。

○日野委員 外務省に対する質問は終わります。ありがとうございます。

いかがですか、大臣、一生懸命「むつ」をつくって、どんどん航海をさしてということも言っている、現状は大体外国の港に入る準備ができてないのですよ。これは一つの大きな手抜きであり、たまたまというよりは、そういうところから、当然考えておくべきことで、いままで考慮を払

つていたことではないという事実がここでも明らかになっているのですが、こういう事態を知らんになつて、大臣、どのような感想をお持ちになりますか。

○中川國務大臣 原子力船が実用化されるまではまだ相当先のことでありまして、まだまだ研究段階でございますから、頭の中にはもちろん入れておかなければなりませんけれども、いま直ちにそれがどうであるから原子力船「むつ」の開発は、ということにはならぬのではないかと、せつかくの御指摘でもございまして、外交問題にはやはり頭に置いて、外務省等とも今後寄り寄り相談していきたく存じます。

○日野委員 「むつ」は、現にもう一度は外国に出ようと思つたのでございまして、ストリーミングなんか起こさなければ、ほとんど外国にまで就航させようというふうなことをたたくわけではございませぬ。私は、こういうのを見ておきまして、これは手抜きがあつたとか何とかいふやなくて、かなり投げやりで、いかげんに扱われてきたという「むつ」の宿命のようなものを感じざるを得ないのです。ついでに、ついでにいいなと言つて、言葉としては非常に世俗的な意味しか持たないわけですが、私は、本当にこの「むつ」というのはついでにいい船なんですよ。まず第一歩からやり直すべきだ、こういうふうに向うのですが、私の感想を述べまして、午前中の質問はこの程度で終わります。あとはまた午後からゆくり時間をとりまして……。

○中村委員長 草野威君。

○草野委員 先週に引き続きまして、原子力船「むつ」の問題について若干伺いたいと思ひます。

先週の質疑の中で、「むつ」の定係港の問題につきまして現在まで六十数カ所の候補地を検討した、さらにそれを五つほどに絞つて検討をしたけれども、その結果としてやはり大湊港が、他の候補地に比較した場合、最も適地である、こういうふうな御答弁をいただいたわけではございません。

そこで、先日の総理が出席されましたの当委員会での質疑の中で、鈴木総理は、大湊の場合、若干法的な手続に問題は残っているけれども、実質的には母港として撤去された、このように考えているというふうな御答弁をいただいたわけではございません。

そこで、まず一番初め伺いたいことは、法的手続に若干問題は残っている、これは一体どういうことか、伺いたいと思ひます。法律的に若干の問題を残しているというものは、大湊港が定係港として法的にはまだ残っているのか、それとも法的にも完全に撤去された、このように考えるのか。どちらでしょうか。

○赤羽政府委員 規制法上、定係港という言葉はないわけではございますが、陸上付帯設備と申しますか、これは現在大湊に存在しております。ただし、一部を削除する申請を認めておりますので、炉の方の冷態停止状態を前提にいたしました範囲での陸上設備が規制法上残っております。

○草野委員 では、「むつ」の母港としては、法的には半分撤去されて、半分残っている、半分だけ「むつ」の母港として残っているのだ、こういうふうな解釈でございませぬか。

○赤羽政府委員 冷態停止状態を前提にいたしました部分的なものが残っております。

○草野委員 では、そういうことを前提にして質疑を進めたいと思ひますが、地元の青森県知事等の談話を新聞等で読んでみますと、母港としては事実上は撤去されてない、こういうふうな発言がございまして、そして、またさらに地元の意見として、「むつ」の安全性というものが確認されなければ、絶対にこれは拒否せざるを得ない、こういうふうな発言もあるようではございませんか。

そこで、この「むつ」の安全性という問題です。安全性を地元の方々に確認をしていただく、これは具体的にどのようなことをするべきかを検討されておりますか、「むつ」の安全性につきまして、その問題が一つと、それから長官にあわせてお

伺いたいのですが、先ほどの第一点の方の問題ですけれども、地元の知事さん等は、「むつ」の母港撤去に対して、事実上は撤去されておらず、このように新聞等でも報道されておりますが、この二点につきましてひとつお答えをいたしたいと思っております。

○石渡政府委員 まず安全性の問題でございますが、せんだつての中川大臣と北村青森県知事との会談の際に、北村知事さんから、何よりも安全性の確認が重要である、どんな手順で具体的に安全性を確かめられるのか、その辺を検討してもらいたいという御要望がございました。

確かに、私も同じように思っています。「むつ」を受け入れていただくという大前提をいたしまして、安全性について地元の方々に御納得願うのが必要不可欠であると考えております。もちろん「むつ」の経験を踏まえて、原子力行政全体の見直しというところで進展したわけでございまして、現在の原子力行政は安全性について、特に規制当局の強化ということによりまして安全性を担保しているわけでございますが、そういうことも背景にいたしまして、その後の「むつ」の改修あるいは総点検の内容を十分まず御説明いたしまして、安全性確保に対する私どものその後の努力をまず御認識願うのが前提かと考えております。

しかしながら、言葉は悪いのですが、前の経験からいたしまして、それだけではなかなか十分納得が得られないという御意見でもございますので、何かもう少し具体的にわかりやすい安全性の説明なりあるいは納得いただく手段というものが考えられないかということでございます。現在、事務レベルでいろいろ案を出し合っておりまして、相談させていただいているのが現状でございます。

○中川国務大臣 知事さんのみならず、市長あるいは漁業団体の代表の方々と話し合いでは、四者協定については私の方から、守れなかった点について遺憾である、申しわけない、こういうことで触れてございまして、撤去の問題がどう理解されてどうするかということについては、話し合い

をしておりません。しかし、今後話し合いが進むならば、四者協定の扱い、見解、どう処理するということについては、当然また話し合わなければなりません。またその段階にも至っていない。何とか話し合いができるようにしたいと思っております。努力しておりますのでございます。

○草野委員 では、その安全性という問題でございますけれども、前回は出力上昇試験の失敗によってこのような事態を迎えたわけでございまして、今度この出力上昇テスト、これにつきまして、前回より一、数%の実験しか行われていないわけでございまして、この実験をやれば、やはり洋上で行わなければならない、こういうことには、これから先なるのか、またそれとも、やはりテストはどうしても新しい定係港の港の中で行わなければならないのか、どちらでしょうか。

○石渡政府委員 出力上昇試験につきましても、具体的な御質問でございますが、一般論をいたしまして、出力上昇試験を行います場合に、低出力運転約二〇%程度までにつきましては岸壁で行う方が技術的には好ましいという一般論はございます。しかし、従来の経緯も踏まえて、地元と

のいろいろな話し合いの中でそれをどう決めていくかということにつきましては、私も懸念事項であると考えておりまして、十分御相談の上決めていきたいというのが基本的な考え方でございます。

○草野委員 そういたしますと、いろいろな問題が想定されるわけでございますが、一つ伺っておきたいことは、もし大湊港以外でこのようなテストをするということになった場合に、当然新しい陸上施設等の建設も行わなければならないわけでございまして、そういう場合の新しい陸上施設につきまして、その工期とかまたその建設費とか、そういうものはいまだどのようにお考えになっておりますか。

○倉本参考人 新たな定係港の建設に当たりましては、その地点の港湾の整備状況等との関連がございまして、港湾整備等から始めることになりま

すと、相当の年月を要するかと存じます。いまの「むつ」の着きま岸壁、それからさらに施設といましては、燃料交換の関連の施設、また廃棄物処理の施設等がございまして、これらにつき新しいところにつくるということになります。定係港をいたしましてその環境調査等から含めま

すと、その地点の状況にもよりますが、数年間はかかるのではなからうかと存じます。数年と申しますとあれでございますが、やはり三年ないし六年ぐらひはかかるのではなからうかと思っております。

○草野委員 いまのお答えでもわかりましたように、三年から六年かかるか、また建設費の方は全然お話がございせんのでしたけれども、ともかく原子力事業団は、新定係港につきましては、もう大湊以外に何にも考えていないということがその言葉でもはつきりするわけですね。来年の十月には「むつ」は佐世保で一応完成することになって

おります。来年度の予算の中で当然考えなければならぬ問題につきましても、そのような非常にはつきりしないお答えでございますので、事業団としても他の港については一切考えていない、大湊港に全部しぼっておる、こういうことがはつきりするわけでございます。

その是非はともかくとしまして、大湊港に仮定をした場合、現在の大湊の原子炉の付帯施設は、昭和四十六年に完成されてそのまゝになっておりますが、その間安全基準はいろいろと改正されております。原子力委員会では、五十三年の耐震設計審査指針とかまた五十五年の核燃料棒安全審査基本方針、こういうものを定めております。したがって、大湊では、現在の施設ではこの安全基準には合わないことは当然でございますので、改造しなければならぬ。

改造ということになりますと、現在の大湊の陸上施設の改修計画、いろいろあると思いますが、この改修計画につきましてお答えをいただきたいと思っております。

○倉本参考人 現在、大湊につきましては、政府の方から地元に対して、母港の問題について検討をお願いしておられる段階でございます。私も伺いたしましては、現在あります施設につきまして、地元の方の御了解が得られました時点で、おきまして現在の施設の見直し、総点検をやりまして、工事などの程度の時間がかかるかという点につきまして具体的な検討を進めてまいりたいと思っております。先ほどお話をいたしましたように、燃料プール等につきましては現在設置許可から外れておりますので、これらについては、もし仮に地元の御了解が得られれば新たに改修をしなければならぬということになると思っております。

また、それ以外の施設につきましては、このプールの建設を行っております段階で点検、改修等ができるであろうと存じますが、工期、経費等につきましては、その具体的な検討をまだ行っておりませんので、現在、どの程度かかるかということについてはまだわかっておりません。が、当然のことながら、新しいところにつくるよりはるかに安く上がるであろうということは申せると存じます。

○草野委員 政府に伺いますが、来年の十月にはもう「むつ」は佐世保で完成することになっているわけでしょう。あと一年後です。だから、大湊と仮定した場合には、陸上施設の安全審査基準に合った内容でこれから大改修工事が始まるわけでしょう。その工期はどのくらいかかるのですかと聞いておるのです。

そしてさらに、そこが使用可能になるのはいつごろになるのでしょうか。建設費というのは、総額で一体どのくらいを考えておられるのか。これは全然夢みたいな話を伺っているのじゃないのです。もう来年の十月になったら、「むつ」は佐世保から出ていくことになっておるわけでしょう。私は、それを前提として伺っておる

わけでしょう。私は、それを前提として伺っておる

のです。いまの事業団の話は、全然やみくもの話ばかりでしょう。全然具体的なお答えをいただけない。こんなことではどうするのです。

○石渡政府委員 大湊で定係港を引き受けていたという仮定のことでお話しさせていただきたいわけでごさいます。

私ももの一応持っておりますスケジュールというしましては、佐世保におきまして工事の終了後速やかに、新定係港と申しますが大湊港に回航をいたしまして、出力上昇試験の準備、すなわちプラントの機能試験等を行いつつ、定係港施設が整うのを待ちまして、一方定係港施設についての所要の整備を進めまして、それが完了した段階で出力上昇試験を開始するというのが一つのスケジュールでございます。

それでは、定係港施設の改修にどのくらいかかるのかという次の御質問でございますが、この点、明らかに法律上廃止してございまして燃料交換施設等、これは改修と申しますより新設になるわけでございますが、その他の施設についてどの程度活用できるのかということにつきまして現在検討を進めておる段階でございます。この辺の見通しがまだ結論を得ておりませんので、事業団としてもなかなか期限あるいは金額について申し上げにくいという事情を説明したわけでございます。

一応スケジュールといたしましては、そういうふうな考えているということで御了解賜りたいと存じます。

○草野委員 それでは、来年度新定係港に關しまして六十億円の予算が要望されておりますけれども、この六十億円の使い道ですが、これは新定係港のどのような問題について考えておられますか。

○石渡政府委員 お答え申し上げます。

五十六年、五十七年度の二カ年間にわたる債務負担行為をいたしまして、来年度六十億円を要求してございまして、これは、もし地元の御了解が得られた場合には大湊港の燃料交換施設の改修に充

てる考えでございますが、もしそうでない場合には、まずはかの使途、すなわち岸壁工事等に充当することになるであろうというふうに考えております。

○草野委員 工期等につきましては具体的なお答えをいただけないのではつきりしないわけでございますけれども、先ほど御答弁ございましたように、これからの、法律改正後の事業団の大きな柱が二つあるということ、一つは、現在の実験船としての「むつ」の開発業務、そしてまた船用炉の研究、こういうようなお話があったわけでございます。二本の柱の一つの船用炉の研究開発という問題につきまして何点か伺いたいと思ひます。

船用炉の問題につきましては、改良船用炉プラントの研究開発計画、これによりまして、一番目に「設計評価計画」、二番目に「解析研究」、三番目に「実験研究」、四番目に「情報収集等」、こういうふうになっております。この計画は、五十六年度から始まりまして六十年度までずっと出ておるようでございますが、新しい研究機関に移行する五十九年度末、これまでに二十八億三千五百万、それから六十年度末まで全部入れますと三十八億九千五百万、こういうような中身のようでございます。

私も技術的には全く素人でございますので、この中身について云々申し上げるわけはございませんが、ただ、この計画を拝見いたしました一つ、二つ伺いたいことは、まず第一は、現在の事業団の総人員が百四十名である。このうち研究に携わる技術者や科学者の方々は、人数が非常に少ないように伺っております。先ほど、新たに研究員九名という体制でこの計画に取り組むというお話がございました。私は、このようなお話を伺いまして、果たしてこの程度の研究陣の体制で船用炉のこれからの研究開発計画がどこまで進むのか、非常にさびしい気がしてならないわけでございます。この研究体制につきましてもう少し具体的なお話を承りたいと思ひます。これが一つ。

それからもう一つは、前回の委員会でも御答弁いただきましたけれども、この船用炉の研究につきまして新しく研究所をお建てになる、そういう計画があらうか、その研究所はこの計画の中で建設されるのかどうか、こういうことにつきまして伺いをいたしたいと思ひます。

○倉本参考人 私も事業団が研究開発機関に移行いたしますれば、たゞいま先生のお話のございましたようなスケジュールのつとめて今後の研究開発を進めてまいりたいと存じておるわけでございます。

この体制につきましては、現在私どもの持つております研究陣容をできるだけ活用しながら当然進めていくわけでございますが、来年度におきましては九名程度の体制でいこうと思っております。遮蔽改修工事、また総点検関係の工事が逐次進捗してまいりますと、これらの力も若干は活用し得るのではなからうかと思っておりますが、私どももいたしましては、できる限り事業団の陣容に加えて外部の力をかりながら進めていきたい、こう思っております。また、その研究の進捗に応じて逐次その体制は整えてまいりたい、かように考えております。

また、次に船用炉関係の研究所でございまして、これにつきましては、先生がお話しになりましたスケジュール、この設計研究あるいは解析研究、実験研究、情報収集等の段階におきましては、これは特に新しい研究所を設けていかなければならぬというものは、ここでは、この時点までには出てこないのではなからうか。その以降の解析研究に続きまして、いよいよ実験研究等が始まってまいりますと実験設備等を持つていかなければならぬようになってまいりますので、その段階においては新しい研究施設を設けていきたい、かように考えておるわけでございます。

○草野委員 この問題につきましては、また後から触れさせていただきますが、ひとつずばりお答え長官に伺いたいたします。

いたしたいと思ひます。新定係港の決定のめどはいつごろに置かれておりますか。

○中川国務大臣 残念ながらまだ立ちませんで、私どもとしては、もう早急にということをお願いしている段階でございます。一日も早くめどがつけられればと念願はいたしておりますが、残念ながらまだはついておりません。

○草野委員 来年十月までに佐世保で修理が完了する。その時点においてもまだめどは立てることはできませんか。

○中川国務大臣 いろんなことがあっても、むつにお願ひする、大湊にお願ひする、あるいはどういうことになっていくか、最小限来年の十月、佐世保から出なければならぬ時期までには決定をいたしたい、こう思っております。

○草野委員 では、今度はもう一本の柱の「むつ」の方の実験計画について伺いたいたします。

これから法改正を行われまして、五十九年度末、新しい原子力機関に一本になるわけでございますけれども、それまでの「むつ」の実験計画、どのような計画を立てておられますか。

○倉本参考人 「むつ」につきましては、現在の遮蔽改修工事、それから総点検関係の工事が終わりました時点で、これについての機能の確認試験というものをやることにいたしております。この工事自身がうまくいったかどうかということにつきましては、冷態状態での総合試験をやるわけでございますが、それに引き続いて、今度は、原子炉の運転状態と申しますか、温度、圧力等につきましては、原子炉を運転状態にした形での総合機能試験、原子炉は原子燃料でこれを動かすというものでなくいたしまして、電気ヒーターあるいはポンプ加熱というようなことによりまして、温度、圧力を上げた状態での総合機能試験を行ってまいります。

それで、この総合機能試験が終わりました時点でまず臨界状態へ持っていく試験、それから出力上昇試験に入りまして、まず最初の段階では大体五〇程度まで、その段階で一応データの確認を

行い、その解析を行ひまして、その次には、これを二〇%まで上げる自信があれば上げて、二〇%程度の試験をやる。さらに、その時点で解析等を行った結果その次の段階へ、四〇%、五〇%まで上げていく。またさらに、そこで確認をし、あと七〇%、さらには全出力での出力上昇試験を行う。ここで一〇〇%までいきますれば、この時点で一応公試運転が終わるということになりまして、原子力船としての安全証書がいただけるわけでございますので、これをいただきましたらいよいよ実験航海というところへ乗り出して、いろいろスケジュールでございます。

各段階の出力上昇試験におきましては、それぞれ具体的にどの段階でどのような試験をするかという点については、前回も計画をいたしておりました。これを今後さらにまた再度検討をして、今後の具体的な出力上昇試験のスケジュールを立てていきたい、かように考えております。

○草野委員、そういう一連のスケジュールをこれからこなしていかなければならぬわけでございますけれども、陸上施設の改修にしまして、また、新しい定係港云々の問題にいたしまして、もうでございますが、ともかくこれからある程度の期間がかかるわけですね。それが二年になるか三年になるかわかりません。また、この出力上昇テストにいたしまして、恐らく数回はやらなければならぬ。これもやはりある程度の日数がかかるわけでございます。さらにまた、いろいろな安全テストを行わなければならぬ。そして実験航海をやるということになると、これも二年ということをおっしゃるわけでございますが、こういう調子でいくと、その新しい機関に一緒にいるあれが五十九年度末ということになっているわけですね。その五十九年度末には一体どんな姿になって新しい研究機関に引き継がれるのか、こちら辺のところは非常にわからぬわけですよ。幾ら計画の中でこういう計画が出ておいても、われわれには実際には一体どうなるんだらう、全然——また、それは六十年になったらなることだ、そ

ういうことですか。

○倉本参考人、私も似たしましては、出力上昇試験を終えて船舶安全証書をもらい、一人前の原子力船となって実験航海に出ていくということ、でき得れば、そういう実験航海の実施に入った時点で、これをいわゆる統合先に統合できれば幸いだと思っております。とにかく一人前の原子力船として実験を行えるような状態で引き継ぎたい、このように思っております。

○草野委員、その気持ちはわかりますけれども、実際問題としてそういうことは非常にむずかしいわけですね。だから、やはりこういうような、国民の目から見ますと、いまの原子力船の開発という問題が非常に場当たり的に行われている、このように言われてもやむを得ないのじゃないかという点が、現実の問題の解決、これは重要なことはわかりますけれども、もう少し確固たる見通しに立ってこれからもひとつ進めていただきたい、このように考えます。

時間がありませんので次へ移りますけれども、大湊の再母港化の問題につきまして、当初は非常に地元は積極的に入れておりました。本年に入ってから、地元のある新聞社の調査によりまして、「むつ」の受け入れについて賛成が三七%、反対が二三%、「わからぬ」が四八%というところ、受け入れ賛成派の方が非常に多かった。それが、最近になってから漁連の反対決議、また、県知事もむつの市長も反対の意向を表明している。一体、これはどうしてこういうふうに変わってきたのか。この経緯について簡単に説明してください。

○石渡政府委員、青森県知事は、中川大臣からの、再び「むつ」の母港として使いたいので検討していただけないかという御要請に對しまして、大臣のお考えはよく理解できるが、知事ひとりでは返事ができることでもない、他の当事者や県民世論を見きわめた上で御返事したいというお話でございます。今日までのところ、反対である

という御意向のようには伺っていないわけでございます。また、むつ市長につきましても、同じ態度をとっておられるというふうに私も了解をしております。ところでございまして、ただ、先生御指摘のように、漁民の方々が、本件については反対であるという非常にきつりした態度を表明しておられるという点は、私もよく理解しているところでございます。非常に、非常に頭を悩ましておられるのが現状でございます。

○草野委員、漁民の方々にそういう意見があるというの、やはり政府とか事業団が地元民に對する約束をきちっと守らないとか、それから、地元の人たちの中にある不信感、こういうものが出てきているのじゃないかと思うのです。時間がありませんから、ひとつこれも簡単に回答をしたいと思います。

一つは、四者協定で地元対策についていろいろと約束をされました。むつ市内の関連公共施設整備とか、漁業の振興対策、「むつ」の安全監視体制、こういうものがあつた。

その中で一つ、道路整備の問題ですが、田名部と大湊間につきまして速やかに着手をする、このようになっているようにございしますが、この点はいまどういう状況になっていますか。

○石渡政府委員、道路整備につきましては、むつ—川内バイパス約三千メートル、総工費約十七億円の建設計画がございまして、四者協定の約束でございます。昭和五十五年度から着工されたわけでございます。五十年以降五十五年までの予算で累計約六億円計上されておまして、残りは五十六年度以降の予算措置が必要とされているという状況でございます。

なお、用地の買収につきましては、本年度では完了するというところでございまして、工事も約千五百メートルほどの整備が進んでいるという状況であるとお承知しております。また道路整備計画には、むつ—川内バイパスのほか、このバイパスに付属いたします街路整備の計画、全長七百七十五メートル、総工費約四億円

の計画がございまして、これもほぼ半ばまで予算措置もされていることだそうでございます。

これらの道路整備につきましては、財政上の理由から計画が若干おくられているところとございしますが、引き続き早期完成を図ることとしておりまして、所管官庁でございまして建設省において鋭意努力が進められているという状況でございます。

○草野委員、少しおくられているのじゃなくて、大分おくられておられるようなんですね。こういうことは、地元の方々からかなり強く言われているにもかかわらず、こういう状況ではならぬと私は思います。

いまの数字を挙げての御説明ですけれども、正しく言いますと、こういうことなんです。田名部—大湊間三千七百四十メートル、完成したのはわずか八百メートルしかない。だから進捗率は二二・四%しかない。五十六年度の計画ではさらに三百五十メートルの計画しかない。したがって五十六年度末でも千五百メートル、三分の一なんです。これはけさ、私のところへ連絡いただいたことですから間違いない数字だと思えますけれども、あれから五年たつてもこのようにおくられているというのです。

やはりここら辺のところは、ひとつ大臣、お願いいたします。これは建設省の方にもぜひとも督促をしていただいて、こういう約束の一つ一つを守っていかなくては、地元民の不信も解消しないのではないかと思いますので、これはひとつぜひとも促進方をお願いしたいと思っております。

それから、前回も何回もこの質疑は出ておりますけれども、幾つかの問題がございました。たとえば放射性廃棄物を二百七十トン捨てたという問題です。これも嚴重注意ということで済まされていくようでございますけれども、実際には、たとえ真水のようにあつても原子炉等規制法に違反していることは間違いないわけでしょう。余りにも簡単にこういうことを片づけているのではない

か。やはりこういうことも大きな問題点ではないかと私は思います。

さらにまた、予備の核燃料の問題にいたしましても、確かに県当局も知っているといることであるけれども、やはり環境協定によって年二回報告するというのが義務づけられているわけですから、それを報告を怠ったわけでしょう。もし報告をしていないのならしているように、ちゃんとおっしゃってください。わずかなことかも知れませんが、不信感を植えつけているかわからないと思うのです。この問題につきまして、二度とこういうことは繰り返さないと思えますけれども、一体どんなふうに考えているか、ひとつ伺いたいと思えます。

最後に、長官に伺いたのですが、先ほどから船用炉のこれからの研究開発の計画を聞きまして、私はこれを聞きまして、正直言って、こんなものでどうかな、そういうような不安を感じております。また、「むつ」の実験船としてのこれからの開発にしても、事業団の方のお話を伺っているけれども、何だ、これじゃこれから五年間かかって一体どこまでできるのだろう、全く進まないのじゃないか、こういうようなことを私は事実として受けとめざるを得ないわけでございます。

そういうことをあれやこれや考えてみますと、わが国の原子力船の実用化というこれからの大きな計画に對して、一体いつになったらこの実用化の時代が実現するのか、非常に不安である。確かにこういう政府からいたいたものを読みましますと、二十一世紀云々ということが書いてありますけれども、二十一世紀を目指して果たしてこんなような研究開発の状況で、しかもまた、先ほど私があえて言いましたけれども、場当たり的な行政とか、また住民に対するこういう非常にずさんなやり方ですね、こういうことから考えて、私は非常に大きな不安を持っております。

原子力の開発につきまして一番大事なことは国民の理解を求めることである、このように政府は

常々おっしゃっておりますけれども、こんなことで果たして国民の原子力開発に対する真の理解を求めることができるかどうか。私は、その根本的な問題において一つ大きな間違いを犯しているのではないかと、こんなような気がしてならないわけでございますので、そういうことを含めまして、政府並びに長官のお考えを伺いまして、私の質問を終わりにさせていただきますと思ひます。

○野村参事 当事者事業団としてお答えいたします。

まず、先生の御指摘になりました予備燃料の保管の問題でございますが、これにつきましては、地元との約束をした所定の場所に保管をしておいて、年報に掲載をしておいたというところは、そのとおりでございますが、その間、年報に必ずしも記載してはなかったという年度も二カ年度ほどありまして、私どもとしては万全ではなかったというふうに考えております。

それから、廃液の処理問題でございますが、これも御指摘のように、やはり慎重な措置を欠いたものであるというふうに考えます。これは先般お役所の方から嚴重なお達しをございましたので、私どもは、そのお役所の御指示を踏まえて、今後このようなことがないように努力をしていきたい、かように考えております。

○中川国務大臣 原子力行政を進めていく上において大事なことは、一つは、原子力の必要性を国民に認識してもらふこと、二つ目は、安全性について理解をいただくこと、こういうことにならうと存じます。

必要性については、昨今の国際情勢あるいは今のエネルギー情勢からいって、遠い将来はともかくとして、中長期的にはやはり原子力以外ないという認識は、かなり国民の間にも幅広く理解をいただいておりますのではないかと、こう思っております。

ただ、安全性については、わが国は原子爆弾をこうむったという特別な国民感情もありまして、なかなか理解しにくいところがあることは否めな

い事実でございます。こういう点から、「むつ」の過去あるいは将来においても厳しく、見通しがなと言われる原因もこの辺にあるのではないかと、このために、安全性については行政上改めるところは改めるところで、例のダブルチェックの問題や、あるいはスリーマイルアイランドの経験にかんがみて、五十二項目から成る検討事項を取り入れる等最善の努力を尽くしておるところであります。また国民の皆様にも理解をしていただくように、いろいろのPRあるいは地元に対する理解を求める働きかけ等をやっております。一昨日になりましたが、「原子力の日」というものも活用するなど、最善の努力はいたしております。

さらに、もう一つ大事なことは、やはり地元の、先ほど道路の話もありましたが、地域開発というところについて電源三法の活用を図る、あるいはそれ以外にもできるだけの措置を講じ、来年度は原子力発電の町村、隣接町村には電源特会といういろいろと措置を講ずる等、こういった総合的なことを強力に進めまして、改めるべきは改め、さらに決意を新たにしてこの原子力行政というものを進めてまいりたい、こう思っております。

○草野委員 私の持ち時間が来ましたので、これで終わりにいたします。

○中村委員長 吉浦忠治君。

○吉浦委員 持ち時間が十分ぐらいいかないようでございますので、関連の大事な点だけを質問いたしたいと思ひます。

原子力船の研究開発というものは、わが国では当然これから進めなければならぬと考えているわけでありまして、「むつ」の開発が余りにもおくれ、しかもいろいろの問題がありますので、もう大臣、この辺で「むつ」の問題はすばつとあきらめて、そして新たな研究開発に着手した方がいいのじゃないか、こういうふうにお考えですか、それとも、政府の明快な御見解をお尋ねいたします。

○中川国務大臣 親切なあるいは前向きな気持ちで御提案をいただくことに対しては感謝いたしますが、わが国が原子力行政、わけでも船用炉の研

究がおくれている、こういう事態を踏まえますときに、いまここまでせつかく、紆余曲折、御協力いただいた方もずいぶんあるわけでございます。ここであきらめるのではなくて、過去の行きがかりに反省を加えて、新たな気持ちで、何としましてもこれをりっぱに研究開発船として海の上を航海実験ができるようにいたしたいと思つてがんばりますので、どうぞ御理解願ひます。

○吉浦委員 大臣、いま外国ではだんだん「むつ」を最初予定したときの見通しですね、今日の姿は恐らく世界じゅうに原子力船が相当走るであらうというふうに想定されたと思うのです。ところが、新たな原子力船の建造というのは世界で余りその例を見ないようになり、その建造の必要性がないような受け取り方を私どもはいたしております。これは必要性が乏しいからじゃないかというふうに考えておりますけれども、この点いかがでしょうか。

○中川国務大臣 「むつ」の開発に手をつけたところは、まだこんなにエネルギーの厳しい情勢ではなかった。ない時代ではあるが、将来に備えてというところでわが国も手をつけたし、諸外国でもそういった方向に進んできた。ところが、やはり経済性においてまだ実用化としては困難であるというかなじまないというところで若干停滞感みではあります。また、「むつ」の開発に手をつけたときとは変わって、エネルギー事情については長期的に非常に不安であるというところからいけば、長期的に見るならば、やはりそういう時代を想定しておかなければいかぬということで、諸外国で実験をいたして、やろうと思えばやれる体制になっておるわけですから、わが国もそういう事態に、やはりやればやれるんだということをきちつとしておく必要があるだろう、こう思ひまして、事情が変わったからやめるといふんじやなくて、むしろ「むつ」に手をつけたとき以上に研究開発はやって、一朝有事といひますか、厳しい情勢に對処しておき、備えておく、こういう姿勢は必要じゃないか、こう思ひます。

○吉浦委員 時間がありませんので、ぜひともお尋ねしておきたいと思うことを、一点だけでは足りませんが、お尋ねをしておきます。

「原子力船研究開発専門部会報告書」というのが昭和五十四年十二月二十日に出されておりますが、この「原子力船実用化の見通し」の「経済的側面」という点でこういうことが書いてございます。

「原子力船の在来船に対する相対的な経済性は、船種や運航形態、航路によって変動するが、最も決定的な要因となるのは船用燃料油価格であり、船用燃料油の実質価格が現在の価格の一・五倍程度にまで上昇すれば七万馬力程度以上、三万馬力程度にまで上昇すれば三万馬力程度以上の出力の領域において原子力船の方が在来船に比べて経済的に有利になる可能性が強い」としている。こういうふうにございますか、その前提となる条件や根拠について明快な資料をお出し願いたいのです。いかがでしょうか。

○石渡政府委員 提出させていただきます。

○吉浦委員 政府の考えでは、大湊港に再母港化の要請をしておりますけれども、漁業の面からいっても大湊は適当でないという意見がございました。こういう点で、漁業の面だけでも大湊が不適当である、こういうふうに言われておりますけれども、結論的に大臣、一言で結構でございますので、予鈴のベルも鳴っておりますので明快に。

○中川国務大臣 母港としての条件としてはいろいろあるわけでございますが、むつは湾内であるということ等から最適であったから誘致運動もありましたけれども、あそこは踏み切って今日に至っておりますわけでございます。ただ、現在となりますと、あそこが大変な栽培漁業基地となっておりますから、そういう点では非常に問題がある。地元の方からいろいろ言われましたが、要は栽培漁業地帯である、われわれの大事な生活の場だ、ここはだれにも侵されたくない、こういうことがもう中心でございまして、この点は私も

理解できるところでございます。

ただ、理解はできませんけれども、私たちの立場からいくなれば、いかに漁場があっても、絶対今度は安全、前回も御迷惑はかけておりますけれども、栽培漁業に影響を与えたわけではありませんが、絶対与えない、前のような事故も起こさないようにしてまいりますし、万々事故があった場合には政府が責任を持って措置をいたします、だからどうかもう一回考えてください、こういうことでポールを投げ返してある。いまのところは漁業基地として大事な点だけ、いま、もう一つ話がありまして、この点だけが一点、いま話し合いの煮詰まらない大事なポイントになっておる、この辺の話し合いをぜひとも煮詰めて何とか理解、協力を得たい、こう思っておりますのでございませう。

○吉浦委員 しっかりお願いをいたしまして、終わらしていただきます。ありがとうございます。

○中村委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十三分休憩

午後一時二十九分開議

○中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。小淵正義君。

○小淵(正)委員 原子力船「むつ」問題に対しては、前回も鈴木総理にお尋ねいたしました。修理期間の厳守、新母港の早期決定、こういう立場で、それなりの見解も表明されたわけでありましたが、この「むつ」関係については、あと一、二点お尋ねしたいと思います。

現在、「むつ」の改修工事はたしか一期、二期というふうに分けてやられているのじゃないかと思っております。いまきわめて順調に修理、改修工事が進んでいるということでございますが、現在の一期工事は全改修計画の工事の中で何割部分に相当するのか。現在、それぞれ一期、二期というふうな

形で分割してずっと契約をしながら改修工事をやっている、こういうふうなお話であったわけでありますが、現在の一期というのは全体改修工事の中で大体何割程度になるのか、それによっておのずからまた果たして期限内に改修工事ができるのかどうかという一つの目安にもなってくるわけでありますが、そういう点で、なぜ一期、二期というふうに分けたのかということとあわせて、分けた場合における全体的な工事の中に占める比率、そういうものはどうなのかということをお尋ねしたいと思っております。

○倉本参考人 遮蔽改修工事につきましては、この四月の初めに工事をいたしました佐世保重工業との話し合いが決着を見まして、その時点で、残された期間でこの工事を円滑に進めるためにどういう方法をとるべきかということにつきまして、私も打合せをいたしました。その時点で、とにかく早く着工できる方法を何とか考えたいということとで、工事の準備につきまして本工事と別の契約をいたしました。準備工事に早速着手をいたし、準備を進めたわけでございます。

一方、この遮蔽改修の方につきましては、メーカーの方とこの工期また工事内容等について検討を進めたわけでございますけれども、何分にも工事が、初めて行きますので、現時点で、現在あります遮蔽体を取り除いてみませんと、具体的に工事方法等もはっきりしない部分があるというふうな点がございましたので、とにかく手をつけられるところから、具体的にその工事方法、工期等の決まります部分についてこれを分割して契約すること、工期を守る一つの方法として最も適当であるという結論に達しまして、この時点でましました分を第一期工事ということで、来年の二月末までに大体できる工事につきまして契約を行ったわけでございます。

引き続きまして、それに次いで出てまいります工事分につきましては、現在具体的な工事内容等についてメーカーとまた検討を詰めておるわけでご

ざいですが、これにつきまして、特に石川島播磨重工業さんにもお願いをしております。二次遮蔽、格納容器の上の方の遮蔽体の分につきましては、まだ取り外し工事が始まったばかりでございますので、これを外してみた時点でないとはつきりしない点が若干残っておりますが、それらにつきましては一応おくといたしまして、とにかく第二期工事を始めますのに支障のないと申ししますか、材料手配等もございまして、その時期までには第二期契約をどうしても結ばなければいけないということ、その時点で大体十一月末ごろでございまして、それまでにまとまる分についてとにかく第二期工事として契約を進めたいということで、現在鋭意折衝をいたしておりますのでございませう。

また、全体の計画につきましては、一応私どもが五者協定の中でお約束をいたしております三年間の修理が終了した後に「むつ」を新定係港に回航するという約束を、とにかく何とか守るということで現在努力をしておるわけでございます。

○小淵(正)委員 初めての改修工事なので、一応実際に分解し、あけてみないと、どういふことになるか見きわめにくいということから、分割という形で一期、二期と分けてやった、要するにこういう説明のようでありまして、よければ、現在の段階では、当初予定しておったものと、いま着手されてからかなりやっておりますけれども、いま着手工事としては、予想外の工事量が新たにでてくるとか、やはりこれは予想しておった程度の中のものかどうか、そこらあたりの、当初計画の中で考えておったものと、現在着手してから実際にわかったものと、そういう意味でのずれはないのか、食い違いはないのかどうか、大体そこらあたりはいかがですか。

○倉本参考人 先ほどの御質問のお答えに漏れておったところでございまして申し上げますが、第一期工事分で契約をいたしましたものと遮蔽体の製作関係を別途それぞれのメーカーに発注をいたしております。これらのものを含めまして現在

れとかガス炉とか、その次は核融合とか、いろいろそういう問題が将来にわたって原子力の開発という意味でどこも手をつけられておると思うわけでありませう。

わが国は、そういう意味では、動燃の中において「もんじゅ」が一つの実験原型炉としてようやく動いてきておるというふうに私は聞いておるわけでありませう。わが国の原子力平和利用の中での、そういう世界的な趨勢の中で現在取り上げられておるのに常陽とか「もんじゅ」とかいふのがあります。そのほかにも「ふげん」というのが、わが国では実験炉として現在取り組まれております。この技術的な水準というのは、世界の大勢という流れの中では、まあまあおくれずについていておる、簡単に、さつぱらに言いますとそういうところなのか、やはりわが国は一步おくれた中でこういう問題にようやく手をつけられたところに来ておるのか、そこあたり当局としてはどのような見解をお持ちなのか、その点をお伺いしたいと思います。

○石渡政府委員 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、軽水炉の分野におきましては、世界第一とは言えませんが、一流の技術レベルにきているということは言えるかと存じます。

それで、ただいま御質問をいただきました新型転換炉あるいは高速増殖炉、さらには核融合といった、次のあるいは次の時代の炉についてどうかというお尋ねでございますが、まず新型転換炉「ふげん」でございますが、これは現在敦賀で原型炉として順調に運転されております。この炉は世界的にも珍しいタイプの炉でございます。まして、まさに日本独自の転換炉であるというふうに申し上げることができるといいます。幸い臨界以降非常に順調な成績を示しておりますので、日本特有の新型転換炉として非常に誇ることができると考えているわけでございます。

ただ、高速増殖炉になりますと、実験炉でございます大洗の常陽の運転は非常にうまくいってお

りまして、次の原型炉「もんじゅ」をバックアップするための諸データ、諸経験は順調に得られていくわけでございますが、この常陽の経験を基礎にいたしまして、全く自主技術で原型炉「もんじゅ」の建設に取りかかるという段階にきておるわけでございます。敦賀市の白木地区というところに立地を選定いたしましたので、地元の方々が得られれば建設に入りたいという段階でございます。

この高速増殖炉につきましては、世界的にもやや評価が分かれたわけでございますが、アメリカのカーター政策の判断によりまして、米国では現在その開発を一応中断しているというふうな状況になっております。ただ、欧州諸国、特にフランスでは非常に力を入れておまして、すでに原型炉の建設、運転を経験し、その経験をベースに実証炉の建設を進めようという段階でございます。また、これから原型炉の建設にかかります日本との差が数年あるいは人によっては十年ぐらいいというふうな、わが国の開発計画がおくれているというふうなことは否めないと思えるわけでございますが、フランス以外にイギリスあるいはドイツ等が原型炉の建設に取りかかったところでもございますので、これからわが国の「もんじゅ」の計画が進められれば、少なくともそのレベルには追いつけるというふうな考えをしております。

さらに、核融合の話になりますが、現在、米国、ソ連、欧州連合及び日本という世界の四カ所で、トカマク型の臨界実験装置という装置を建設中でございまして、日本の場合もそういう意味では世界と肩を並べて開発中でございまして、何分にも多額の資金を要するというような事情もございまして、一、二年のおくれはやむを得ないのかなというものが現在の状況でございますが、こういう点もそんなに大きく水が来たというふうなことはございせんので、今後の努力によつて十分世界に伍して開発を進めていくことが可能である、このように判断しているところでございます。

○小淵(正)委員 いまの御説明で理解できますが、要するに「もんじゅ」がいよいよ原型炉として

ていから着手しようというところに来ておるということですね。フランスではもう原型炉は完成をして、実証炉の段階に入っているということだそうですが、そのほかにも、いま言われた新型転換炉と言われている「ふげん」、これが原型炉で現在実験をやられておるということがあります。要するに軽水炉の次の原子力の新しい方向として、高速増殖炉、核融合というふうに行くのか、新型転換炉という中間的なものを通じてわが国の場合は核融合の方向に行くのか。そういう原子力の長期的な視野に立った開発という意味での一つのスケジュールに基づいた開発計画を立てながら、それぞれ一つずつ重点的にそれをどう年次ごとに進めていくか。そういう意味での一つの明確な政策というものが現在できておるのかどうか、そこあたりをあらわしてできればお教えいただきたいと思ひます。

○石渡政府委員 わが国にとりまして、軽水炉以降という炉を考え、それをねらって開発していくのか、私ども、炉型戦略と言っているわけでございますが、原子力政策の非常に重要な一本の柱であるわけでございます。この辺につきましては、大体五年ごとに原子力委員会が原子力の研究開発長期計画というのを策定いたしまして、その長期計画に沿って開発を進めていくというふうな仕組みになっております。

私どもが現在持っております長期計画は、五十三年に策定されたものでございます。その長期計画に基づきまして、軽水炉、それから高速増殖炉を基本的な路線としながら、もし高速増殖炉の開発がはじまる場合には、その中間的な炉として新型転換炉を位置づける、こういう基本的な考え方をとっているわけでございます。事実、不幸にしてやや高速増殖炉の開発がおくれぎみでございまして、そういう意味では「ふげん」の開発、新型転換炉の開発はそれなりに十分意味があったし、また意味が出てくるであろう、このように考えている次第でございます。

定でございますけれども、最近のそういう原子力開発に対するいろいろな御要請の変化あるいは国際情勢の変化等も踏まえまして、今後五年を待たずに、できれば来年ごろにも見直すようにという御意向が原子力委員長からございまして、現在そういうことも踏まえて作業、検討を進めておるところでございます。

○小淵(正)委員 では、再度お尋ねしますが、新型転換炉と言われた「ふげん」を、今度は実証炉という方向へ行くということでもう決めておるのかどうか、そこあたりがまだ模索の段階かどうかということ、それとあわせて「もんじゅ」ですけれども、これは原型炉にようやくいまから着手しようということになるわけですから、今度これを実証炉としてつくる場合にはあと何年ぐらいい先がめどとして立つのか、そういう点では期間的にどうなのか。この二点についてお尋ねいたします。

○石渡政府委員 まず、新型転換炉「ふげん」の開発状況でございますが、先ほど申し上げましたように、現在十六万五千キロワットの出力で運転中でございまして、運転二年目に入ったわけでございますが、非常に予期以上の成績をおさめているという報告を受けているわけでございます。したがって、この後、実証炉をどうするかという問題が当然現実の問題になってくるわけでございますけれども、現在、原子力委員会に、この新型転換炉の実証炉をつくった場合にどういふ問題があるかというところを検討するために専門部会をつくっております。技術的側面及び経済的側面からいろいろ評価を行っております。この結論が恐らく年内ぐらいいは出てくるかと期待しているわけでございますが、この評価の結果を踏まえまして次の段階、すなわち実証炉に進むのか進まないのか、進むとすればその実施主体がどういふところで次の実証炉の段階を負担し建設に取りかかってくるのかといった問題が、この評価の結果を踏まえまして議論されるという段階にきているわけでございます。

それから、「もんじゅ」でございますが、これから原型炉の建設にかかろう、目標といたしましては昭和六十二年に臨界というところまでが現在ある計画でございます。この臨界以降の成績を踏まえた上で次の実証炉の建設が考えられるということになるかと考えてございます。現在の目標といたしましては、高速増殖炉の実用化は昭和七十年代になるであろう、すなわち今世紀の末というところになるのではないかと現在の考えられているスケジュールでございます。

○小淵(正)委員 いま七十年代に初めて実用化の方向になるだろうというのが高速増殖炉だということですが、先ほどからお話を聞いておりました、「ふげん」というか、新型転換炉はちょっと一足ビッチが早く現在一応進んでいるわけですね。だから、そういう意味では現在二つの方向、高速増殖炉というものと新型転換炉という中間的なものと二つに分けしながらそれぞれやられていることになりまして、実用化というのがかなり先のことはなることを考えますならば、われわれ素人から考えますならば、経済効率その他のいろいろあるでしようけれども、早く実用化にいたる、現在の新型転換炉が即そのまゝ実用化にいたるところまでいくようにならないのかどうか、それでなかったら、この高速増殖炉の実用化までの間のどうしてこの価値があるのかどうか。場合によっては二重投資的な形になりますので、どちらか基本方針を決めて、高速増殖炉は増殖炉としての方向としてはずっとやらなければいけませんけれども、当面緊急にまず実用化を図るためにはどちらをすべきかということでの何かポイント置いてやられているのかどうか。

いまのお話でいきますと、高速増殖炉もずっと大體、世界の趨勢の中に少しおくれながらやっています、また新型転換炉についてはわりあい成績がよかった。これはしかし、いまから経済性その他のいろいろのことを考えて、いよいよ実証炉をつくるかどうか検討中だということでありまして、

何か勢力が、技術その他の分が二分された、方向が定まらない中でどっちにもやっているという感じが受けるわけですが、そういう意味で、われわれ素人から見ても、新型転換炉に当面の重点を置いて、それ一本でしぼりながら、高速増殖炉をやめるといっているのではないのですよ、これは当然世界の流れの中でやらなければいけませんけれども、どちらかに重点を置いた中でそういった資金や技術力を投入して早く実用化する、そういうことはできないのでしろうか。われわれ素人ですけれども、聞いておりました、どちらにも並行的にやられておいて、結果的には実用化はやはり最後の一線まで同じになったということでは、私は何のためかあれかということになりかねないと思ひますので、ちょっと乱暴な質問かもしれませんが、素人です。素人から、そこあたりについて、ひとつ何かあればお聞きしたいと思ひます。

○石渡政府委員 先生、乱暴な御質問とおっしゃいましたが、実はポイントの御質問でございます。私どもも非常に悩むところでございます。

ただ、この炉型戦略が策定された当時は、基本路線としては軽水炉として高速増殖炉ということ、これはだれも異議がないわけでございますが、その中間に新型転換炉というものを考えるのか考えないのかというのが当初からあった議論でございます。それを決断いたしました非常に大きなファクターといたしましては、結局核燃料サイクル面からの制約と申しますか、メリットをどう評価するかということと考えるわけでございます。

そこで、日本におきます再処理の進展状況、そこから出てまいりますプルトニウムをどういうふうに使っていくのかというところが現在の焦点になるわけでございまして、再処理がうまくいき、プルトニウムをできるだけ使っていくという状況にあって、なおかつ高速増殖炉の開発がそれに間に合っていない場合に、新型転換炉の位置づけが非常に重要なものになってくるというふうに考へているわけでございます。その意味で、プルト

ニウムの問題につきましては、そこにいろいろ国際的な問題もございしますので、そういうことも含めて長期計画を再検討しなければいけないのではないかとこの問題意識をわれわれが持っている、すでにその見直しを命ぜられているということをお先ほど申し上げたわけでございます。

○小淵(正)委員 わかりました。それでは、いまも触れられたあと一つの問題についてちょっとお尋ねします。

というのは、いまも触れられました核燃料サイクルの問題ですけれども、いまわが国も自主技術の開発ということであるいろいろな取り組みがなされているとありますが、特に濃縮ウランについては、すべて現在アメリカから購入している。それからこれを再処理しようとしても、いろいろ一時間問題になりましたアメリカからクレームがつく。結果的にはそういう形の中で、現在の方向としては、再処理についてはイギリスとかフランスにお願いしてひとつ再処理してもらおうということ、現在そういう形の中で準備が進められている、こういうふうな現状だということをお話を私は業界から聞いたのであります。

要するに、濃縮ウランでアメリカからクレームがついたときも一つ問題になったと思ひますが、現在は自主技術の開発ということ、いろいろ次の新しい原子炉というのについてかなり努力されているわけでありまして、肝心のこういう燃料関係で、要するに濃縮ウランはアメリカからすべて抑えられてしまふ。それを再処理しようとしてもクレームがついて、何とかいまだところ話し合ひがついておるようだけれども、いずれにいたしましても、これについても値段その他についてはすべて一方的で、ただ向こうの言いなりにならなければいかなう状況に置かれているのが、いまの濃縮ウランの供給状況じゃないかと思ひます。

そうすると、あと再処理についても、わが国として何かこの前から新しい再処理として人形峠にですか、動機かどこかそういうパイロットプラ

ントをつくったという状況になっているようでありまして、要するに再処理についても、現在のところはどちらかというと外国依存。中を運搬し、いろいろやるについては自主技術でかなり高まっても、それを動かすもとの、肝心のところを外国によって抑えられている。出る原料、入ってくるところ、また再処理するところ、そういったところを諸外国に依存せざるを得ないということでは、本当にそういう意味での自前の自立的なものができぬじゃないか。

そういう点で、これはいろいろほかの問題とも関連いたします。わが国の食糧自給率がどうだとかいろいろの問題が言われておりますが、新しいそういったエネルギー問題の中においても、まだまだわが国はいびつといいますか、そういう状況に置かれている。そういう点で、新しい再処理工場をというところで、岡山県かどこかつくられたと思うのですが、どうなんですか、少なくとも全部自前はできぬ。濃縮ウランなんかできませんけれども、もう少し、そういうアメリカ一辺倒じゃなしに、単なる一国だけに依存しないで、ほかの方からも少しこういった点で濃縮ウランというものの供給を求めようという方向、再処理についても、いまの方向では何か新しく自前でもやろうという傾向であります。そういう自前の割合をもっと大きくふやしていく、そういうことも私は、いまわずかなパイロットプラントですから、わずかだと思ひますが、そういうものについてももう少し政府として力を入れてやらなければいけません。じゃないかという気がするわけです。そこらあたりについての当局の見解を承りたいと思ひます。

○石渡政府委員 お答え申し上げます。先生御指摘のように、核燃料サイクルの中でウラン濃縮それから再処理、これが二つのポイントであるわけでございます。

それで、濃縮ウランにつきましては、昨年までは全量の濃縮を米国に依頼しておった。ことしから、わずかではございますが、フランスからも濃縮ウランが入ってくるようになっております。

これに對して、全く日本独自の技術開発を進めまして、人形峠に現在四千台、来年秋には七千台の遠心分離法によりますパイロットプラントをつくらせている段階でございます。量的には恐らく今日の全需要の四、五割くらいには足りないわけではございませんが、この技術をベースにいたしまして、将来国産の濃縮をもつとふやしていきたくというところは考へてはいるわけでございますけれども、何分にもコストの問題あるいは広意味での核不拡散という配慮からの日本に対する牽制と申しますか、余り大々的にやってもらいたくないといったような世界的な感じ、そんなものもそこはかとなくあるわけでございます。

そういう中で今後どのように伸ばしていくかというところについては、非常に重要な問題でございます。また経済性もあわせて考へなければならぬわけでございますので、いろいろな面から十分慎重な検討を加えつつ、しかし自前の核燃料サイクルの確立ということは基本的にはやるべきであるという判断、いろいろな御意見が現在ございまして、そういういろいろな意見を十分議論し合ひまして、コンセンサスをつくるべく、現在原子力委員会での検討を始めようとしているところでございます。

それからもう一点の再処理についてでございますが、技術的にはフランスの技術に依存したわけでございますけれども、現在動燃の東海でこの再処理技術のスタートを切ったわけでございます。なかなかむずかしい技術でございますが、この動燃での開発成果をベースにいたしまして、民間で将来さらに大きな再処理工場をつくらうというところで、本年三月に新しい会社が設立されたわけでございます。それまでの間は、やはり、先生御指摘のように、イギリス及びフランスに相当量の再処理を依頼せざるを得ないというのが現状でございます。

この核燃料サイクルの確立ということと世界的な核不拡散政策といったものをどのように両立させていくのかというのが基本的な問題でございます。

して、そういう意味で国際的な配慮を十分払いつつ、また日本が核に對して、平和利用に限ってこれを利用するのだという態度を世界規模で十分了解された上で、この核燃料サイクルの仕事は進めていかなければならないというふうに考へていられる次第でございます。

○小淵(正)委員 再処理については、いまのお話では、一応パイロットプラントを動燃がつくつて、現在一部運転し、あとはひとつ大きな処理をやらうということ、これは日本原燃サービスク社ですか、ことしの三月か四月にできた、それがその目的のために設立されたということは私もお聞きしているわけですが、現在の段階では、この再処理を目的とした原燃の会社をつくりはしたけれども、結果的には本来の設立の目的に沿ってまだ何ら動いていないといふますか、全然具体的な例までに至っていないような話も聞いているわけでありまして、そこは現在どのあたりまで再処理としての原燃サービスク社と取り組まれているのか、ひとつ状況を御説明いただきたいと思ひます。

○石渡政府委員 日本原燃サービスク株式会社でございますけれども、本年三月に設立されたわけでございます。

それで、会社の持つております目標といたしましては、昭和六十五年ごろ、すなわち十年後ぐらいまでに、処理能力千二百トンの再処理工場を完成させるというのを目標にいたしまして、現在、予備的な設計作業、それから非常に重要な問題でございまして立地候補地点の選定作業等の諸準備を行っているところでございます。

ちなみに、動燃の再処理施設は、公称年間二百十トンということでございますので、これの六倍程度の大きな施設を考へているわけでございます。

○小淵(正)委員 いまのわが国における原子力による発電その他原子力が稼働している状況からいまして、まあ正確な数字は余り必要とは言いませんで、大体再処理能力としては、たとえば三分

の一程度は自前でやろうとか、半分ぐらい何とか自前でやらなきゃいかぬとか、何かそういう意味での一つの目標をお持ちの中でこういう計画が立てられておられるのでしょうか。そのあたりいかがでしょうか。

○石渡政府委員 再処理につきましては、目標としては、全量を日本で再処理するんだということを目ざしているわけでございますが、現状はともてそういふ状況ではございません。ただ、目標としては、将来は全量をわが国で再処理するという目標でございます。

なお、濃縮につきましては、何割かという程度のことが考へられるのではないかと一うふうに思っております。

○小淵(正)委員 ただいままで、これからの世界の新しい原子力の方向の中におけるわが国としての程度の状況に置かれていられるのか、そういう実情について、私、素人ですけれども、それなりの一応の御尋ねをして理解したのであります。要するに、こういふ点いろいろ考へますと、わが国はまだまだ、そういう意味では、かなりの力点を置いてこの問題、原子力行政というものを推進しないことには、いろいろな言われているけれども、やはりいづれもよその国の後追いをしていくというところになっておると思ひます。

そういう点から考へてみますならば、ましてやこの原子力船「むつ」の問題は、よその、少なくとも原子力を扱っているようなところではもう卒業済みのものを、まだ、いまからどうして卒業しようかというところで、やっとならうというのを滑り出させようかということ、いままたもたしている現状ではないかと思ひます。

そういう意味では、ひとつ科学技術庁長官といたしまして、そういうわが国の置かれている本来の、現在のそういう原子力船というのはいかにおくれているかということ、それを回復するためにどれだけのあれが要るかということ、あわせて先のそういう世界的な新しい、次の原子力という立場からいっても、わが国の場合まだまだ細々とし

ておるということ等を考へますと、かなりこれは政府として本腰入れてこの問題に取り組んでいただかぬことには、私は、日本としては、やはり実質的にはいづれもよその国の世話になつて、後追いつているということになりかねないのじゃないかと思ひます。そこらあたりに対する科学技術庁長官としての決意といふますか御見解があれば、ひとつお聞きしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○中川国務大臣 だんだん御指摘のように、原子力発電についてはかなり進んだものもあり、軽水炉等は世界の先端を行つておる、それ以外の炉あるいは濃縮、再処理、こういったものも一つの見通しを得ながら一生懸命努力しているという状況でございます。今後とも、世界のエネルギーの事情から言つて、さらに一層国民の理解、協力をいただき、さらに研究開発を進めて、世界におくれないように進めていかなければなりません。その中であつて、原子力船の方は入り口の段階で「むつ」があつた形です。進んでしまひまして非常に立ちおくれしておる、残念なことでございます。

しかし、これも将来のことを考へ、特に日本は四面海に囲まれた海国と言つても言い過ぎではありませんし、また大変な造船国でもございまして、こういう面からいまして、どうしても原子力船の開発は進めていかなければならない、世界の水準に追いつかなければいかぬということでございます。長期的にはございまして、このおくれを取り戻すために最善を尽くしてみたい、こう思つておりますが、なかなか厳しい状況はあります。思ふようにいかないことは残念ではありますけれども、政府としては最善を尽くしたい、こういう気持ちでございます。

○小淵(正)委員 今回の原子力船開発事業団法の改正は、要するに「研究開発」ということにし、位置づけて、それについては今回、原子力船の研究開発を全体的に一括してやるんだということその使命を明確にされておるので、そういう意味

では前向きだと思わなければならない。

将来方向について、現在のところ、一応その他の機関と統合することを検討するというだけで、まだ明確でないわけでありすが、私は、現在から将来というより、この置かれてる原子力という問題を考えますならば、これは非常に重要な問題だと思ひます。したがひまして、この原子力船事業団というものゝの将来方向についても、これからのわが国における原子力開発の進展の状況と十分ならみ合わせながら、誤りのない対処をせなければいかぬと思ひますが、そういう意味では、現在の段階でまだはつきり断定的に言えないにしても、やはり原子力船事業団として今後引き続き進めようとしていくべきなのか、新しいそういう原子力行政全般の中の一つとしてやらなければいかぬような状況に來るのかどうかかわりませんけれども、これから「むつ」が五、六年先どういう状況まで推移するかの中で、初めて原子力船事業団についての将来方向を考えるべきじゃないかという氣もするのではありません。

そこらあたりはちよつと、いまここで、将来統合するといふような方向を示唆したような感じがいたしますが、その点は若干早計ではないかなという氣もなきにしもあらずです。その点、私の言うのが単なる素人のあれだと言われればそれまでですけれども、もう少しこれからの「むつ」の原子力船事業団としての仕事の状況を見ながら、将来についてはまた再度検討する、こういうところがいかにいやな感じがするのです。ところが、そこらあたりはいかががでしようか。

○石渡政府委員 先生の御指摘は、わが国におきまゝ原子力船の研究開発を強力に推進していくためには、改組後の原子力船研究開発事業団を他の機関に統合してしまふということではなくて、恒久的な独立した法人として存続させるということもあわせて考えておくべきではないかという御指摘かと存じます。

確かに、私も、昨年の行政改革の一環として議論されたときにもいふ議論をしたところ

でございますが、やはりこの主点は、原子力船の研究開発に對します一貫性ということが保持できれば、機関として独立であるかどうかということでは、次の問題ではないかというふうな考えた次第でございます。むしろこの時代に一つの限定的な法人を恒久化することによりまして、他の機関と合理的に統合することによりまして、この研究開発の実態は確實に一貫性を保つていくことを担保するといふ道で、十分その将来の成果を期待し得るのではないかとこのように判断した次第でございます。その点よろしく御了承を賜りたいと思ひます。

○小淵(正)委員 もちろん、そういう意味では一貫性を持ってやらなければいかぬということにはつきりしてはいますし、ばらばらでそれぞれの分野の中でやられてもこれはまた限られていて、非常に大事な技術、また資本といひますか、経費、そういうものを含めると、総合的な中で生かされていくのが一番好ましいことではあります。ただ、そういうことだけで、いまの段階でそういうふうな方向がいいからというだけで、原子力船事業団といふものがそういう方向に行くんだということがあるのかどうかという疑問がなしとしないかたも多からう。そういう意味で質問したわけでありすが、くれぐれもそういう点はひとつ実情を十分踏まえた中で、誤りのない対応を将来的にはしていただきたい。これはもう意見になりましたが、そういうふうな申し上げておきたいと思ひます。

それから、これは最後になりますが、前回鈴木総理からも、新母港の決定については最善、最大の努力をするといふことでございますが、とにかく「むつ」の、原子力船の平和利用の推進をするにしても、まず母港がないことにはこれはどうにもなりません。わが国は四面を海に囲まれておりますから、そういう意味では、海を汚染するとかしないとかという、そういう一部のあるものもありまして、こういう非常な問題になったと思ひま

たとえ、わが国が唯一の被爆国であつたという意味での核アレルギーもありまして、そういう点はあることはありますけれども、しかし、私は、原子力推進といふことについては勇断を持つてやつていく以外にないのじゃないか、世界の趨勢から見てもそう思ふわけでありすが、したがつて、そういう意味では、政府としては決意と勇断を持つて、特に原子力の開発という問題は、最終的には政治の決断だと私は思ひます。政治が右顧左弁しておつては、こゝろいつたわが国の国家的な長期にわたるプロジェクトといふものは進んでいかないと私は思ひます。そういう意味で、非常に残念なことではあります。そこで中川科学技術庁長官からいろいろな決意をお聞きしたい。そして、これが二、三年先になつたら違つた方になつておつたということになりまして、わが国の政治の欠陥の一つはそこにあると思ひますけれども、ぜひひとつそういう基礎づくりといひますか、基礎はできたと言われればそれまでですが、科学技術庁長官として、特に中川大臣がわが国の原子力行政の中の画期的な一つの基礎をつくつたと言われようような積極的な取り組みを特に期待したいとして、私の質問をこれで終わりたいと思ひます。

○中村委員 ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕
○中村委員 速記を始めてください。和田一仁君。
○和田(一)委員 いままでの質疑を通して、だんだんと問題点が明らかになつてきています。思ひます。しかし、現在大変エネルギー問題に対する国民の関心が高まつてきています。特にわが国のように非常にエネルギー資源が、油づけ、油頼みといふような現状の中でこれからは余り依存できないんだ、やがては油といふものには余り依存できない、それが目の前に來ている。そうなる、やはりこれからの日本のエネルギーといふものに對して一体どうしたらいいのだからかといふ国民の関心が非常に高まつてきています。そういうふうには私は感じております。そしてそのことによつて、原子力の平和利用という問題も非常に国民の関心が高まつてきております。

そういう中であつて「むつ」といふものが、そういう国民の関心の中で、原子力の平和利用といふことに対して将来一つの大きな試金石になつていくのではないかと、こゝろいつたにも考えておるわけでございます。この「むつ」の帰還、成否といふものは、わが国の科学技術の進歩発展あるいは未知の世界への挑戦といふこれからの大きな目標に向かつて影響が非常に大きい、こゝろいつたに考へます。いままで審議の中でいろいろ明らかになつてきておりますけれども、そうした国民の関心を踏まえて、私、もう少しお尋ねをしたい。若干重複する点があるかとも思ひますけれども、ひとつお許しをいただいて、私の疑問を氷解していただきたい、こゝろ思ひます。

そうなるまいかと、まず一番関心の高いのは、やはり現在「むつ」が佐世保で修理をして、これが期限が切られて来年十月までにその修理が完成できるのかどうか、この点が非常に気になるわけでございます。質疑もほとんどそこにあつたと思ひますが、大丈夫、守る、長官は大変正直に、守らなければならぬし、守りたい、こゝろ御答弁であつたと思ひますが、顔色をうかがつておられますと、しかし無理をしてしまふと大変なことになる、だからその辺は無理をしてでも間に合わせるというのではなくて、若干その困難性を認めながら、期限内には何とかしたいんだといふような含みのある御答弁に思ひますが、私は、それも仕方がないと思ひますが、しかし、期限があつて、そしてそれ以上延ばせないといふことになつたときにどうなるか、その辺はやはり私どもとしてはお尋ねしておきたい、こゝろ思ひます。

なことに修理にかかれないう状態であった。岸壁が使用できないという厳しい条件も佐世保にあった。しかし、幸いことしの八月、関係者の御協力をいただいて修理に着手するようになった。しかし、いかにせん一年数カ月以上もの修理できない期間があったということから、三年以内にやるのにはなかなか厳しい情勢が生じたことも事実でございます。しかし、三年という約束もこれは守らなければいけない。だからといって、三年にこだわって粗雑な修理をしたのでは、これまたより悪いことになってしまいます。修理については慎重にも慎重、安全性ということをやらなければならぬし、期限も守らなければならぬ、こういうことでございます。

さて、守れるかと言われたら、いまのところは守れる見通しである、では守れなかったときはどうするかと言われたら、途中でやめました期限は約束ですから出ますと言えらうかという、先ほども答弁したように、そういう事態はないと思いますが、もしそういうことになれば、五者協定を結んだ当事者間でまた話し合いをして、われわれとしては何としても修理を仕上げて、一方、新定係港をそれまでの間に決めて、新定係港に移れるようにとにかく修理をさせていただくことに、しかも安全を確保した上で修理ができるように最善を尽くす、こういうのがいまの偽らない実態でございます。

○和田(一)委員 着手そのものが大変おくれたしまった、私は、当然その分だけ時間的にずれ込んでいくのではないかと心配もしておるわけですが、それはどういふ理由で着手がおくれたのかよくわかっていて、その反省点の上に立って、そのおくれを取り戻すべくどのように努力をしているのか、これが一番問題ではないかと思うのです。先ほど来伺っております、一期工事、二期工事という中で、まだ二期工事の着手が来年の三月ですか、その契約を十一月の末にやるんだというふうなお話でございましたが、そんなようなテンポで、長官が何とか期限を守りたいとおっしゃ

る、それに間に合うというふうにお考えかどうか。私に見えておりますと、これはちょっとおくれ以上にまだおくれられているのじゃないかという感じがどうしてもするわけですが、いかがでしょうか。

○中川国務大臣 改修工がおくれたということもあり、あるいは総点検もしなければならぬというふうなことが重なっておりますから、地元でもあるいは心ある皆さんから、おくれるのではないかと、おくれるのではないかと御配慮をいただいておりますことは、もうよく承知いたしておりますのでございます。しかし、原子力事業団で二期工事に分けて精力的に、それから工事業者の皆さんの協力もいただいて何とか間に合わせたい、こういうことでやっておりますのでございます。で、いましばらく原子力事業団あるいは業界の努力を見守りたいというところでございます。もうもできないさうであるという判断をするにはまだ早いというか、そう結論を結びつけるわけにもいかない段階でございます。

○和田(一)委員 十一月末にその契約をされる、こう聞いているのですけれども、SSKと係船契約というのはいくつまでしてあるのですか。

○野村参考人 SSKとの係船の契約そのものは五十三年度、五十四年度にやりまして、それでそれは五十五年度に入ってから自動的に延長しておりますので、この修理が終了するまではこの係船契約でいくという基本的な契約でございます。

○和田(一)委員 五十五年の四月以降契約してございますか。

○倉本参考人 この係船に關しましては、五十三年度の十月から五十五年の三月三十一日まで分けてございまして、ことしの四月九日に契約をいたしましたわけでございますけれども、この契約につきましては、契約期間といたしまして、両者といたしますが、甲または乙のいずれから申し出がない限りその後も更新されるものとすること、この契約自身は自動的に更新されておるわけでございますが、ただし、その更新する期間及び金額に

ついては甲乙協議して定めるものとするということとでございます。現在これについて協議を進めておるところでございます。

○和田(一)委員 理事長のおっしゃったのと違うんじゃないですか、いまの御答弁は。理事長は、もう契約している、いいんだというふうな御理解になっておるようですが、自動契約というのは、やはりそこで期間と幾らでつなぐんだというものがなければ本当の契約になってない、そう思うのです。そういうふうな意味において、私は、これから十一月末に契約をして二期工事に入っていく、そういう契約のやり方等についても、いまの御答弁に違ひのあるように、どうもまだその辺はつきりと、これはこの期間内に完成させるんだ、そういう取り組みになっていないような気がするのです。そうじゃありませんか。

○野村参考人 先ほどの私の答弁がちょっと簡略過ぎたので不十分であったと思いますが、ただいま専務理事が申し上げましたように、両方から自動更新といいますが、五十四年度以降もその契約が続いておる、ただその終期についてははっきりしていないということ、金額についてはこれから、これからということ、五十五年度としての折衝ということとございまして、その点は先ほどの私の話はちょっと簡略に過ぎたかと思っております。それから、修理につきましては、ただいま大臣からお話がございましたように、二期工事について、メーカーの要望によりまして、着工の三カ月くらい前までに内容を固めたいということがございますので、現在メーカーと協議をして内容を固めております。

したがしまして、来年の三月以降でございますので、ことしの十一月末までに内容を固めてやるということ、全体の見積もりというものはもうすでにメーカーから出ておるわけでございますから、それを具体的な工程の形で、いつどういふふうに着工するかということをいま鋭意詰めておりまして、極力スムーズに第二期工事にバトンタッチ

ができるようにやっておりますところでございます。

○和田(一)委員 私は、冒頭、「むつ」はこれから日本の科学技術の開発、そういういたものに対する大きな試金石になっておる、こういうふうな申し上げたわけですが、それだけ重要な船を政府や事業団は計画どおり修理するならば、そしてその先へ進んでいくという計画を本気で実行できるのかどうか。いままでの経緯も踏まえて、これがやはり非常に不安になっておる一つの大きな原因ではないかと思うのです。

したがしまして、この修理、改修については、着工も非常におくれておる、そのハンディキャップを取り返して何とか期限内にやる、努力するんだ、三おっしゃっている。それを達成していただかないと、一年先になって、何だ、やっぱりだめだつたじゃないかということになると、これは「むつ」を廃船するんじゃないですか、そのときやってみてだめなら、もう「むつ」は行くところもないのだ、だからここで廃船だというならいいですけども、そうでなく、これを継続してやって、新しい原子力船開発の方向へ持っていく、こういう基本的な考えがあるなら、第一歩である改修工事くらいは約束どおり何とでもやってもらわないと、これは一年たったら結果が出てしまうのです。そのときに、またまたいい加減なことをやっているんじゃないか、こういう批判を国民からいただかないように、これはぜひやってもらわないといかぬと思いますが、どうですか。決意だけでも言ってください。

○野村参考人 先生のただいまのお話のとおり、私どもとしては、全力を挙げてお約束が守れるようにやる決意でございます。

○和田(一)委員 それでは、改修の方は計画どおりいくといたしまして、さあその次、それでは佐世保を出て、今度はどこを新しい母港にしたいのか。新定係港の選定について、この間総理は、いやもう六十とおっしゃったかな、六十ぐらいのところの中から適地をさらにしぼって五つぐ

らしいしておる、こういうお話でございました。
しかし、現実には長官の方は、再び大湊とい
う動きをされておるようでございますが、この五
つの中で一番適地であるということで再母港化を
お考えになっているのか、五つ並行して選定を急
いでおられるのかをちょっとお聞きしたいと思
うのです。

○石渡政府委員 四者協定というお約束がござ
いましたので、選定作業は大湊を対象にしてお
りません。したがって、五カ所に一応しほって候
補を並べたわけでございますが、その中には大湊
港は入っていないわけでございます。

○和田(一)委員 そうすると、その設定をしな
ければならない期限ですね、これはいつごろまで
というふうにお考えなんでしょうか。

○石渡政府委員 先ほど来先生御指摘のように、
五者協定というものがございまして、「むつ」の佐
世保港における約三年間の修理が終了した後、
「むつ」を新定係港に回航する」ということにな
っておりますので、そういう意味から言えれば来年の
秋という期限が出てまいりましようが、やはり定
係港自体の設備も新設あるいは場合によっては改
修ということもございまして、私ももととして
は、なるべく早く決定をいたしたいという気持ち
でいるわけでございます。

○和田(一)委員 そうすると、やはり来年の佐世
保を出るときまでということになると思うので
すね。

私は、どういう港をその中に置かれて計画を
されているかは知りませんが、それはもう一年足
らずの間に母港として使えるようになるのかな
らないのか。恐らくむづかしいと思うのです。そ
うなると、逆に言えば、佐世保にもう少しても
らった方がいいのだ、新しい母港ができるまでは
佐世保の方に係留を、まだ改修工事も済まないや
というので、逆に延びてもらった方がありがたい
、そういうふうな感じも、これは国民だつてと
りかねないわけですよ。そんなことになったので
は困るので、まず第一に期限内にできるかどうか

を確認したわけですが、だとすると、あと
一年で「むつ」は行くところがなくなっちゃうわ
けですね。そうじゃないですか。片っ方は完了し
た、出る期限にちゃんと完了して出ていく。一
方、五つのうち一年足らずでは、できればいいで
すが、とてもできないというお考えなら、そのと
きに「むつ」は幽霊船みたいに漂うような、そう
いうことになったら、これまた同じように期限内
にできなかったと。さらに、期限はうまくいつて
改修はしたけれども、今度は行く先の母港がない
ということになれば、またこれは国民にとつて
も、何をやっていくかということになりかねませ
んが、どうでしょう。

○石渡政府委員 そういうことにならないよう
に、全力を尽くしてそんな事態には絶対になら
ないようにしたいというふうに考えるわけでござ
います。

○和田(一)委員 絶対にならないようにとい
うことと、その選定している五つの港、実はと、こ
ういふ計画もそろそろ示されてもいいのではない
かと思ふのですが、その大湊の場合には、それ
は長官だけのお考えで再母港化というふうにお
考えになっているのでしょうか。

○中川國務大臣 正式に政府が母港として決定
するのには、当然関係閣僚との間で話し合いを
して、一致したところで政府決定ということな
るわけでございます。しかし、そこまではまだ至
りませんで、それだけの決断をできるまでに地
元がなつておられない。そこで科学技術庁長官、主
務大臣としてもちろん関係閣僚にも事前には、こ
ういふことで交渉したい、私としてはむつに再度
お願いすることが一番いいという判断になりました
ので、何とか検討していただけないかということ
を要請したという段階でございます。話し合いに
めどがつきますれば当然政府の決定をいたします
が、いまの段階で、政府決定と枠をはめてとい
うわけにはいかないことを御理解いただきたいと
存じます。

○和田(一)委員 決定ではなくて下交渉。かつて
誘致もあつたこととございしますから、できるなら
そういうところにと、条件もはから比べて最も
整備されている、これはよくわかります。

それでは、その方向で努力されるとして、いま
までの審議の中でも非常に地元が、特に県漁連
などの反対、こういうことに対する説得をどう
いう方法でされたら合意が得られるか。私は、も
う具体的に説得のポイントがないと、ただ必要なん
だからという一必要と安全性だときき長官
はおっしゃった。その必要性はもう大体、私、冒
頭に申し上げたように、国民全体としても非常
に理解が高まってきたと思うのですが、その安
全性についてやはり不安があるわけですが、その安
全性について不安があつて大湊では、陸奥湾では
反対しているのか。その反対の一番大きな理由
は、経済的なものなのか安全性のことなのか、そ
の辺はどう御理解されているのでしょうか。

○中川國務大臣 まず、交渉いたしました北村知
事は、大湊をもう一度という気持ちはわかる、し
かし私一存で決めるわけにはいかないで、その
意向を地元に取り次いでひとつ詰つてみたい、こ
ういうことでありましたが、特に安全性について
はしっかりとらわれないと、ただ大丈夫だでは
困りますよ、その点は地元の納得のいくように話
し合いを進めてもらおうということが絶対の条件で
ある。むつの市長も大体同様の趣旨でございま
した。

漁民の皆さんは、安全性もさることながら、あ
そこには誘致した当時とは違つてホタテを中心
として大変な栽培養殖漁場がある、ですから安全
である安全でないよりは、いかなるものにも侵され
たくない、もうどうかひとつ、そういう安全であ
るものならぬおさらのこと、資源のないところ
に行つてやつてもらつていいのじゃないか、その一
点にしばられておるわけでございます。
したがって、われわれとしては、安全であ
るから皆さんに御迷惑をかけることはないし、万
万あつた場合には、いかに大切な漁場で金額が多

からうと、政府が責任を持ちますから、こういう
ことでボールを投げ返したというところになつて
おりまして、この辺についてはこれから、実は
農林水産省も責任官庁でございしますから、そ
からもひとつ御協力をいただく、あるいは青森県
の信頼できる政治家の皆さん方にも御協力をいた
だくということと、粘り強く、早く母港を決定す
る。来年の十月と云つておられませんか、佐世保
に対しても誠意を持って母港を探すということが
まず基本的に大事なことでございしますから、先
ほど、そういうことがないよう本当に一生懸命や
つておられますと言つた気持ちはまさにそのとお
りでございます、いまぎりぎりの交渉をいたして
おるわけでございます。

○和田(一)委員 一〇〇%安全ということはない
にしても、安全だということになると、安全なら
おれのところでなくどこへでも、もつと近いとこ
ろで便利なところがないかと。これは低レベルの
廃棄物、海洋投棄についても同じような議論が出
ておりますが、それと同じように、安全だからと
言つて今度は妙なことになる。

経済的にはもう十分だ、いま養殖も非常に飛躍
的に大きくなつて、来てくれるな、ただもう
ひたすら来てくれるなということになると、さ
あ、そこで説得するものは何かということになる
わけですが、私は、やはり安全というもののつ
いて一番関心が高いのではないかと、こう考えるわ
けなんです。経済的な対価があればいいという
ことは地元の方はお考えになっていないとすべ
ば、やはり安全性についての新しい考え方をこ
こで出していかねばいけない。

かつて「むつ」が六百トンから汚水を陸奥湾に
流していた、こういうようなことが絶対にこれか
らはないというために、たとえば排水を湾内には
一滴も流さない、排水しないというふうなことを
やはりはつきりとおっしゃつていただいて、その
方法としては、別の船で外へ運ぶか、パイプライ
ンをつくるか、いろいろなやり方があるかと思
いますけれども、そういうことの裏づけがない

と、ただ、安全がもしだめなときには全責任を持つて政府は何ほでも補償すると言ひだけでは、やはり説得力が出てこないのじゃないかと思ひます。そういう安全性の具体的な、こういう方策があるということをお示しになった方がいいのではないかと思うのですが……。

○中川国務大臣 全くそのとおりでございますし、私が申し上げたのは、安全性については疑問を持つていないと言つたんじゃないかと、まだ安全性について話し合ひ以前に、とにかく困る、こういうことでございまして、いづれ安全性について御納得いただくような話し合ひが持てる状態になることを期待しながらいまやっておりますのでございませう。特に知事さんからも、安全性が大事だよ、市町村さんからも言われておりますし、漁民の皆さんもまさにそのとおりだと思ひますから、いま御指摘のあったような排水の処理を初め、多くの問題について信頼が得られるように最善の努力をいたしたいと存じます。

○和田(一)委員 そういふ意味合いにおいては、私も、周辺の人々に対する安全の確保、環境保全、こういうことにはやはり必要なら十分な対策を講じていくべきだと思ひますし、それから周辺の漁業振興やまた魚価の安定とか、そういうものについても十分配慮を払う。同時に、地域の開発振興、こういうことも並行的にやらないといけないのではないかとこの感じがするわけです。原子力発電の立地の場合には、そういうことで初め大変困難だったところもそれが可能になってきている、こういうケースがあるわけなんですけれども、同じような意味での努力をされる用意があるかどうか、お伺ひしたいのです。

○中川国務大臣 御指摘のとおり考えておりますが、地域の振興開発ももちろん図つていかなければいかぬ、そういう姿勢で取り組んでいきたいと思ひます。

○和田(一)委員 それでは、そういうことで母港も早くに決定をしていただいて、そして、先ほども御質問がございましたように、この法案が

通つて事業団が統合された、その統合するまでの期間、この間には、先ほど来の御説明では、最初、臨界試験まで達すれば出力上昇をやつて、そしてその後まず五〇程度まで上げてデータ確認をする、第二次に二〇〇、それが終われば四、五〇、第四次、五次といつて一〇〇〇やる、そして実験航海を行つた、先ほどこういう御計画に伺つたわけですね。これが完了できますでしょうか、この五年後までに。

○倉本参考人 出力上昇試験につきましては、これは順調に進め得ると思つておりますし、順調にこれが取り運ばれば、出力上昇試験そのものはそれほど時間はかからないというぐあいに考えますので、統合までの間には出力上昇試験を終えて実験航海に入り得るというぐあいに思つております。

○和田(一)委員 機構のことですけれども、統合のメリットというものを考えなければいけないと思ひます。

これは、一つには、いましきりに言われている行政改革、こういう面からも、幾つもあるものを一つにまとめてやるということは大変いいとは思ひます。そういうメリットは出てこないかと思ひます。そのうち、研究開発という目的を達成していくために、いまの陣容でその目的が達成されるものになっていくかどうかですね。そういう自信があれば、具体的にこうだからやつていく、そうでないと、行政改革のメリットとしては縮小の方向なんですけれども、それと相反してくるわけなんですけれども、そういう中では統合して、成果を上げるということに対するやり方についての具体案をお持ちかどうか、これをひとつお聞きしたいのです。

○石渡政府委員 私どもが考えております統合は、少なくとも今後持つてあろう原子力船研究開発事業団の研究開発能力は、そのまゝの一貫した形で統合に持つていきたいというのを大前提に考へております。その次に、そういう形で考えますと、統合という形式はともあれ、研究開発に携わる人は、現在の限定的な性格から、恒久的という

とおかしゅうございますが、同じ職場で同じ仕事を続けていくということになりますので、現在事業団の技術能力の相当部分を占めております出向体制が、今度は、俗な言葉で言うプロパーの人間で置きかえていくことができるというメリットがあると考へております。そういう意味で、一貫した姿での研究開発、技術の定着、継続性といったものが今後は期待できるというふうに考へておられて、これが統合の最大のメリットになるかと思つておられるわけでございます。

○和田(一)委員 そうすると、いままでは出向のな立場の方が集まつてきてやつていた。今度は、統合すれば、そういう人的構成は御破算にして、新しく人員構成をして恒久的な、継続的な研究ができる、いままでとは違つたものにする、こういうお考えですね。

○石渡政府委員 考え方としてはそのとおりでございますが、それが一遍にできると思つていないわけでございます。ああいう船を動かすという特殊な技能を必要とする分野もございまして、そういう分野につきましては、今後とも若干出向の方にお願ひするという部分も残るかと思ひます。が、主流としては、組織に定着した形で研究開発をやつていってほしい、こういう体制に持つていきたいと思つておられるわけでございます。

○和田(一)委員 その点については、いままでも「むつ」のために開発してきたノーハウや貴重なデータが、統合ということによっていままでの成果は成果として、四散してしまうということなく、いままでの成果を継続して、その上に立つた研究開発に進んでいかなければ何の意味もない、こう思ひわけ、ぜひひとつそういう意味で、継続性のある、効率の高い機関にしたいと思ひたいと考へます。

それから、それで統合して、今度はそこから先でございませうけれども、原子力船時代の到来が二十一世紀ごろにはあるだろうという前提でこの研究開発に全力を挙げておられると思ひますので、すけれ

ども、その原子力船時代に備えて、舶用炉とかあるいは船体とかの研究開発を進めるためにどういふ具体的なテーマを持つておられるのか。たとえばもっと軽量のものにするとかコンパクトなものにするというふうないろいろな研究テーマがあるかと思ひます。すけれども、どういふところに主力を置かれてこれからおやりになるか。その辺もちょっとお聞きしておきたいのです。

○倉本参考人 原子力船の特徴でございますけれども、原子力船と申しますか、舶用炉といたしましては、やはり一番の特徴は、何と申しましても非常に小型で大出力が得られるということ、それから第二には、燃料の寿命と申しますか、これが非常に長い。現在の「むつ」でも全出力で約二年間は運転できるわけでございますが、将来これについての燃料の改善等を図つていきますと、これをさらに四年、五年と長くし得ると考へております。したがつて、将来の原子力船の中心と申します研究開発の目標としては、そういう意味で経済性のある小型、高性能の舶用炉の開発、また当然それに伴ひまして、舶用炉の燃料の改良、研究開発にその重点がしぼられていくと思ひます。

これをねらいまして、事業団に研究開発の使命が与えられた時点におきましては、将来開発すべき舶用炉として、どういふような原子炉を開発するのかが国として最も適しておるかということについての検討から始めたいと思ひます。これにつきましては、すでにいろいろ学際あるいは研究機関等において検討がせられておりますので、これらの成果あるいは世界の先進諸国において行われております研究開発の状況等を調査いたしまして、これを比較検討して、開発のターゲットを決めていくということ、これに對しましては、本年度についております予算、それからまた来年度政府の方から要求をいただいておりますもの等に基づいて、それらの第一歩の概念設計というふうなところから取りかかつていきたいと思ひます。

これに基づいて、事業団に研究開発の使命が与えられた時点におきましては、将来開発すべき舶用炉として、どういふような原子炉を開発するのかが国として最も適しておるかということについての検討から始めたいと思ひます。これにつきましては、すでにいろいろ学際あるいは研究機関等において検討がせられておりますので、これらの成果あるいは世界の先進諸国において行われております研究開発の状況等を調査いたしまして、これを比較検討して、開発のターゲットを決めていくということ、これに對しましては、本年度についております予算、それからまた来年度政府の方から要求をいただいておりますもの等に基づいて、それらの第一歩の概念設計というふうなところから取りかかつていきたいと思ひます。

○和田(一)委員 専門部会の「原子力商船実用化の見通し」の中には、「原子力船は、高出力を要し、かつ、高稼働率が期待できるような船種の商船に採用された場合に、その真価が発揮される」というふうになっておいて、大型高速コンテナとか大型タンカーという船種が挙げられているわけですが、いまのお話によると、これよりさらに小型な、もっとコンパクトな船用炉の開発というところがテーマの中にあるわけですね。いかがですか。

○倉本参考人 原子炉でございますと、従来の船用機関と比較いたしますと、同じ出力でございますれば、型は非常に小さくなつてまいります。また非常な小型化ができますので、私もといたしましては、もちろんそういう大型タンカーあるいは高速コンテナ船というものにももちろん使いうるな炉を目的としていかなければならないと思ひますが、この高速コンテナ船等におきましても、また大型タンカー等におきましても、最近の情勢からいたしますと、一時は船も相当大型化の方へ向いておつたのでございしますが、タンカーあたりはそんな大きなものは要らないとか、また高速コンテナ船も、現在のようない海運市況でございしますと、それほど高速のものも要らないというふうなことになるまいかと、現在の、また将来の船腹の需給状況等から見まして、大体どの程度の大きさの船用機関が開発のターゲットとして適当であるかというところを見きわめまして、その目標を定めていきたいと思つております。

○和田(一)委員 その辺が、どの辺の船の実用化を目指すのか。冒頭申し上げたように、油づけ、油頼みではいなくなつたときに、一番必要とする船舶の推進力は、ぼくは漁船じゃないかと思うのです。漁船なんかはたちまちのうちに手当てができなくなつて、とまつてしまふ。しかし、そこまでコンパクトなものができるのかどうかはむずかしいかと思ひますが、少なくとも何万馬力ぐらゐまでなら商業ベースに乗る時代が来る、そういうためだといふものをお持ちかどうか、そして、

それは大体どれくらいの大さの船なのか。小型化がどんどん進んで、そして本当にコンパクトなもので、漁船くらいまで載せられるようになれば、これは大変な開発だと思ひますが、当面開発の目標にしているのはどの辺の船用炉なのか。できればコンパクトなものを開発していただきたいと思ひます。

○倉本参考人 油がだんだん苦しくなつてまいりますと、確かに先生おっしゃいましたように、小さい船は原子力化はなかなかむずかしいようございします。漁船あるいは小型の船舶等の油は確保していかねばならない。そういうような状況の場合に、それらの油を確保しますためには、原子力化のできるものは原子力化していけば、それらの船が使つておる油をどうしても油でなければ動けないものに回すことができるということで、現在私どももいたしましては、大体三万馬力から五万馬力程度のものでは開発していきたい。従来、原子力機関ということでは、非常に大きなものももちろん可能でございしますが、たとえば十五万馬力あるいは二十万馬力というふうなものもつくればできるわけでございますけれども、小型化というのには、技術の上から申しますとやはりなかなかむずかしいという点もございします。一応ターゲットといたしましては、三万馬力から五万馬力程度のものまでを開発するのを第一義的な目的にしていきたい、こういうぐあいに考えております。

○和田(一)委員 三万馬力、五万馬力というのと相当大型ではないか、十萬トン、二十萬トン、あるいはそれ以上の船かと思ひますけれども、そういう意味では、私はもっと小型化を開発のターゲットにしたいだけではないものかな、そんなふうに思ひます。

それは研究課題として、私、ちょっと伺いたいのは、原子力船として、アメリカのサブナダとか西ドイツあるいはソ連、こういったところで、もうすでに実験航海を終わつてつながれている船がありますけれども、そういう船はいままで実際にどういふ国々に寄つて、そういう国では、

その安全性についてクレームがつけれなかったのかどうか。これは、「むつ」がいよいよ航海を始めるというときには、やはり日本の「むつ」だけは危なくてともうちの港には入れられないというふうなことでないわけなんですか、そういう意味では、ほかの先進国と同じようなレベルになつて、あちこち実際の航海をしなきゃならぬと思ひますが、ほかの国ではそれはどのような状態できたかをちょっと教えていただきたいと思ひます。

○倉本参考人 サバンナ号ができました一九六二年の三月から一九七〇年の十一月までの間に二十六カ国、港の数で四十五港に入港しております。それからオット・ハーンの方は、一九七〇年の二月から一九七九年の二月までの間に二十二カ国、三十三港に入港いたしております。

○和田(一)委員 そうすると、「むつ」も同じレベルにあれば、よその国では、そういう原子力商船の安全性に対する不安が、うちの国には来ないでくれというふうなことはなくて済むと理解してよろしいでしょうか。

○倉本参考人 「むつ」が完成しましてこれを外国へ持つていくという場合には、現在の時点ではSOLAS条約と申しますが、海上における人命の安全のための条約というのがございまして、これに基づいての手續上、この条約に定められております安全評価書あるいは操作手引書等、それから検査を終えまして段階で原子力貨物船安全証書とか原子力旅客船安全証書というふうなものを携えて入ることになるわけでございますが、現在の時点におきましては、まだこれらにつきまして相手国の法制度、国内事情等がございしますので、オット・ハーン、サバンナ等も、先ほど申し上げました各国との間には二国間協定を結びまして、その協定に基づいて、相手国に対して船を送り出す前に相当前びるに安全評価書というのを送りまして、それに基づいて先方の国が安全評価を行った上、またその入港します港、また入ります埠頭、また入るときいろいろな手續等についても二国

間において協定を結び、それに基づいて入つていくというふうなことになるので、「むつ」がそういう事態になりましたら、そういう手續をとつてから相手国に入つていくことになるかと思ひます。

○和田(一)委員 私は、実用化に向かつて、世界のそうした先進国の船が受け入れられたと同じように、「むつ」もそうなつていくと思ひます。そして同時に、最終目的である原子力船時代になつて船用炉が一般化した場合に、一体日本の自衛隊の持つてゐる船にこれをつけるといふことになるかどうか。具体的に、もうすでに原子力潜水艦といふのは一般化していると言つてもいいぐらゐで、三百隻からの船がある。そういうのに加えて、さらにこの船用炉が一般化したときに、日本の自衛隊の船に、特に潜水艦にこれをつける方向になるかどうか。これは、きょうは防衛庁の方、見えてますか。

○池田説明員 原子力推進の艦艇に関する法律上の問題につきましては、すでに昭和四十年に当委員会統一見解を申し上げたところでございしますけれども、これについては全く見解を異にしておりません。

お尋ねは、一般化した場合どうするかというお話でございます。

潜水艦については、すでに一般化しているではないかという御指摘でございますけれども、アメリカ、ソ連、イギリス、フランス、中国で潜水艦に使われていることも事実でございしますけれども、われわれとしては、すでにそれが一般化されているとは考えておりません。したがって、そういう段階についてどうかというお尋ねでございしますから、お答えすることは大変むずかしいのでありますけれども、われわれは現在、そういう艦艇の建造についても計画しておりますし、また、そういう研究も行つております。

○和田(一)委員 時間が参りましたので、もう一つだけ申し上げて終わりにいたしますが、原子力基本法に基づいて、いま防衛庁はそういう計画

○中村委員長 瀬崎博義君

○石渡政府委員 承知をしております。

○石渡政府委員 十二年延長をお願いいたしましたし

○瀬崎委員 当時十年は必要だと

○石渡政府委員 現在の時点では

100

○石渡政府委員　その当時、確かに恒久的な独立

ユールが必要です、こう言い、今度は、いろいろ

○石渡政府委員 短くすることではござい

○石渡政府委員　実験航海が残ります。

○石渡政府委員 予定どおり行

○瀬崎委員　これは大臣にぜひ伺っておきたいと

かつて、宇野長官時代であつたと思うのです

たい、こういう趣旨の国会発言まであるんです

った三年間の間にこんなにも政府の方針が変わ

1

通してあった。ところが、なかなか、ああいうい

○瀬崎委員　大臣はなかなか答弁に立たれないの

ら言うならば、やはり恒久立法を目指したかつ

点では、われわれの考えとは別といたしました

だきたいと思います。

研究ができるようにしたいし、行政改革の趣旨

他の機関と一緒に行政改革の目的を果たし、

○瀬崎委員　もともとこれは時限立法の事業団な

ざ行政改革の中で、一つ事業団を整理したという

10

政機構の改革とも一致するといふことですから、

長で、あるときは恒久的な立法、そして今回は行

長の木下昌雄さん、造船界の権威者であり、技術

直しをして、その設計がいかにどうか、それから

分あると考へております。このいふ貴重な指商と

とめておりますか。見直す必要は十分あると見て

安全性総点検を実施しているところでございます。

いるところではあります。

[illegible]

第一類第十三号 科学技術委員会議録第四号

を、これはむしろ組合の協力をうんと得て、事前

うなお言葉もあつたと思います。そうだとするならば、やはり天下の日立の社長であり、財界人である

わけでございますが、今回の場合には、佐世保市工業さんで結果的には場所をお借りして修理をす

るという形になったわけでございますけれども、この修理そのものにつきましては、基本的な計画から設計等につきましては、やはり責任を持って遮蔽改修を行うという点から、これは事業団みずからその基本設計を行ったわけでございます。その事業団のつくりました設計に基づいてこの工事を部分的に、格納容器の外は石川島さん、それから格納容器の中は三菱さんということで工事をお引き受け願うことになったわけでございます。

これはもとより、格納容器の外側は、本船を工事をしていただいた時点でお引き受けをいただいた石川島さんにやはり同じ場所、また三菱さんにも、その同じところの工事をお引き受けいただくというところでございますけれども、その工事の進捗等につきましては、現場での安全性確保、また工程のやりくり等につきましては、現場において私ども事業団、実際に工事を担当いたします三菱、石橋、またこの関連のメーカー等が毎日この打ち合わせをいたしまして、工程あるいはこの安全確保等に十分配慮をいたしておりますので、この点については、工事の上で何ら支障はない、かように存じておる次第でございます。

○瀬崎委員 もともと事業団あるいは政府側がわれわれに説明しておったところは、石川島播磨にこの修理全体について契約を行う、こういう時期もあつたわけですよ。ですから、いまの説明はそれとはまた違った苦しい弁解だと思ひますけれども、それはともかくとして、じゃ一応そのいまの答弁の上に立つて私は質問したいと思ひますね。

それなら、その船をつくった石川島播磨なり三菱が、それぞれの自分の受け持った部分を修理することがまさに適切だということなら、なぜそこで修理そのものをしないのか、どちらかで修理をしないのか、こういうことが疑問として出てくるではないか、これを私が、このときも参考人木下さんに對して率直に質問しているわけですね。国民の素朴な疑問として、直接「むつ」に關係しているのは三菱と石橋だ、ですから、なぜここへ持つて

いつて修理をしないのか、こういう国民の疑問に對してはどうお答えになりますかと。

これに對して木下さんは、こう言つていますね。「今度の事故を含めまして、新造の当初からああいう分割発注せざるを得なくなつたいきさつも全部含めまして、これは日本の造船業界が新しい原子力船の開発の際に多少しり込みをしておつたと申しますが、それ以後のあり方についても反省をすべき点があるのではないと思ひます。」「やっぱり自分たちにも落ち度があるということとを率直に認めておるわけですね。」

そうだとすれば、政府側としては、一体造船会社のだどこに落ち度があつたのか、これはやっぱりわれわれにきちつと説明してほしいと思ひますね。そして、そもそも今回の修理の期間が押し詰まつてしまつたとかあるいは係船料が非常に上がつてしまつたとか、いろいろな困難な諸要因を突き詰めていけば、もともとやはり三菱が石橋に持つていつて修理すべきものを、辻佐世保元市長のあたりがたいおぼしめしがあつたからと、こういうふううに当時佐々木科学技術庁長官が言つたわけでありましたが、そういう理由で安易にSSKに入れてしまつた。ここに私はそもその原因があるのではないかと思ひます。少なくとも造船業界に一定の反省があるように、この点ややっぱり政府にも一つの反省があつていいと思ひますが、長官、いかがでしょう。

○中川國務大臣 佐世保も安易にやつたものではなくて、苦勞して苦勞して、唯一あそこへ引き受けていただいたということ、安易にやつておりません。

○瀬崎委員 しかし、これを造船界のこれまでの一定のしきたりであるとかあるいは技術的な面から見た場合には、SSKに入れたこと自身は一つの大きな誤りの出発点ではなかつたか、こういうふうなわれわれは考へるのですが、そうお思ひになりませんか。

○中川國務大臣 いろいろの条件の中から最終判断、ああいうことになつたことであつて、安易で

あつたり間違つておつたとは思つておりません。

○瀬崎委員 私どもは、もちろん大湊に再母港を要請する、こんなことのできる立場に政府も事業団も無いと思つております。しかし、この大湊を再母港化したいという政府の願望の上に立つてみたところで、現在のあの大湊はそのまま使えないわけですね。使用済み核燃料の交換あるいは貯蔵、こういった施設は新たに建設を直さなければならぬわけでありましてね。

そこで、これはまず事業団に伺います。この使用済み核燃料の交換、貯蔵施設部分について、基本設計など設置の許可申請に必要な作業、これには大体どのぐらいの期間がかかるものでしょうか。

○倉本参考人 これにつきましては、必要な基本設計等を行わなければならないということで、大體現在、新しい場所これをつくるという場合を考へますと、その必要なデータ、基本的なデータとしましては、地盤調査等も行わなければならないというところになりますので、それを含めまして、やはり少なくとも半年ぐらいはかかるんではないかと思ひます。

○瀬崎委員 今度は政府側に伺うんですが、では、一応その設置の許可申請、つまり基本設計の安全審査の申請が出てから、その審査そのものにどれぐらいの期間を要するか。つまり許可を出すまでにどのぐらいの期間がかかるか、一つの目安で結構ですから教えて下さい。

○赤羽政府委員 陸上施設につきましても行政当局による審査、さらに必要に応じて原子力安全委員会での審査があることとなります。内容にもよりますけれども、慎重に審査いたさなければなりません。いまからどのくらいかかるかということとはちよつと予想がつかないかと。

○瀬崎委員 過去の例を参考にしますと、大体どのくらいかかりそうですか。

○赤羽政府委員 過去にもいろいろ例がございますが、必ずしも類型的なもののはつきりいたしませんので、はつきりした時間は申し上げかねます。

○瀬崎委員 それじゃ全然審議にならないですよ。科技庁、それが安全局の仕事でしょう。自分たちの受け持っている仕事について全然めどが立たぬ、そんなことがありませんか。だから、幅があるというのなら、大急ぎでやれば最低でこのくらい、いろいろ途中で問題が起つてきて長い場合はこのくらい、せめてそういううめでも示すべきです。

○赤羽政府委員 客観的に厳正に審査を行うという立場からしますと、出てくる申請内容がわからないうちに軽々に予想を申す立場にないと思ひます。

○瀬崎委員 冗談じゃないですよ。予想できない、片一方で長官、すでに大湊に再母港の要請をしておつて、ある程度対象をしばつておきながら、いや出てこなければわからない、そんな冗談がありますか。

そうだとすれば、いま政府は白紙と見なければならぬから、全く新しいところへこれだけの施設をつくらなければならない場合の安全審査はどれくらいかかりますか、それだつたら答えられるでしょう。

○赤羽政府委員 全く新しいケースですと、それが何が出てくるかわからないという意味でちよつとお答えしにくいのでございますが、大湊港の現在削除されているものが従来の形とそう変わらなない形で申請されれば、それは長い期間、何カ月とは申し上げられませんが、年の大台にならない期間でできるのではないかと想像いたします。

○瀬崎委員 年の大台にならない、それほど長くない期間というのは、先ほど六カ月というのは基本設計をつくる間と言われたが、似たような期間、こういうふうな理解すればいいですか、半年前後。

○赤羽政府委員 半年以下でできるケースもあるかと思ひます。

○瀬崎委員 一、二カ月でできるということは考えられますか。

○赤羽政府委員　そこまで厳密な、やはり現在申請が出ないうちに予測することは困難でございます。

○瀬崎委員　この前、大湊の母港の安全審査についてのはどのくらいの期間かかりました。

○赤羽政府委員　四十二年当時の審査は、船と陸上設備一体でございます。そして、ダブルチェックがございまして。約七カ月かかっております。

○瀬崎委員　その七カ月のうちで、いわゆる新しいところだと地盤調査などに期間がかかると思つて言われましたが、その地盤調査等に要した期間は一体どのくらいだったのですか。

○赤羽政府委員　前回の審査では、地盤調査等を特に安全審査の段階で追加してやる必要がなかったようにございまして。

○瀬崎委員　そうしますと、やはり私が言った半年前後というのが大体一つのめどになるんじゃないですか。素直に答えなさいよ。

それでは、一応基本設計の安全審査が終わって設置の許可がおりた、そこからいわゆる詳細設計に事業団はかかるわけですね。大体この詳細設計、法律的に言えば設計及び工事の方法ということになります。この作成にはどのくらいの期間を要すると思つたらいのですか。

○倉本参考人　詳細設計につきましては、基本設計が一応終わりました時点から部分的には詳細設計に私どもとしては入っていくわけでございます。その安全審査が終わりました時点におきまして、その過程でいろいろ直すべき点があれば一部修正はいたしますけれども、この安全審査の御許可が出た時点で、その間にやっておきました詳細設計に基づいて今度は設計及び工事方法の認可申請をいたします。したがって、詳細設計につきましては、私どものあれでは、やはり大体数カ月程度を必要とするのではないかと思っております。

○瀬崎委員　じゃ、その詳細設計を受けて、今度、設計及び工事方法の認可を政府としてしなればなりませんか。その審査には大体どれくらいの期間がかかるか。これもこれまでのことを参考にしながら答えてください。

○赤羽政府委員　ダブルチェック体制になりました一つ異なることは、安全審査の段階で設計、工事方法についての注文がついて、安全委員会のチェックが加えられる場合でございます。その点違いますが、詳細設計につきましては分割して申請がございまして、分割して専門的に審査いたしますので、結果として余り期間がかからないで仕上がるケースが多いかと思われま

○瀬崎委員　大体は……

○赤羽政府委員　最後の申請がいつ出るかによりまされども、それから一カ月とか三カ月とか、そのくらいでしりの方は押さえられると思ひます。

○瀬崎委員　じゃ、その設計及び工事方法が認可されて実際に着工にかかるわけでございますが、大湊に必ず行くということと前提にしての話ではなくて、ああいう条件のもとで使用済み核燃料の交換並びに貯蔵、この施設部分の建設にはどれくらいの期間を見込めばいいのでしょうか。これは事業団の方に答えてもらいます。

○倉本参考人　基礎工事から始めまして、建屋それから中の内装工事等含めまして、大体一年半から二年近くかかると思ひます。

○瀬崎委員　大臣、いまお聞きになったとおりなんです。私、控え目控え目に一遍数字を復習してみますよ。

まず最初に、基本設計の安全審査のいろいろな設計だとか書類を整えるために大体六カ月、それから、それを受けて政府の安全審査の期間として大体六カ月、それから詳細設計並びに工事方法、この作成に数カ月と言われましたが、少ない方をとって三カ月、こうしまししょう。それからその審査、つまり詳細設計の審査ですね、これが一カ月としまししょう。そしてその後、実際工事期間として一年半ないし二年と言われましたから、短い一

年半をとりましよう、十八カ月ですね。全部足しますと三十四カ月になるわけですね。ほぼ三年かかるわけなんです。こういう事実がある以上は、いま直ちに母港の選定が仮定の話として大湊でできたとしても、まさに三年かかるわけですから、明らかにその間「むつ」は持つていけないはずですね。そういう点では、いままです苦勞して答弁を五者協定と違反しないように合わせようと思ひましたけれども、こういう事実がある以上、「むつ」をどこか洋上にでもとめておくのならいざ知らず、これはどうしても五者協定は守れないとはつきり言わざるを得ない段階に来ているのではないかと。この点を大臣に伺いたいと思ひます。

○中川国務大臣　そういうこともありましたから、なるべく早く使える、新しいところよりはむつというところをお願いする一つになっているわけですが、それでもなおかつ三年かかる、こういうことになれば、確かに三年間は上昇試験、テスト等ではできないということですから、係船だけをお願いする、こういうことになるのだからと存じます。

○瀬崎委員　係船だけをお願いするというのは、佐世保に対して係船だけをお願いする、こういう意味でおっしゃっているわけですか。

○中川国務大臣　新しく決まるところにということでございます。

○瀬崎委員　重大な発言があったわけでありまして、次に、今回の大湊に対する再母港要請をめぐりまして、すでに青森県の陸奥湾で漁民が大変な海上デモをやつて、四者協定の履行それから再母港反対の意思表示をした、あるいは県民の再母港反対の集会が開かれた、こういうふうな事実は大臣も御存じだと思ひます。

それで、こういう漁民、県民を敵視し、弾圧するやうな姿勢ではどうして地元住民の合意は得られない、こう思ひますが、いかがでしょうか。

○中川国務大臣　敵視、弾圧したことは絶対ありません。民主的に御検討願えないかというお願い

をしているところでございます。

○瀬崎委員　そこで、具体的にこれは事業団に何うのですが、四十九年八月当時でありましたが「むつ」が出力試験のために大湊港から出港した当時、八月二十六日夜、反対漁民の漁船がしきで避難したすきをついて、「むつ」は強行出港しているわけですが、これも、当時事故は予想しない状態のもとにあります。次の入港をいつと予定してございましたか。

○野村参考人、事故が起こる前の次の入港日、ただいまちょっと調べてお答えいたします。

○瀬崎委員　その入港計画について、当時県知事に対してどういふ内容、どういふ方法で報告する段取りになっておりましたか。

○野村参考人　これは、海上保安庁の方からたゞいまお聞きしたわけでございますが、事故を起こす前の入港予定日は九月六日であつたようでございます。

○瀬崎委員　九月六日午前五時というのが当初の予定であつて、ところが知事に対する報告については、九月六日の午前十時着と通知をして直前に再度変更する、こういうふうな予定をしておつたようでありまして、そういう事実はないですか。

○野村参考人　そのような事実は承知いたしております。

○瀬崎委員　海上保安庁に伺ひますが、この入港計画案に対して、延期してほしいという要請を行ったことがありますか。

○加藤説明員　お答えいたします。そのようなことはいたしておりません。そのようないふことは、出港の際配備した船が現在修理中であるとか、あるいは台風の特報警戒中で「むつ」の警備まで手が回らないとの理由で、九月七日以降の入港を要請した、こういう事実をつかんでおられるのですが、そういう事実はないと断定できますか。

○加藤説明員　先般新聞報道がございまして、当時の関係者から一応事情聴取いたしました。そのようなことについては記憶がないということを

申ししております。

○瀬崎委員 海上保安庁は「むつ」の入港時に備えて特別な警戒態勢、たとえば放水銃などによる強硬な排除手段、こういうことを考えたということはありませんか。

○加藤説明員 お答えいたします。

当時の警備方針としては、多数の漁船が反対行動をとるといふ情勢から、海上の特殊性にかんがみ人命に危険が及ぶことを絶対に回避する、妨害しようとする船舶の乗り組み者に対しては、説得、警告により妨害行為を中止させることを原則とするというふうなことで、そのようなことは当時考えておりませんでした。

○瀬崎委員 さらに「むつ」の連絡について、巡視船の供与など事業団から特別の要請を受けたことはありますか。

○加藤説明員 警備実施中には、そのようなことはございませんでした。

○瀬崎委員 そのほか私の持っているこの資料には、検察庁が前回出港阻止の主要リーダーを捜索し、阻止勢力の弱体化を企図しているが、九月六、七日入港では検束が間に合わぬとか、警察当局が前回出港時の法律違反者に対する一斉手入りを考えている、こういうことを事業団が情報としてつかんでいる、こういうこともメモされているわけでありまして、これが事実とすれば、先ほどの大臣の答弁とは全く相反することがこの前、現に行われたということになりますね。

そして、こういう一種の謀議と言いましうか、これは一回ではないのですが、一例を挙げますと、四十九年八月三十日の午前十時から十二時まで海上保安庁で、さらに四十九年八月三十一日は十三時三十分から十五時三十分まで同じく海上保安庁で行われた。これは海上保安庁と事業団のほかに科学技術庁、運輸省も参加していたとわれわれは承知するのでありますが、科技庁、いかがでした。時間がないので科技庁にだけお伺いします。

○石渡政府委員 そういう新聞報道がございました。

たので、名前が挙がっております者に対しまして至急問い合わせをいたしましたところ、八月三十日にそのような会議があったというのを記憶しておるという程度でございまして、内容については聴取できませんでした。

○瀬崎委員 われわれは新聞報道で言っているのじゃないのです。事業団にはいわゆるマル秘と称する資料、上にマル秘の判を押した資料、そういうものがあるのですか、ないのですか。

○野村参考人 新聞報道でマル秘の文書と書いてありますが、あれは一種の私的なメモだと思っております。あの報道がありました後、大分前のことでございまして、極力あれを追跡をいたしまして、当時の関係者に照会をいたし、問い合わせましたけれども、そのようなことについての記憶と申ししますか、そういう確認をすることはできませんでした。

○中村委員 瀬崎君に申し上げますが、約束の時間が過ぎましたので、結論をお急ぎください。

○瀬崎委員 ちょっと委員長、了解を得て、いわゆる当時のメモ、文書をちょっと事業団に見てもらって、これはもちろん便せんは事業団の便せんなんですけれども、こういう書類が存在しないかと否定できるのかどうか、答弁を求めたいと思うのです。よろしいでしょうか。

○野村参考人 お示しの文書については十分調査いたしました。そういうものはございません。

○瀬崎委員 ないんですね。否定するわけですね。私も、これが十分存在するという確信のもとに、現物そのもののコピーが手に入っているわけでありまして、いま言いましたように、この内容は非常にゆゆしき問題でありますから、今後本委員会でも十分調査するようにしていただきたいと思います。お願いをして、終わりたいと思います。

○中村委員 日野市朗君。

○日野委員 午前中に引き続き、私の質問を継続いたします。

技術庁と運輸省の発行した文書に表示されている改修の内容について伺ったわけでありまして、またその点について若干の質問を追加させていただきます。どう思うかというわけでありまして、

【委員長退席、椎名委員長代理着席】

私、ずっとこの文書を見て、正直に申し上げて、実は何のことも全然わからないうちであります。ただ、先ほどもちょっと議論になりましたけれども、常識で考えてみて、たとえばECCSの注入系のポンプの容量をもっと大きいものに交換をするというふうなことでありますけれども、これについては、いろんなパイプの強さとかなんかに限らず、いろいろなコードを用いて計算をしております。ただ、どういふようなお話を先ほど伺ったのであります。ただ、どういふお話でございましょうか、そういうコードによる計算も結構な話であります。これなんかもちゃんと格納容器を開いてみて、また場合によっては格納容器にもっと太いパイプが通るようにならうとした方がより望ましいということは言えるのでございましょう。

○野村参考人 お答えいたします。

低圧系のポンプの容量を増大したときのパイプは、そこにございまして線をこらいたきますとおわかりになりますように、格納容器の中でサイクルが閉じております。水は格納容器の中へございまして、圧力容器の中に水を入れるわけでございます。低圧注入系は格納容器の中へ入り口、出口が完結しているものでございまして、したがって、その格納容器の穴云々ということはないですね。

それからもう一つ、高圧注入系につきましては、現在格納容器の中の一部パイプが一重になっておりますものを全部二重に引き回すということでございます。ポンプの容量も変わります。パイプは延長だけでございまして、変更は予定してありません。

○日野委員 いずれにしても、原子炉容器の中に一切手をつけられないということになりますね。

○野村参考人 圧力容器につきましては、一切手を触れることを考えておりません。

○日野委員 これは安藤委員会であったと思いますが、圧力容器を開かなくともこれについての総点検及び改修は可能だということに言っておられるわけなんです。どうも素人が考えてみて、一番肝心のところである原子炉容器の中を見ることなしに、こういった点検とか補修工事が果たして可能なのかという疑問は、私、非常に強く持たざるを得ないのです。

特に、安藤委員会のこの報告書が上ったのは、修理港をどうするということなことで非常にもめているときでありまして、修理港側にもまた定保港側にも非常に政治的な配慮を加えながら、このレポートがで上がったように思うのです。

私も、実はこの関係の方に忌憚ない話を聞くなというところもないわけではございません。この関係者の方に意見を聞く機会がないわけではありせん。そうすると、いや、安藤委員会であんなふうにも書いてもらったために、実は余り思い切つてできないんだというふうなことは、やはり技術者として率直な声だと私は思うのですが、そういうことも言われているやに私も聞いているわけなんです。どういふんですか、これは現在非常に微妙な段階で、なかなか率直におっしゃりにくいことがあろうこともわかるのですが、そういう現場の技術者の方の意見なんかはどういうふうにお考えになりますか。

○倉本参考人 この遮蔽改修のために、圧力容器の上ぶたをとらないでその工事ができるかどうかというところについての検討でございまして、これは、当時佐世保に回航して修理をお願いするといふ時点におきましては、私も、この遮蔽改修の工事をいたしますのに、圧力容器の上ぶたの上に新しい遮蔽体を乗せるといふことを計画をいたしておりましたが、これについて、狭い格納容器の内部で工事をするよりは、私どももいたしましては、圧力容器の上ぶたを取り外して、これを岸壁の上なりおかしまして、広いところで圧力

容器の上につける遮蔽体の取りつけ工事をした
い、こういうぐあいに考えておいたわけではござい
ますが、長崎の方の御要望がございまして、圧力
容器の上ぶたをあげないで工事ができないかとい
うようなお話がございましたものですか、圧力
容器の上ぶたを外さないでその工事ができるかど
うかということについての検討をいたしたわけ
でございます。

その結果、多少狭いところでございますが、圧
力容器の上ぶたを外さなくても、安全に留意をし
また他の工事との関連性を考えていけば十分安全
に工事ができるといことで、格納容器のふたを
とらずに工事をしようということになったわけ
でございます。

一方、総点検の観点から、圧力容器内部につ
いて、これを実際に目でもって点検する必要がある
かどうかという点につきましては、燃料体自身に
つきましては、燃料製造時の品質管理、また燃料
検査の結果、また燃料装荷時の状況、またさらに
は燃料の入ってまいります中におきまして一次冷却
水の水質管理を十分いたしておりますし、また一次
冷却水のサンプリングも定期的にやっております、その結
果から見まして、現在燃料体内部に何らの異常も見ら
れない、また前回の臨界試験等の結果から見まし
て、炉心には何らの異常が認められないという確
信を得ましたので、内部についての点検は行わな
いでもいいであろうという結論を得たわけござい
ます。

○日野委員 私、ちょっと見て非常に疑問に思っ
た点をもう一つ申し上げますが、二次系の冷却水
の水質の管理、これを改良するんだ、こういうふ
うにおっしゃっておられるのですが、もうすでに
磷酸ソーダは入れているわけですね。

「権名委員長代理退席、委員長着席」
そうすると、この磷酸ソーダ、かなり細管などに
附着をしてとりにくいんじゃないやしませんか、これ
からヒドランジンを入れるようですけれども、

○野沢参考人 御指摘のとおり、当初「むつ」は、
二次系の水質管理のために磷酸ソーダを注入して

おります。しかし、出力運転をいたしております
ので、原子炉の内部に磷酸ソーダがぐるぐる循
環するということはいままでございせん。

それから、今後ヒドランジン処理に変えるに当
りましては、関西電力が一番経験が深いわけござ
いますけれども、陸上発電所の経験を踏まえて、
十分に洗浄をしてヒドランジン効果を十分あら
しめたいと思っております。

○日野委員 それから、ECCSの系統について
伺いますが、これは蓄圧式のECCSが必要であ
るといふふうには考えなかったわけでしょうか。
○野沢参考人 先生の蓄圧器のお話は、PWRに
ついてのお話かと思いますが、同じ加圧水型でも
いろいろ原子炉のシステムがございまして、加
圧器がついているものもございまして、UHIが
ついているものもございまして、要は、安全解析の
結果、一次冷却水が喪失した場合に、新たに非常
用炉心注水が行われるまでの間、燃料被覆材の表
面温度が最高何度まで上がるかという詳細な事故
解析を行った結果、それが規制値を下回っていれ
ばいいということになっているわけでございます。

○日野委員 幾つかの点を、私、ぼんぼんと出
したわけですが、何としてもこの炉についてこれだ
けの、七系統に及んで二十項目に上る、しかも二
十項目をさらに細分化するわけですね。そうする
と、かなりの数に上る改修を必要とする点、必要
と思われる点が出てくるわけでありまして、どう
しても私には、この炉が大山委員会の言う、かな
りの水準に達した炉であるという心証を得ること
が非常にむずかしいのであります。おまえさん、
素人だからだ、こういうふうには言われればそれ
つきであります、もう日本国民のかなりの部分
がまさに素人なんでありまして、その国民の納得
の上に——これは完全な納得というのを私、言
っているのではありませんで、相当の納得の上に
この原子力船の炉が今後とも運営されていくの
でなければ、原子力船の開発などということでは
ない。現にもうこの「むつ」そのものがあらゆる困

難に逢着しているわけでありまして、この困難の
度はますます強まってくであろうというふう
に思っております。

それで、私は、この炉についての関係者の取り
扱い方について伺っておきたいと思うのです。も
ちろん、これは安全委員会のダブルチェックも必
要になってまいります。これらについて、これを
厳正にやっていたらいいのでしょね。この厳正
さということが非常に大切なことであろうかと思
うのです。

私も、最初に「むつ」の炉の安全を審査した資料
をちょうだいをして見たのですが、非常に記載そ
のものが平板であります。特に遮蔽に焦点を当て
て見た場合、これは非常に平板な書き方をして、
これはもうちゃんと技術者がやったんだらうか
ら、まあ大丈夫だろうと言わんばかりの記載の方
法であります。もっとも、その当時は原子力委員
会をやっているわけでありましたが、私は、このよ
うな姿勢が現在もまた安全委員会において承継さ
れるのではないかと、このことを非常に心配をいた
します。そういう点から、私は、安全委員会の取
り組みについての姿勢、お覚悟のほどをひとつ伺
いたいと思っております。きょうは事務局しかおい
でいないと思いますが、事務局長からひとつ聞かして
ください。

○赤羽政府委員 現在、安全性総点検の結果の補
修工事につきまして申請が行われております。そ
れにつきまして科学技術庁、いわゆる行政庁の方
で第一次審査を行っている段階でございます。い
ずれ安全委員会にダブルチェックをお願いするこ
とになります。この安全委員会の立場といたしま
しては、行政庁の行いました安全審査の結果を再
チェックする、あるいは違う角度から新しい知見
についてチェックする。これは現在、発電炉につ
いて厳正に行っておりますが、これと同じ考え方
で、厳正かつ中立の立場で慎重に行われるはずで
ございます。

○日野委員 この「むつ」の開発がナショナルプロ
ジェクトであるがゆえに、このプロジェクトを推
進するといふ妙な使命感を安全委員会は持つべき
でないと思っております。ここについては安全
委員会のプライドにおいて、きっちりやってもら
いたいというふうに私は思っております。

実は、原子力委員会当時からの前科があるん
で、大山報告書によりますと、このストーリーミ
ング、中性子が漏れるという事態は、もうすでに
予測できていたのだというように書いてある。
予測できていたのではないかと、このことはちょ
っと言い過ぎかもしれませんが、ストーリーミ
ングを起すような兆しは、ちゃんとデータとして
上がっていた。それからウエスチングハウスのチ
ェック・アンド・レビューで、ウエスチングハウ
スがちゃんと対策の勧告をやっているというよう
なことが大山委員会の指摘にございまして、これ
はかなり甘い審査をやったということを言わざる
を得ない。

それから、私は、実は安全委員会、余り信用して
おりません。非常に強い不信の念を私、持つてお
ります。大体TMIの事故で世界じゅうが鳴りを
ひそめて、その結果やいかにということ、みん
な本心にしないとしてその事故の推移を見守って
いたときに、日本の安全委員会だけですよ、日本
の原子炉は大丈夫だと言いつつ放ったのは、私、こ
のような安全委員会、いまだ信頼することはできな
いと思っております。このような安全委員会が果た
してこの炉について、このようなナショナルプロ
ジェクトで本心に——みんな無理を承知でやって
いる。大臣が何と言おうと、だれが何と言おう
と、無理を承知でやっているわけですよ。この
「むつ」にかかわった者ならだれでも知っているこ
とですが、無理に無理を重ねながらやっているこ
のような事態で、政治的な配慮がみじんも入るこ
とは許されないのだという覚悟でやってもらえる
のかどうか。これは本当は安全委員長さんの吹田
先生でも呼んで、そこらにはっきりした注文をす
べきでありまして、そういう覚悟はどうでし
ょう、ありまじょうかね、いまだ安全委員会を
○赤羽政府委員 四十二年当時の原子力委員会を

いまからとやかく申すこともできませんが、大体わかりますことは、ストリーミング現象というのを、知識としては持っておりながら、それがどういう事態になったらあらわれるという適切な判断をするだけの材料を、必ずしもまだ持ち合わせてなかったというのが一つかと思われ、さらにもう一つ、これは現在では改良されていることなのですが、安全審査の段階では放射線の漏れ方、それだけを最終的にチェックする、その具体的な方法は設計と工事で見ると、ところが安全審査の方が最後まで見届けないというのが当時のやり方でごさいます。現在も安全審査は、基本設計についてはやるには違いありませんけれども、重要事項については、設計、工事方法まで後を追っていくというのが現在の安全委員会の形でごさいます。したがって、いまではそういう形は違うかと思えます。

さらにTMIのことは、いろいろ深くくなりますのでここでは省かせていただきますけれども、いきなり、情報がないまま日本の原子炉が全部安全であるという宣言をしたわけではなくて、あのままの形の事故は起こりにくいという詳しい条件をつけてのごさいました。

○日野委員 どちらにしても、これは私だけじゃないと思います。本日に素人であればあるほど、この「むつ」の炉については不安感を持っているというのが、恐らく国民の多くの人たちの意見であらうと思えます。

それで、私、ここで「むつ」の炉についての今度の設置許可の安全審査の添付資料、これはかなり大部のものになると思いますが、類をいとおわすにぜひ出していただきたいと思うのですが、資料請求をいたしたいと思えます。いかがですか。

○赤羽政府委員 御指摘の書類は、すでに公開いたしておりますので、いつでもごらんいただけるのでございますが、大部であり、かつ複雑な図面等がございますので、すぐコピーできるかどうかちょっとお答えしかねるわけでごさいます。

○日野委員 すぐではなくてもいいです。多少の日時がかかっても結構でございますから、ぜひ出していただきたいと思えます。よろしくごさいますね。——じゃ、炉の問題、技術の問題はそれくらいにいたしましょう。

次は定係港の問題について伺いますが、便宜上、定係港と言っています。この付帯の陸上設備の中で、その用を廃止しないものは何点ぐらいございしますか。どこどこですか。

○倉本参考人 ただいまの先生の御質問は、私どもの陸上付帯施設の中で、現在の設置許可の中から削除してあるものは何かという御質問かと存じますが、これにつきましては、使用済み燃料の貯蔵施設、燃料等の取り扱い施設と申しますか燃料交換をするときのキャスク、それからあとクレーン、除染設備等でごさいます。

○日野委員 それだけあれば定係港は廃止されないという結論になるのでしょうか、もし仮に「むつ」の定係港大減を四者協定に従って撤去したというような解釈がとれる事態は、どういう事態でしょう。付帯施設が全部取り払われた、用を廃した、そのときに撤去になるのでしょうか。

○倉本参考人 現在、大減港にございます陸上付帯施設につきましては、「むつ」を看做しますためにつくられた岸壁から廃棄物処理施設等、あとこれに関連いたしまして新燃料の貯蔵施設、それからさらには放射能の監視設備等、定係港関連の一連の施設があるわけでごさいます。撤去に当たりますしては、新しい定係港がほかに定まりましたら、そこへ一応新しい陸上の付帯施設をつくり、その整備のため使用し得るものはそちらに移して、その整備が完了した時点で定係港はそちらへ移るということで、現在の陸上付帯施設は廃止するということになると思えます。

○日野委員 これは定係港と言います、母港と言っています法律用語ではございせんので、明確な意味づけが実は与えられていないので、私は、そういう原子力関係の陸上付帯設備があるうちは定係港は撤去したことにならないのじゃないかと思うのです。どうなんでしょうか、現在はこれは定係港として廃止されているのですか、廃止されていないのですか、どういう解釈にお立ちになりますか。

○赤羽政府委員 私から規制法上の解釈だけ申し上げますと、規制法上は、冷熱停止を前提とししたものが残され、一部が削除された状態で陸上設備が残っているという立場でごさいます。

○日野委員 いや、だから、その規制法上の用語、その概念と、それから現在定係港、母港と荒っぽく言われているところに大きな食い違いがあるのです。ですから、その食い違いを埋めるために、定係港が撤去されたと言われる状態はどういう状態なのか、このことを伺っているのです。

○石連政府委員 御承知のように、大減港の定係港施設、陸上施設でございしますが、四者協定によりまして、使用済み燃料交換キャスクを青森県外に搬出した、あるいは使用済み燃料プールを埋め立てた、クレーンのかぎを青森県知事にお届けしたというところがございます、それで、十分確かなめ切れないわけでごさいます、撤去という理解がその時点ではとりあえずそこまでという理解があったのではないかと思われるわけでごさいます。

そこで、もし六カ月以内に新定係港が決定されておったならば、恐らくその時点で撤去についての改めての御相談があったのではないかと想像されるわけでごさいます。そのことは、昭和五十三年の八月に「むつ」の佐世保への回航前にいたしまして、当時の熊谷長官が青森を訪れられたときに、四者でもって、いずれ「むつ」が出港後適当な機会にこの撤去の問題について相談をしましょうというお約束になっているという事実が、そのことを裏づけているように思うわけでごさいます。そういう経過を踏まえてございしますが、恐らく撤去ということにつきましては、その原子力船にかかわります陸上付帯施設がなくなった状態ということが、理論的には撤去ということになるのかと思っております。

○日野委員 これは、四者協定によると撤去することになっているわけですからね。そうすると、この陸上付帯設備、これは全部正式の原子炉等規制法に基づく付帯設備ではないのだということ、それを用を廃するということ趣旨の申請をすぐに事業団はなされるおつもりがございしますか。また、長官、科技庁の側としてはいかがでしょうか。

○野村参考人 事業団といたしましては、ただいま原子力局長が答えられましたように、「むつ」が出港する直前に当時の熊谷長官が現地に赴かれまして、私も同行いたしたわけでごさいます、そのときに、先ほど申し上げましたようなこの撤去ということに関しては、「むつ」の出港後適当な時期に四者間で協議をして決めるということでごさいます、その当時、つまり撤去ということについていろいろ論議が行われたわけでごさいます、先ほど申し上げました法律上も対象にしている、削除されたものの、それから事実上機能を停止しているもの、そういうものがございします、その扱いを協議するということにしたわけでごさいます。したがって、事業団としては、その協議を待つ必要措置をするということ、現在までその残った施設の廃棄の申請ということはいたしておりません、今後その協議の結果によって行うことだと考えております。

○中川國務大臣 政府も、いさ事業団が答弁したとおりでございまして、四者において話し合うということになっておりますから、四者の間で話し合った結果、残ったものを撤去するという決まりができれば撤去いたしますが、四者の話し合いの以前に私の方から進んでやる意思はございせん。

○日野委員 四者協定では二年半で撤去ということになっておりますね。そうすると、その協議をするまでには撤去しなかつたというふうな解釈も成り立ち得るのかなと思うのですが、やはりこれは母港なり定係港を撤去するのだということになれば、これはもう必要もない陸上施設ですな、陸上設備。こんなものは早く廃止してしまわなくちゃいかぬのじゃないですか。そういう話話し合いをするなんというのは非常に簡単なことと

しょう。何でその話し合いをいままでしていないのでしょ。誠意がないとしか言えないのじゃないですか。

○石渡政府委員 入港後六カ月以内に新定係港を決定し、二年六カ月を目途に定係港を撤去する、こういう文章でございまして、このいずれも残念ながら守れない状態にございまして、そういう点も含めて四者でいろいろ御相談したい、こういうことを申し上げたわけでございまして、それが守れなかったという責任については政府にあるわけでございまして、この点は中川長官からも再々申しわけないとおおびを申し上げている次第でございます。

○日野委員 どうも無理に無理を重ねるとそういうことになっちゃうんですね。

それで、さっき瀬崎委員からも、実は定係港についてこれからのぐらゐの時間がかかるのかという質問がございました。私も、これは定係港を新しくつくっていくというためには、一年や一年半の仕事ではないだろうというふうに思います。

それで、現に修理の期限内に、佐世保に「むつ」を置く期限内に定係港をつくるのができないことは、これはもう既定の事実というふうに考えざるを得ないわけですが、先ほど御答弁のあった点をもう一度確かめたいのです。そのような場合は、やはり定係港が設備ができていなくても長崎からは出す、そしてその新定係港と思われる場所に係船をしておく、こういうことは間違いございませんね。

○石渡政府委員 そのようにしたいと考えております。

○日野委員 具体的な候補地、これは目安が立っておりますか。

能率的に言うためにもう一つ質問を追加しますが、大湊はそれには入っておりませんかでしょうね。

○石渡政府委員 いまお願いしているところでございまして。

○日野委員 大湊にもお願いしている、こういう

趣旨ですか。

○石渡政府委員 大湊にお願いしているところでございまして。

○日野委員 それから金のかかり方なのですが、これは新定係港をつくるという場合、一体どのくらい金がかかるのだろうというところは非常に注目せざるを得ないところなのです。一体どのくらい金がかかりますか。これは、全く新しい定係港をつくるという場合についてお答えいただきましよう。

○倉本参考人 これは、新しい定係港を設置します場合に、その場所、またその港湾条件、環境条件等によりまして非常に変動があると思います。港湾のないところではございまして、港湾設備からつくっていくかなければならないということでございますが、やはり数百億のオーダーではなからうかと思ひます。

○日野委員 数百億というお答えですが、ニュアンスとして受け取れば、百億や二百億ではとまあぬというニュアンスにお聞きしてよろしいでしょうか。これはいろいろな条件がありますから、一律に、いま確定的な額でおっしゃれないことはよくわかります。ニュアンスとして受けとめておきたいのですが……

○倉本参考人 新しいところでございしたら、やはり少なくとも三百億以上はかかるのではないかと思います。

○日野委員 それだけの金が一応かかるということとで、その財源的な措置はどのようにになりますか。

○石渡政府委員 現在の財源措置といたしましては、五十六年、五十七年の二カ年間の債務負担行為として六十億を用意しておりますが、これがもし大湊にお引き受けただけです場合は、燃料交換施設の改修に充てる予定でございまして、それ以外の場合には、恐らく岸壁の整備といったような費用に充当されることになるかと考えております。

○日野委員 大湊にもし仮に持っていた場合、

これはどのぐらゐの金になりますか。

○倉本参考人 現在、来年度予算としてお願いをいたしております六十億で、燃料の交換用のプール、現在許可から外されておりますものの建設を行うことになるかと思ひますけれども、それ以外のものにつきましては現在の施設につきましても、見直し等を今後行つて、地元の方で快い御返事がございすれば、これについて今後どういうように整備をしたらよいかということについて、経費等もあわせて検討をしてみたいと思つております。

○日野委員 このところにはばかりかかつてもられませんので、どんな質問を進めてまいりますけれども、「むつ」というのは昔から非常に金を食う船でございまして、しかも、実際実行されてみると、予算で組んでいたものから倍ぐらい高い金にふくらんでいくのです。まず第一船の建造予算なんというのには三十六億ぐらゐで、始まつてみたら六十億、それから六十四億ぐらゐだったのが百二十四億なんという、大山レポートにも、これは非常に嘆かわしいというムードで書いておりますけれども、これからさらにどのぐらゐの金がかかっていくかということについて、どうも私は、また同じようなことを繰り返していきそうな感じがしてなりません。

現在の佐世保重工で行われている補修作業、これについても第二期の契約がまだできていないのでしよう。これが一体どのぐらゐにふくらんでいくものか。これについて固まつてきたような話でもあるのでございまして、それともこれからというところで、現在のところ全く白紙というような状態でしょうか。こういう場合、坪内さんを責めるというふうな論法では通らぬと思うのです。ね。

「むつ」というものが置かれてきたという状況というものを考えながら、これからの金のかかりぐあいを模索していかねければならない。大体どんなふうに考えておられますか。

○倉本参考人 遮蔽改修工事につきましては、現在五十三億の予算をいただいて、その線を進める

べく努力を行つておるわけでございまして。総点検の補修工事には大体三十億程度を要するというところでございまして、なおその後、実験航海等を進めていかなければならないということでございまして、いろいろ検討等ございまして、まだこれについては具体的に出ておりませんけれども、大体百億ぐらゐはかかるのではないかと思ひます。

○日野委員 ちょっとよく聞き取れなかったのですが、佐世保重工との二期工事についての、一期工事、二期工事、それから三期まで行くのですか、これはトータルとしてどのぐらゐを見ようというのですか。

○倉本参考人 一期工事、二期工事等を含めまして遮蔽改修工事に約五十三億、それから総点検工事に約三十億でございまして、（係船料は幾らなんだ）と呼ぶ者あり。

○日野委員 いま、係船料はどうなんだという声も聞こえておりますが、係船料だけだつて非常にばかにはならない。しかも、二期、三期だつて、これはこちらだけの目安、見込みでございまして、どうですか。

○倉本参考人 これにつきましては、現在メーカの方と折衝をして、とにかく予算の中でおさめるべく努力をしたい、かように考えておるわけでございまして。

○日野委員 この船の修理が一応できたとして、これは航海して歩くことになるのだらうと思うのです。どうなんでしょう、この船が航海をして国内の港に入るといふ場合、かなり多くの抵抗が予想されるのじゃないかと思ひます。または海外の港に入るときも、これはもう「むつ」といふのはかなり有名になつてきておりますから、恐らく外国でもすんなり受け入れてはくれないのではなからうかというふうに思うのです。そういう場合、国内の各港に入る場合だつて、もし何かトラブルがあつたらどうするといふような問題も考えなくちゃいけません。

外国なんかには参りますと、特に太平洋沿岸または太平洋の中の島々の国々なんかは、特に日本に

は原子力の関係では余り好感を持っておられないようですね、低レベルの放射性廃棄物の投棄の問題なんかも含めて。かなりきつい注文が、恐らく国内でも国外でも出てくるんじゃないかと思ひますね。きょう午前中に外務省を呼んで聞いたら、外国の港に入るときに外務省を呼んで聞いたら、相談も受けていないというような答弁をしておりまして、私は、これは大きな手抜きだと思ひます。そういう外国の港なんかに入るとき、すんなり入れると思ひますが、これは、場合によっては損害の完全補償などというきわめて厳しい条件がつけられたりするんじゃないかという不安も持つのです。そうすると、実際上外国の港には入れないというような事態すら想像できるのでないか。いかがでしょう。

○野村参考人 「むつ」が具体的に外国の港に入港するということにつきましては、現在まだ検討いたしておりません。ですが、一般的に申し上げますと、サバンナとかオット・ハーンの例に見られますように、相手国との二国間の話し合いによって協定を結んで入るということが必要になるかと思ひます。その場合には、先般も外務省の方で安全局長ですが説明されましたように、海上における人命安全条約という条約によって要求されておられます安全説明書を提出するとか、あるいは相手国の立入検査権を認めるとか、その他放射性廃棄物処理等に関するものはっきりした目安を立てるといふようなことについて、相手国の事前の同意を得なければならぬということ、相当の事前準備並びに外国に対する根拠が必要であるといふふうな考へております。

○日野委員 いまお述べになったのはSOLAS条約という条約ですが、その条約があつても、オット・ハーンにしてもサバンナにしても、かなり苦勞したことがい得るわけですね。両国間協定でこれはかなり苦勞しております。日本の「むつ」の場合の困難性は、さらに倍加するだらうと私は思ひます。

特にそこで問題になっているのは、入港する先の国から完全賠償というふうな要求を突きつけられて、にっちもさっちもいかぬというふうな状況が非常に顕著に見受けられるのですが、そういうのを乗り切っていくだけの自信がございしますか。

○倉本参考人 外国へとにかく参ります場合には、先ほどからお話しございしますように、現在の時点におきましては二国間の協定を結んでいかなければならないわけがございします。その中には、ただいま理事長が申し上げましたような二国間の協定の中に入りまうと思ひますのは、受け入れ国の事前承認を得ないで領海に立ち入ることの禁止事項でありますとか、SOLAS条約、海上における人命の安全に関する条約の第八章の「原子力船」及びその付属書がございしますが、その遵守の問題、それからさらにSOLAS条約の中にございします安全説明書の事前提出の問題、また受け入れ国の立入検査権の問題、あるいは受け入れ国の事前承認を得ないで放射性廃棄物を廃棄し、または原子炉関係機器の修理を実施することの禁止の問題とか、両隣で事故発生の場合の通報及びとるべき措置について受け入れ国との協議の問題、あるいはまた、先生御指摘の原子力損害についての原子力船運航者の責任限度額及びその支払いについての原子力船の所属国の保証並びにこれについての裁判権の受け入れ国への帰属の問題等が、この二国間協定で定められて、その協定に基づいて事前の手續をとった上で入るということになるかと思ひます。

これらにつきましては、「むつ」について具体的にどこへ行くというふうなことも、もちろんまだ現在の時点では考えられませんが、そういうふうな点についてはまだ十分な勉強はいたしておりませんが、現在オット・ハーンあるいはサバンナ等について、またこの外国との協定等については国際的なモデル等もございしますが、これらについての勉強はおいおいいたしております。

○日野委員 私は、国内の港に入るのだから、これは容易なことではあるまいというふうな非常に心配をするわけですね。ところで、この「むつ」は、これは船そのものとして定期検査を受けなければなりませんね。その定期検査は一体どこで受けることになりまうか。

○新藤説明員 現在、第一回目の定期検査の受検中ということになっております。検査は、製造する場所あるいは運輸省の検査官がいたしまして、検査するのは運輸省の検査官がいたしまして、定期検査の場合はドックに入れないまでもよろしいのですか。

○新藤説明員 定期検査の場合に、ドックに入れないでいただくことが必要でございします。

○日野委員 大津にはドックはございせんね。どなたでもいいですよ。

○野村参考人 むつ港にはございせん。

○日野委員 そうすると、定期検査をやるときには一定の期間、どこか国内のドックを持った港に入港させることが必要である、こういう結論にならざるを得ないわけですが、そういう定期検査をやる港なんかについても、定係港の次には問題が出てまいります。そういうところを当たっておられますか。

○倉本参考人 定期検査を受けまうのは、出力上昇試験を終わりました原子力船としての安全證書をいただいた後に、一年ごとに定期検査を受けるということになるかと思ひますが、その出力上昇試験を終わりました、この安全證書を受けた時点につきましては、十分安全性も確認された段階に至りますので、この「むつ」の定期検査のための入渠につきましても、造船所の御同意が得られると思ひますし、またこの原子力船の運航指針等におきましても、入渠いたしますときは冷態停止という状態でこれを行うという点から、安全性には何ら問題がない、このように思ひます。

○日野委員 午前中、新しく発足が予定されている研究の機構について若干伺ったのですが、新しい研究業務を持ったスタッフ九人はどの研究部門、これが設けられるということなんですが、そのテーマは何ですか。

○倉本参考人 この研究開発機構になりまして私どもに与えられます課題といたしましては、まず将来の原子力船の実用化を目指した目的としての原子炉についての研究開発であらうと思ひます。それで、まず来年度から着手いたしますものとして、いまは、将来開発をするための原子炉の炉型をはっきりさせるための、いわゆる概念設計の前段階と申しますか試設計のものを、それをさらに評価検討をして将来開発のための炉の設計をしぼっていくという、その第一段階の設計研究に入ること、現在には予定をいたしておるわけがございします。

さらに、これに関連をいたしまして、船用炉の各種の解析研究といたしまして、船用炉の動特性あるいは炉心特性、燃料挙動の問題、また遮蔽、伝熱流動等の問題についての研究開発、さらには、やはり船用炉の研究開発の中心は、何と申しましても経済性のある燃料の開発でございします。燃料についての試作試験を将来はやりたい、試作試験から照射試験までやりたいと思ひますので、これの準備にかかりたい。その他、原子力船の開発についての各種の情報の収集を行つていきたい、かように考へております。

○日野委員 いろいろ並べましたけれども、ずっと私、注意をしておりました、これは結局は「むつ」の炉から大きくはみ出すことはない諸研究でございしますね。

○倉本参考人 現在の「むつ」の炉は、特に「むつ」の炉として経済性等を考慮してございせん。むしろ加圧水型の船用炉としての実験研究のためのものとして、十分な余裕を持った炉になっておりますので、将来のものといいたしましては、やはり経済性を持った炉といふものをねらつて研究開発をしていく。そういった点から見ますと、やはり燃料等も経済性の高い、現在陸上の発電炉等で使われておりますような、ジルカロイ被覆の燃料等を用いたようなものについての検討もあわ

せて行つていきたい、かように考えておるわけでございます。

○日野委員 最後の質問になります、そうすると、これは事業団としていまままで考えていた延長線上の問題である、そういうことですか。

○倉本参考人 「むつ」を使つての次の開発として、いまままで二次炉心等についての研究開発も一部調査等から手がけておったわけでございますけれども、それよりも、今後さらに改良された炉として「むつ」の型以外の型のものについても検討を進めていこう、こういうことでございます。

○日野委員 最後に、大臣に一言。

いままずっと話をお聞きになつておられて、かなり難解だつたと思いますが、わざわざいまままでの事業団にさらに「研究」という字をくつつけるだけの意味を、私はいまのお答えを聞いていて、ないと思つた。あなたはいかがですか。

○中川国務大臣 先ほど項目を挙げて御説明申し上げましたように、「むつ」の開発の延長線のものもあれば新しいものもある、こういうことで法律をお願いしておるところでございます。どうぞよろしく願ひします。

○中村委員長 これにて内閣提出、日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案に対する質疑は終局いたしました。

○中村委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。推名素夫君。

○推名素夫 私は、自由民主党を代表して、日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案に賛成討論をいたします。

イラン・イラク戦争の勃発等、中東情勢の緊迫化に見られるごとく、石油供給がますます不安定になる傾向が見られる今日、とりわけ資源・エネルギーに乏しい我が国としては、他のどの国にも増してエネルギーの安定供給を確保するための努力を払ふ必要があります。石油代替エネルギー

1、なにかんずく原子力の開発利用の促進は、このようにエネルギーの安定供給の確保という国家的課題に対処するために必要不可欠であり、さらに石油依存の低減を図らうとする国際的な努力への協力という観点からもきわめて重要であります。

この原子力船の開発利用の一環として原子力船の研究開発を推進することは、海運の分野におけるエネルギー供給の多様化及び安定化に大いに貢献するばかりでなく、世界有数の造船、海運国としての我が国の国際的な地位を将来とも保持するという観点からも重要であります。

わが国における原子力第一船「むつ」の開発につきましては、まことに遺憾ながら昭和四十九年の放射線漏れの発生等の事情により、その開発計画が大幅に遅延しております。

私は、すでに原子力船の建造、運航の経験を有する米国、西独等の先進諸外国におくれることなく原子力船の研究開発を進めていくためには、「むつ」について所要の修理、点検、新定係港の整備を速やかに実施、完了し、実験船として最大限の活用を図り、さらに、その成果を踏まえて、将来における原子力船の経済性、信頼性の向上を目指すという研究開発を積極的に推進していく必要があると考えております。

このためには、昭和五十二年の第八十二回国会において、日本原子力船開発事業団法の一部改正法案の審議が行われた際に、わが党が同法案を修正するに当たつて主張いたしましたように、現在の日本原子力船開発事業団を原子力船についての研究開発機関に移行する必要があります。

今回の法改正は、このようなわが党の主張に沿うものであり、かつ行政改革の理念にも合致し、改組後の日本原子力船開発事業団においては、長期的展望に立つて一貫した体制により、わが国の原子力船研究開発が着実かつ積極的に進められるものと考えております。

以上の立場から、わが党は、本法律案に対して賛成するものであります。(拍手)
○中村委員長 日野市朗君。

○日野委員 私は、日本社会党を代表いたしましたし、日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案に反対の討論をいたします。

この法律案が国会において提出されたのには、沿革があります。

すなわち、従前の日本原子力船開発事業団法、この存続期限を延長した際には、当科学技術常任委員会の前身である特別委員会におきまして、この原子力船開発事業団を研究所に移行すべきであるという議論がなされました。そして、衆議院もまたその意を受けて、この研究所への移行をもつてその意向としたのであります。また、政府もそれを受けて、今回の原子力船開発事業団法の一部改正の法律案を提出したわけであり、しかし、この法律案の内容を見ますと、これはそういった沿革に沿うものとはとうてい言い得ないものであります。

この事業団において研究すべきテーマも、従前の原子力船開発事業団が行つてきたテーマの延長線にあるものでありまして、また人員の配置、予算の面などを見ても、十分に検討されたものとはとうてい言い得ないものであります。

しかも、人員の面、予算の面を見るならば、国の財政事情や原子力船の開発が世界的にスピードダウンをしているという現状のもとで、その人員、予算の獲得が十分になされ得ようとはとうてい思えないのであります。

これらの諸点を見ますと、日本原子力船開発事業団が実質的に研究所として今後事業を継続することは、とうてい不可能と言わざるを得ないのであります。すなわち、ただいま問題になっているこの法律案は、当面を糊塗するための一時しのぎの法律案にすぎない、こういうふうに言わざるを得ないと思ひます。

また、原子力船「むつ」については、これは無理に無理を重ねてきているということを指摘したいと思ひます。

この原子力船「むつ」が、その炉からストリーミングを起こし、そしてその総点検の結果、七系統

二十項目にわたる補修が行われようとしてるところであります。この「むつ」の炉を存続すべきであるという政府の見解は、いわゆる大山報告書、大山委員会の報告書に基づいているものと思ひます。大山委員会は、この炉はかなりの水準に達している旨その報告書に記述しているものであります。これはきわめて疑問であります。

また、この総点検と保守については、いわゆる安藤委員会の示唆によつて、上ぶたをとらずにこれを進めようということになつて作業が進んでいるのであります。果たしてこれだといふのであります。最も重要な原子炉の心臓部分である圧力容器内に十分なメスを加えずに、炉の総点検や補修を行うことはとうてい不可能であらうかと思ひます。

また、この「むつ」につきましても、修理港での五者協定の期限がありまして、その期限内にこの総点検と改修を行うというものであります。五者協定に定められた期限のすでに半ばは空費されたという現段階で、十全な総点検、改修が行われ得るものとはとうてい考えられないのであります。

また、この「むつ」には定係港を定めなければならぬのであります。この定係港は、現在の段階において、全くどこに定められるのか明らかではありません。

そして、この修理についても、定係港を定めるについても、これからどれだけの金を食うのかという点になります。だれしもそれを正確に計算することはできないという現状であります。現在の国の財政状況から、膨大な支出をこの「むつ」に対して行ふということは、ゆゆしい事実、ゆゆしい出来事であらうかと思ひます。

また、「むつ」は国のプロジェクトとして行われているのであります。このような国のプロジェクトをめぐる不信感が国民の間に増大する、これもまたゆゆしいことであります。

私たちは、この「むつ」の開発は無理に無理を重ねて、どう沼化しつづかると思ひます。われわ

れがいまこでとるべき道は、失敗を失敗として認識することであるかと思ひます。そして、後退するその勇氣がいま必要なのであつて、これからさらに無理を重ねてこの「むつ」の開発を継続するということなどは、すべきことではないと思ひます。

また、私は、ここで事業団の士氣について指摘をしておきたいと思ひます。

私は、日本原子力船開発事業団が十分な士氣を持ってこの「むつ」の開発に取り組んだとは考えられないのでありまして、しかもその後トラブルが連続し、現在の事業団は、まことに残念でありますけれども、原子力船の開発、また研究を十分にやりこなしただけの人的な能力、そして氣魄、そういったものに大きく欠けるということを指摘せざるを得ないのであります。

こういった諸点を総合してみると、私は、この日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案、これに対しては、この法律案は否決されるべきが相当である、このように考える次第であります。(拍手)

○中村委員長 吉浦忠治君。

○吉浦委員 私は、公明党・国民會議を代表して、ただいま議題となつております日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案に対し、賛成の討論を行ふのであります。

以下、賛成する主な理由を申し述べます。

その第一は、原子力船は石油への依存度を低下するために有効であるということでありまして、

現在、石油の需給状況は、主として世界的な景氣の後退による石油需給の低迷から一時的に緩んでおりますが、長期的には石油の枯渇が叫ばれ、またすぐれて政治的商品としてその供給の不安定と価格の高騰に悩まされることは明らかであります。わが国は、一次エネルギーの七三％を石油に依存し、その九・八％を輸入に頼つてゐることから、代替エネルギーを開発し石油への依存度を低下させることは至上命題であり、また世界に対する責任でもあると考えております。

第二には、原子力船は航続距離の長さや高速性においてすぐれてゐるということでありまして、

船舶に導入し得る石油代替エネルギーは、原子力のほかに石炭の活用や水素エネルギーの開発などが考えられております。エネルギーの多様化を目指して、それぞれの技術について研究開発を進めるのは当然必要であります。

その中でも、原子力船は少量の核燃料で長期間にわたつて航海でき、また、容易に高速を得られる点において他にすぐれており、特に高出力船の分野においてその特徴が發揮されることは広く知られております。

ただ、原子力利用については、その安全性に對し、いまだ十分に国民の合意が得られておらず、原子力船に對する不信感依然として根強いものがあります。したがつて、安全性を確立し、国民の信頼を得ていくためには、より充実した研究体制を確立し、腰のすわつた研究を行うとともに、国民に對する誠意ある対応が望まれるのであります。

したがつて、第三に、研究機関への移行を目指してゐることを評価するものであります。

従来の事業団は、時限立法による組織であることが原因として、さまざまな問題を抱えておりました。原子力船の安全性の確立、経済性の高い船用炉の研究開発を目指し、人材を集め、腰のすわつた研究や作業を行うためには、恒久法による研究所の体制でなければその成果を得られないと考えており、わが党としては、早くからそのような体制への移行を提唱してゐたのであります。したがつて、修理と実験を行い、五年後に研究所の体制に移行するとしたことは妥当であると考えてゐるのであります。

以上、主たる賛成の理由を申し上げましたが、最後に、これまで原子力船については余りにも多くの行政上の不手際があつたことを指摘し、政府に對して強く反省を求めたいのであります。大湊港を強行出港し、放射線漏れを起こし、母港に帰れないまま五十一日間も太平洋上を漂流させたり、また新しい定係港が定まらず、したがつて、いわゆる四者協定を破る結果となり、いままた、佐世保におけるいわゆる五者協定が守られないおそれがあるという現状であります。こうしたことの積み重ねが国民の信頼を失ひ、問題をこじらせているということについて、政府は厳しく反省すべきであります。

以上申し上げて、私の賛成の討論を終わります。(拍手)

○中村委員長 和田一仁君。

○和田(一)委員 私は、民社党・国民連合を代表して、日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案に賛成の討論を行ふのであります。社会経済の発展のため、石油代替エネルギーの開発は、わが国が取り組むべききつめて重要なかつ急務の課題であり、さらに先進国首脳會議においても再三にわたつて強調され、世界各国共通の政策課題として認識されてゐるところであります。

特に、原子力は石油代替エネルギーとして最も現実的なものであり、安全性の確保を大前提として、その開発利用を積極的に推進していく必要があらあります。

このような見地から、四面を海に囲まれ、資源のほとんどを海外に依存してゐるわが国としては、船舶が国の繁栄と存立にとつて必要不可欠であるため、原子力を動力源に用いる原子力船の開発が重要な課題であると考えております。

原子力船の技術につきましては、すでに欧米先進国においては相当の蓄積があり、わが国との間ではかなりの技術格差があると考えられますが、この格差を急速に埋め、わが国独自の技術により原子力船の実用化を図ることは、海運のエネルギー源の多様化に資するだけでなく、将来の国益にかかわる重要な事業であります。

この意味で、一日も早くわが国の原子力第一船「むつ」の開発を軌道に乗せ、その成果を踏まえつつ、より経済性、信頼性のある多種類の船用炉を開発するなど、原子力船の研究開発の強化充実を図つていかなければなりません。

特に「むつ」につきましては、わが国の原子力船研究開発の第一歩であり、今後の研究開発に重要な役割を果たすため、政府においては、早急に新母港を決定されるよう強く要望いたします。もちろん、その場合には、地元の理解を得ることが不可欠であり、「むつ」の安全確保に万全を期することはもとより、「むつ」の開発と地元との調和にも留意すべきであることは言うまでもありません。

以上述べました観点から、今回の日本原子力船開発事業団法の一部改正法案は、かねてからわれわれが主張してまいりました同事業団の研究開発機関への移行を実現するものであり、本改正法案に對し賛成するものであります。これによつて、長期的展望に立ち、実質的に一貫した体制のもとでわが国の原子力船の研究開発が推進されることを期待いたします。

以上で賛成討論を終わります。(拍手)

○中村委員長 瀬崎博義君。

○瀬崎委員 私は、日本共産党を代表して、政府提出の日本原子力船開発事業団法の一部改正案に對する討論を行ひます。

反對理由の第一は、安全監視の無責任な原子力行政が何一つ改められていないことです。

原子力船「むつ」の放射線漏れ事故は、それまでの国の安全審査体制の欠陥を浮き彫りにしました。そのため、行政権限を持った原子力安全委員會の新設による基本設計、詳細設計、運転前検査、定期検査など、すべての一貫した安全審査が求められたにもかかわらず、実用原子炉については、すべての安全審査権限を通産省などの開発官庁に与えるという大改悪が行われたのであります。また、安全審査に当たる専門スタッフも、パトリック体制はそのままになっているのであります。第二は、原子力船「むつ」は技術的にも欠陥船だということです。「むつ」は、わが国では初めての原子力船建造であるにもかかわらず、基礎研究もないまま開発に安易に取り組み、しかも建造過程で実施された一

定の実験等から、技術者が中性子ストリーミングの可能性を指摘していたにもかかわらず、あるいは遮蔽についての新しい発達した計算コードが後日開発されたにもかかわらず、さらにはウェスチングハウス社のチェック・アンド・レビューでも、遮蔽設計改良の指摘が出ていたにもかかわらず、事業団はそれらを検討し「むつ」に取り入れ、生かす能力も意思も持ち合わせていませんでした。

そうした事情から「むつ」の安全性を疑う声は、科学者や青森県漁民の間に強く出ていました。にもかかわらず、当時の森山科学技術庁長官は「むつ」の安全性を疑う者は世界の科学に挑戦する者だなどの暴言を吐いて強行出港させたのですが、案の定、出力を一・四％上昇させただけで規定値の千倍という放射線漏れを引き起こし、欠陥船であることが事実をもって証明されたのであります。

第三は、佐世保で実施されている修理が、何ら安全性を回復するものではないということです。佐世保での改修は、肝心の原子炉内部の点検は一切手を触れず、ただ原子炉を囲んでいる遮蔽装置を補強するだけであり、それによって安全性が保障されるわけではないことは明白です。

第四は「むつ」が原子力船として存在する上で欠くことのできない母港問題解決のめどが全く立っていないことでもあります。

もともと政府がみずから四者協定を結んで大湊の母港撤去を約束しておきながら、これを何ら履行することなく、再び大湊に母港を押しつけようというのですから、青森県漁民の反発を受けるのは当然であります。しかも、四者協定の政府代表が現在の鈴木総理であり、その鈴木氏はかつて、大湊のようなホタテ養殖漁場の中心地を母港に選定したのが誤りと明言していたのですから、漁民たちを二重、三重にだましたわけです。

母港選定作業が難航するのは、そもそも「むつ」が安全を保障できない欠陥船であることが原因であり、したがって、今後母港問題解決の見

通しはきわめて暗いと言わざるを得ないのであります。

第五は、原子力商船の社会的必要性が考えられないということでもあります。

一九六〇年代において、八〇年代は原子力船時代というキャンペーンが張られたことは事実であります。その当時ですら、一方では専門家の間から、果たして原子力船時代は来るのかという疑問が出されていました。もともと原子力船時代の到来すると仮定しても、商船としては超大型、高速タンカー以外は考えられなかったのですが、第一次石油危機を境にそのわずかな可能性も失われ、わが国の造船会社、海運会社も一斉に原子力船開発体制の縮小化を図ったのであります。

こうした見込み違いについては、原子力委員会も「原子力船研究開発の進め方について」の中で認めているところです。現に、資本主義世界を見渡しても、運輸中の原子力商船は一隻もないし、積極的に原子力商船開発に取り組んでいる国は一国もない状況であります。結局、原子力船の実用性は軍用以外考えられないのであります。

第六は、国費の莫大な浪費だということです。今後「むつ」につぎ込まれようとしている国費は、国会審議で明らかになった船体改修関係で約三百億円、さらに政府が確保している母港整備の費用に約二百億円を要すると見込まれ、これまでにつぎ込まれた国費を時価に換算して合計すれば、総額一千億円に達するのであります。

安全性確保のめどもない、母港の見通しもない、原子力商船の必要性もないというのに、そして福祉、教育など国民生活が大きな犠牲を受けているときに、これだけの巨額の国費を「むつ」一隻に投入する意義が一体どこにあるのか、政府は検討し直すべきであります。

第七は、原子力船事業団には研究開発の能力、体制がないということです。

原子力船事業団は、もともと造船会社、原子力メーカー、官庁からの出向者で構成され、主力の技術者は二、三年で交代するという最悪の寄り合

い世帯であり、およそ技術の蓄積や継承性が図られるような体制ではなかったものであります。しかも、この体制の欠陥は、大山委員会を初め国会でもしばしば指摘されたにもかかわらず、今日依然としてそのままであります。

こうした研究開発の体制も施設も能力もない、単なる事務処理機関にすぎない事業団に研究業務を付与し、「研究」という名称をつけ加えるのは、事業団反対の世論の緩和をねらった延長のためのごまかしにほかなりません。

第八は、五年後の他の原子力機関との統合が全くの行き当たりばったりの便宜主義だということです。

政府は、行政改革の一環として、五年後の原子力機関と統合することとしておりますが、この事業団はもともと時限立法で設立され、解散が予定されている機関であり、実質的には行政改革の数合わせに利用したにすぎないのであります。

また政府は、統合先の意図を全く無視しているばかりか、原研が受け入れなければ動転、動転が受け入れなければ原研と、行き当たりばったりの態度であり、とにかくも既定方針どおり「むつ」を修理しさえすれば、あとは野となれ山となれの無責任ぶりと言わねばなりません。

私は、「むつ」が明らかにした原子力行政の欠陥を根本からえぐり出し、改革することをしない、またまた事業団の若干の延長と機関統合でごまかそうとする自民党鈴木内閣の態度に強く抗議し、政府原案に断固反対の意思を表明して、反対討論を終わります。(拍手)

○中村委員長 これにて討論は終局いたしました。

○中村委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中村委員長 この際、中川国務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。中川国務大臣。

○中川国務大臣 ただいま日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案につきまして、慎重審議の上、御可決いただきまして、まことにありがとうございます。

私といたしましては、本法案の精神にのっとり、おくれれておりました原子力第一船「むつ」の開発を積極的に推進するとともに、長期的展望に立って原子力船の研究開発を推進するため、体制の整備を図る所存でございます。

今後とも何とぞ御支援、御協力のもと、よろしくお願い申し上げます。(拍手)

○中村委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十七分散会

